

Ⅱ 令和3（2021）年度をふりかえって

・ 数値目標の達成状況について

第四次行動プランでは、以下の表のとおり、プラン全体の数値目標として1項目、4つの施策分野のうち、個別の「人権課題のための施策」を除く3施策分野について、4つの数値目標を設定しています。

目 標 項 目		令和2年度 上：目標値 下：実績値	令和3年度 上：目標値 下：実績値	目標達成 状況
プラン全体	人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合 (※1)	40.8%	41.8%	0.94
		39.7%	39.5%	
人権が尊重されるまちづくり	地域における「人権が尊重されるまちづくり」研修会の受講者数(※2)	1,500人	1,500人	0.70
		521人	1,052人	
人権意識の高揚	人権研修等を受講した県民が、人権尊重の視点で行動しようと感じた割合(※3)	100%	100%	0.99
		98.6%	99.2%	
	人権学習によって人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもの割合(※4)	91.0%	93.5%	0.93
		88.3%	86.9%	
人権擁護と救済	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者が、研修内容を今後の業務に生かしたいと感じた割合(※5)	100%	100%	0.95
		93.6%	94.7%	

【数値目標の説明】

- ※1 「みえ県民意識調査」で、県民一人ひとりの人権が尊重されている社会になっていると感じる「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合
- ※2 講師・助言者派遣等の県の支援を受けて団体が実施した「人権が尊重されるまちづくり」研修会の受講者数
- ※3 県民を対象とした人権研修等のアンケート調査において、「人権を大切にする行動をしよう」と思うかどうかを問う質問に「思った」、「どちらかといえば思った」と回答した受講者の割合
- ※4 県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「思う」、「どちらかといえば思う」と回答した生徒の割合
- ※5 人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者へのアンケート調査において、「研修内容を今後の業務に生かしたい」と思うかどうかを問う質問に「思った」、「どちらかといえば思った」と回答した受講者の割合

なお、プランの評価にあたっては、上記の数値目標の達成状況とともに、個別の人権課題に関する取組実績等をふまえて、総合的に評価を行うこととします。

人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】

行政、県民一人ひとり、企業、住民組織、NPO等の団体が、人権尊重の視点に立って活動を行っています。

県民一人ひとり、企業、住民組織、NPO等の団体、県、市町等が協働し、人権が尊重されるまちづくりを主体的に進め、個性や能力を発揮できる機会が誰にでも与えられる社会になっています。

I 国内外の状況

国連は、平成6（1994）年の『「人権教育のための国連10年」行動計画』等において、人権という普遍的文化を創造することの重要性を示してきました。人権尊重の考え方をベースにしたまちづくりを推進する機運が高まり、全国で人権尊重のまちづくり条例の制定、県や市町の人権施策基本方針等が策定されてきました。

平成27（2015）年9月の国連サミットで持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。これは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2016年から2030年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するために、「誰一人として取り残さない」ことを誓ったものです。SDGsは普遍的な目標として、国においても、積極的に取り組まれています。

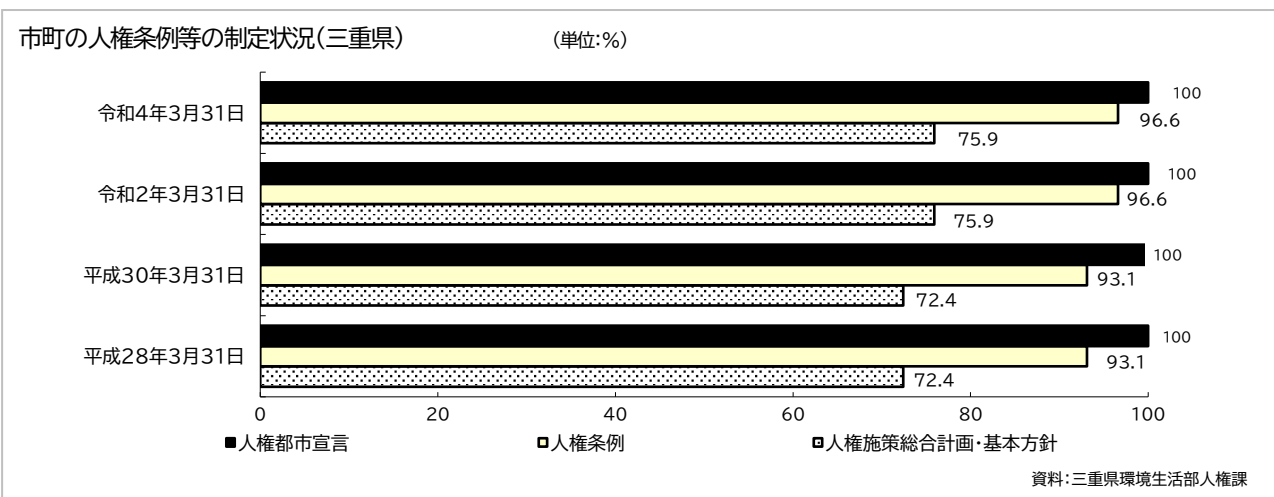
平成28（2016）年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」という。）の施行を受け、人権啓発や人権相談等の取組が求められています。

国際社会において企業活動における人権尊重への関心が高まり、企業活動における人権尊重の指針として、平成23（2011）年に国連において「ビジネスと人権に関する指導原則」がつけられました。そのような中、日本企業の一層の取組を促す観点から、国は令和2（2020）年10月に『「ビジネスと人権」に関する行動計画』（注）を策定し、国内外のサプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みの整備等、人権デュー・デリジェンス（企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報共有を行うこと）の導入を提示しています。

高齢化の進展や単身世帯の増加に伴い、福祉サービスを支える担い手が不足し、地域

が抱える課題が複雑化・複合化する中で、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、国ではさまざまな改革が進められています。

2 県内の状況



- 令和4（2022）年4月1日現在で、県内の全市町で「人権都市宣言」が制定されています。また、「人権条例」が制定されている市町は28市町で、全市町の96.6%となっています。
- 県では、「誰一人取り残さない」SDGsの視点をキーコンセプトに位置付け、「三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会」の実現をめざしています。SDGsの推進のためには、県だけが取り組むのではなく、多様なステークホルダーとのパートナーシップで、経済・社会・環境の3つの側面で統合的に取り組むことが重要と考えており、「SDGs推進窓口（公民連携窓口）」において、企業との協創による新たな取組が生まれています。
- 令和4（2022）年1月7日～1月24日実施の、「人権に関するe-モニターアンケート」では、平成28（2016）年に施行された「差別解消三法」の認知度は、それぞれ、「障害者差別解消法」は37.0%、「ヘイトスピーチ解消法」は34.4%、「部落差別解消推進法」は31.5%でした。また、「どれも知らない」は49.5%でした。

3 県の主な取組状況（令和3（2021）年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

（1）住民、企業、NPO等の団体等が人権の視点で活動をするための取組の推進

- ① 企業、住民組織・NPO等への活動支援
- ② 人権に関する講座を修了した人材への支援
- ③ 住民、企業、NPO等の団体等の活動や経営に人権やダイバーシティの視点が浸透するような取組

-
- ・ 自治会等の地域の団体が開催する人権に関する研修会等に講師を派遣することにより(35団体)、地域における人権が尊重されるまちづくりの推進を支援しました。[実践行動につなげる人権のまちづくり研修支援事業/環境生活部人権課]
 - ・ 人権が尊重されるまちづくりに取り組む企業、住民組織、NPO・団体等8団体の活動状況を調査しました。調査内容は「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の年次報告等に掲載するなど、他団体等の取組の参考となるよう公開しています。[人権文化に溢れたまちづくりパートナー等活動把握事業/環境生活部人権課]
 - ・ 性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認等にかかわらず、多様な人びとが参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けて、平成29(2017)年度に策定した「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」に基づき、高等教育機関と連携した講座やワークショップの開催等により、ダイバーシティの考え方の浸透を図りました。[広げようダイバーシティみえ推進事業/環境生活部ダイバーシティ社会推進課]

(2) 県民、企業、団体、行政の協働による人権尊重のまちづくりの推進

- ① 地域の状況に応じたさまざまな主体のネットワークの形成と充実
- ② さまざまな主体による人権のまちづくりの促進
- ③ 人権のまちづくりを推進するための課題の明確化と取組促進
- ④ 「地域共生社会」の実現に向けた取組の推進

-
- ・ 同和問題をはじめとする人権問題に関する行政を推進するため、その方策の検討と各種の調査研究を行うとともに、県および市町相互の連絡調整を図ることを目的に三重県人権・同和行政連絡協議会が運営されています。そこでは、法施行から5年を経た部落差別解消推進法について改めて学ぶDVD研修等に取り組みました。[三重県人権・同和行政連絡協議会への参加/環境生活部人権課]
 - ・ ボランティア活動に参加しやすい体制を整備するため、ボランティアコーディネーターの養成等を実施する県ボランティアセンターの活動を支援しました。引き続き、県ボランティアセンターの活動への支援を通じて、ボランティア活動の推進を図っていきます。[ボランティアセンター事業/子ども・福祉部地域福祉課]
 - ・ 市町における地域福祉計画の策定や包括的な支援体制の整備に向けて、地域課題に係る意見交換や情報共有を図るため、全ての市町および市町社会福祉協議会を対象とした地域別意見交換会を6地域で実施するとともに、個別訪問を行いました。[地域福祉推進啓発事業/子ども・福祉部地域福祉課]

(3) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ① ユニバーサルデザインの意識づくり
 - ② 安全で自由な移動や安心して快適な施設利用ができる環境づくり
 - ③ 施設整備を担う人たちへの啓発等
 - ④ わかりやすい情報の提供のための意識づくり
 - ⑤ 誰もが住みよい住宅の普及
-

- ・ 外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるヘルプマーク（ヘルプマーク・ヘルプカード）を導入し、県市町の窓口で配布するとともに、UDセミナーや大学生への講義、県の広報媒体等により啓発を行いました。コロナ禍により、援助や配慮を必要としている方が日常生活に不安や困難を感じていることから、おもいやりある行動を広げていくためにも、ヘルプマークの普及啓発をはじめとしたUDの意識啓発がさらに重要となってきます。〔ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 次世代を担う子どもたちを対象に、UD学校出前授業を18校に対して実施しました。広く県民へUDの考え方を普及するため、UDアドバイザーを中心として、さまざまな主体相互間との連携を図りながら、次世代を担う子どもたちを中心に「UDの意識」の啓発を進める必要があります。〔ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 障がい者や妊産婦、けが人等、歩行が困難な方の外出を支援する「三重おもいやり駐車場利用証制度」について、令和4(2022)年3月末現在の利用証交付者数は112,200人、「おもいやり駐車場」の登録届出数は2,186施設、4,489区画となるなど、着実に制度が定着しつつあります。一方、依然として「おもいやり駐車場」で利用証を掲示していない車が多くみられることなどから、引き続き制度の適正利用の啓発を行うなど、UDの意識づくりを進める必要があります。〔三重おもいやり駐車場利用証制度展開事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」(以下「UD条例」という。)の整備基準に基づき、県立学校の施設整備や改修に取り組んでいます。令和3(2021)年度は、学校の実情に応じ、手摺の設置やバリアフリー対応出入口の設置等に取り組みました。また、『三重県立学校施設長寿命化計画』に基づき、トイレ洋式化・多機能トイレの新設のための工事や設計を行いました。引き続き、安全で安心して学習できる環境の整備に向けた取組を進める必要があります。〔学校施設のバリアフリー化／教育委員会事務局学校経理・施設課〕
- ・ 県有施設におけるUDに配慮された整備を進めるための指針「県有施設のためのユニバーサルデザイン(UD)ガイドライン」については、動画等により周知を進めました。また、UD条例に基づく整備基準に適合する施設を増やしていくため、ホームページ等を通じて事業者、設計者等への周知に取り組みました。さらに、UD条例に

基づき、商業施設や公共施設について設計段階で事前協議を行い、完成した施設に対して適合証を交付しました。各建設事務所、各市町の窓口での指導に加え、事業者、設計者のUDに対する理解、賛同を得るための啓発が必要です。〔ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業／子ども・福祉部地域福祉課〕

- ・ 職員等がわかりやすい情報提供を日常的に意識してもらうように、職員研修、職員セミナー等で「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」を配布して啓発を行いました。引き続き、職員等への研修を通して、わかりやすい情報の提供について、啓発を行います。〔「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」の活用／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 公営住宅において、高齢者等に配慮した住宅供給や居住環境の向上を進めるため、高齢者仕様改善を実施しました。〔公営住宅ストック総合改善事業／県土整備部住宅政策課〕

4 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 高齢化が進む団地内で、高齢者の生活を支援する訪問サービスや介護予防をねらいとする通所サービスを行っているNPO法人があります。訪問サービスや通所サービスで人と人とのつながりが生まれています。

(事例2) 安心して過ごせる地域の居場所をめざし、子ども食堂を開いているNPO法人があります。新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けたひとり親家庭へのフードパントリー（食品配布会）も開催しています。

(事例3) 過疎化、高齢化が進む地域において、買い物支援として移動販売等を続けている企業があります。

(2) 市町の取組事例

○ 津市では、人権尊重の地域づくりの実現をめざして、主に中学校区を単位として、さまざまな団体、個人が集い、話し合える人権ネットワークづくりを進めています。幼稚園、学校、各種団体、地域住民で組織された団体が主体となって開催する人権フェスティバルや人権教育講演会では、地域住民や児童生徒が人権課題への理解を深めたり、人権意識を見直したりする場となっています。

○ 亀山市では、学校教育課や小中学校教職員の他に、人権施策に関わる市長部局、保・幼・高、人権擁護委員および市民団体等がともに人権教育を推進する組織となり、人権教育の推進・人権尊重のまちづくりについて協議しています。

○ 志摩市は、「人権尊重都市」を宣言し、人権が保障される地域社会の構築に向け

て、さまざまな人権啓発事業に取り組んでいます。市民・職員が人権意識を高めることを目的に、人権講座や講演会を毎年実施しています。

■ 今後の取組方向（令和4（2022）年度以降の取組方向）

- コロナ禍の中においても地域社会で「人権が尊重されている」ことを実感できるよう、さまざまな課題の解決に向けた豊かな「人権が尊重されるまちづくり」の取組を県内各地で促進していく必要があります。
- 差別を解消し、人権が尊重される社会を実現するため、令和4年5月に施行された「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、住民組織・NPO等の団体、国、市町等と連携・協働して、人権施策を推進します。また、新型コロナウイルス感染症患者やその家族、医療従事者等への差別、デマの拡散等の行為が発生していることから、一人ひとりを大切に、互いを思いやる社会の実現に向けた取組を進めます。
- ダイバーシティ社会の実現に向けて、「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」に基づき、県民の皆さんの理解や行動が広がるよう、ダイバーシティに関する講座を実施します。
- 差別を解消し、人権が尊重されるまちづくりが県内全域に広がるよう、住民、企業、NPO等の団体が開催する研修会等に講師派遣等の支援を行い、活動を促進します。新型コロナウイルス感染症の影響により移動が制限される状況においても、人権のまちづくり研修会が県内全域で開催できるよう、インターネットの活用等、開催手法を工夫していきます。
- 人権が尊重されるまちづくりに取り組む企業、住民組織、NPO・団体等の活動状況を調査します。調査結果は、啓発資料等に活用します。
- 「第4次ユニバーサルデザイン(UD)のまちづくり推進計画(2019～2022)」に基づき、引き続き取組を進めます。特に、コロナ禍において接触機会の低減が求められるなか、動画等を活用しながら、さまざまな主体と連携し、学校出前授業の実施や「おもいやり駐車場利用証制度」、「ヘルプマーク」の普及啓発等、地域における身近なUDの取組を進めます。また、「県有施設のためのユニバーサルデザイン(UD)ガイドライン」の周知を図るとともに、UD条例に基づく整備基準に適合する施設を増やしていくための事前協議や適合証の交付等の取組を進めていきます。

また、現計画期間の最終年度を迎えることから、これまでの取組の成果や課題を検証し、次期計画の改定に取り組めます。

- 県営住宅を、高齢者仕様に改善します。
- 国の「『ビジネスと人権』に関する行動計画」の周知・啓発を図るとともに、企業活動における人権尊重の取組の促進を支援します。
- 令和3（2021）年2月に賛同を表明したシトラスリボンプロジェクトについて、市町等と連携して取り組んでいきます。

注)「ビジネスと人権」に関する行動計画 「ビジネスと人権に関する指導原則」(国連人権理事会)に基づ

く国別行動計画の策定が促されるとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、人権の保護・促進が重要な要素として位置付けられるなど、企業による人権尊重の必要性については国際的な関心が高まっている。令和2(2020)年10月、政府が取り組む施策や、企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報共有を企業が行うこと、人権デュー・デリジェンスの導入促進への期待等が記載された、『『ビジネスと人権』に関する行動計画』が関係府省庁連絡会議において策定された。

人権施策 201

人権啓発の推進

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】

県や市町等は、人権についての正しい知識や情報等を、多様な手段と機会を通じて、県民に向けて確実に発信しています。

県民一人一人は、これらの知識や情報等について学習することで、人権問題を正しく理解し、人権が尊重される社会づくりのために行動しています。

I 国内外の状況

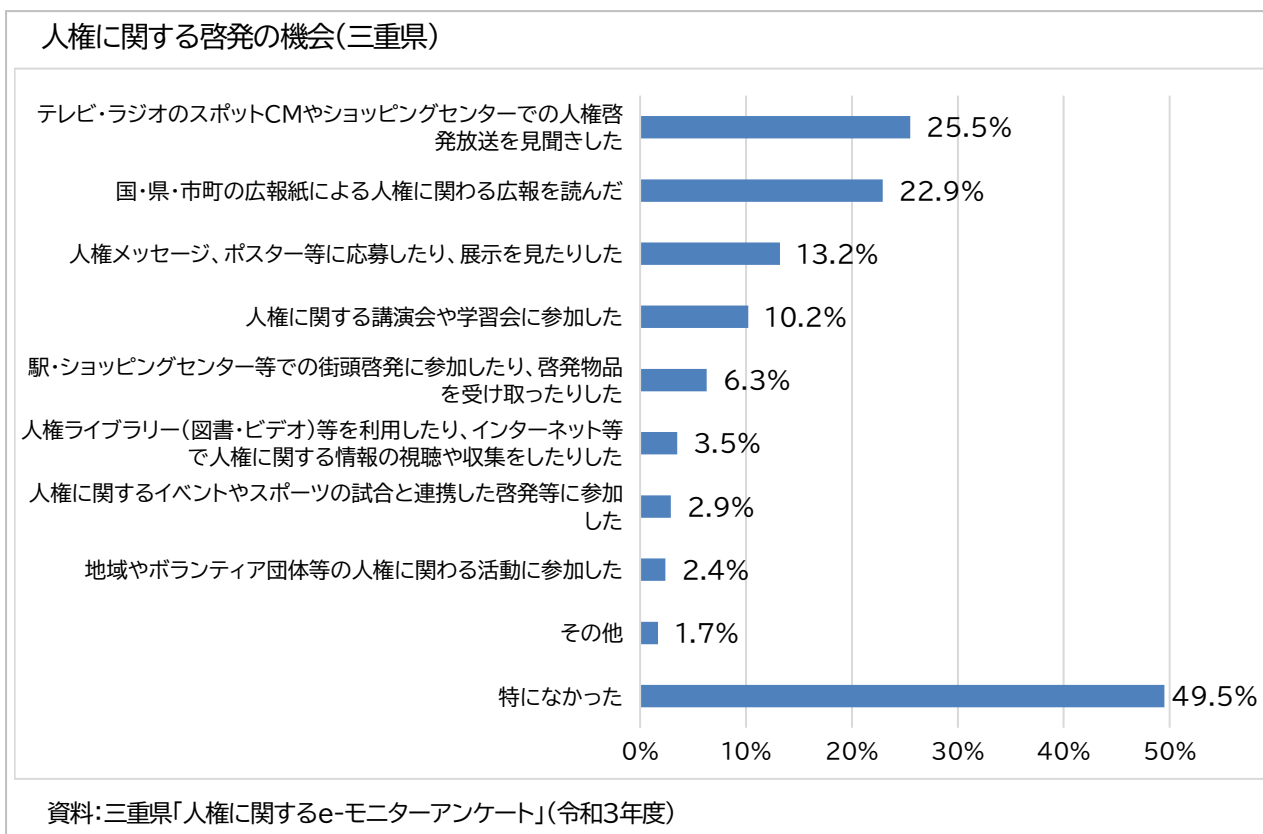
国連においては、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定めています。また、国（法務省）においては、12月4日～10日の1週間を「人権週間」と定め、広く国民に人権尊重思想の高揚を呼びかける啓発活動を展開しています。

国は、平成12（2000）年に、人権啓発をはじめとする諸施策をより総合的に推進していくため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定するとともに、「人権教育・啓発に関する基本計画」を平成14（2002）年に策定し、施策を推進してきました。

平成29（2017）年12月からは、法務省の人権擁護機関等の活動の周知のため、公式Facebookでも人権擁護局の施策や取組、イベント等に関する情報提供を始めています。

令和2（2020）年の新型コロナウイルス感染症の流行以降、オンラインによる研修会やSNS等を活用した人権啓発等、啓発活動の効果的な手法の模索が続いています。

2 県内の状況



- 令和3年度「人権に関するe-モニターアンケート」で、「最近1年間で人権に関する啓発等を見たり聞いたり学んだりした機会があったか」を聞いたところ、あった人は50.5%、特になかった人は49.5%でした。
- 同和問題をはじめとする人権に係る問題に対する正しい認識と理解を深めるとともに、あらゆる差別を撤廃し、すべての県民の人権が尊重される地域社会の実現を図るため、さまざまな啓発・研修事業を行っています。
- 新型コロナウイルス感染症への対応として、オンラインによる研修会やSNS等を活用した人権啓発等が実施されました。

3 県の主な取組状況 (令和3(2021)年度取組実績、成果と課題)

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 効果的な啓発活動の推進

- ① 「世界人権宣言」「人権が尊重される三重をつくる条例」等の理念・内容の普及・啓発
- ② 人権啓発の機会の充実
- ③ 多様な手法による啓発活動の実施

④ 人権啓発拠点機能の利活用

⑤ 「差別をなくす強調月間」「人権週間」における重点的な啓発活動の実施

- ・ 三重県人権施策審議会委員に対し、県の人権施策の推進状況について書面で報告を行うとともに、意見を伺いました。〔人権施策総合推進事業／環境生活部人権課〕
- ・ 新型コロナウイルス感染症の患者や医療従事者等への差別や偏見、感染症に関するデマの拡散等を防止するため、ショッピングセンターにおいて、知事による人権メッセージを放送しました。〔新型コロナウイルス感染症に係る人権問題への取組／環境生活部人権課〕
- ・ 三重県人権センターでは、あらゆる差別が解消され、人権が尊重される社会の実現を図るため、「差別をなくす強調月間（11月11日～12月10日）」を中心に、県広報紙、テレビ・ラジオ等の各種媒体や県人権センターの施設等を活用したイベント・講演会の開催等、さまざまな機会を通じて啓発事業を実施しました。
 - 電波による啓発事業 人権啓発は身近に感じとれることが必要であることから、県民に親しまれているメディアを活用した啓発として、テレビスポットの放映や、人権メッセージを募集（取組数 2,744 点）するとともに、優秀作品をラジオスポットにおいて放送しました。
 - 各種パネル展 県人権センターアトリウムを活用して各種パネル展を実施しました。
 - 移動人権啓発事業 幅広い人権啓発を実施するため、「包括提携協定」締結企業等で協力を得た商業施設に啓発ブースを設け、5市町で5回の移動人権啓発を実施しました。
 - 街頭啓発事業 差別をなくす強調月間中に市町等と連携して、県内主要駅やショッピングセンター等、県内 29 か所において街頭啓発を実施しました。
 - スポーツ組織と連携した啓発 日本女子サッカーリーグ加盟の「伊賀FCくノ一三重」と連携し、伊賀市等において、人権啓発試合の開催やサッカー教室等での啓発を実施しました。
 - 各地域防災総合事務所・地域活性化局において、市町や人権擁護委員協議会等と連携して、地域の実情に即した人権講演会や、人権問題に対する理解を深め各地域で人権啓発を推進するリーダーを育成するための連続講座等を実施しました。

	事業概要
桑名地域防災総合事務所	・北勢地域人権まちづくりトップセミナー（四日市・鈴鹿共催）（R4.2.7） オンライン開催 参加者 45 人 「SDGs と人権～『誰一人取り残さない』社会をつくるために～」 （一財）アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪） 所長 三輪敦子
四日市地域防災総合事務所	・北勢地域人権啓発セミナー（R3.11.1） 菰野町庁舎 4 階大会議室 参加者 12 名 「SDGs と人権～『誰一人取り残さない』社会をつくる～」

	(一財) アジア・太平洋人権情報センター (ヒューライツ大阪) 所長 三輪敦子
鈴鹿地域防災 総合事務所	・北勢地域人権啓発セミナー (R4.2.24) オンライン開催 参加者29人 「多様性を豊かさに～私たちはどう生きるか～」 NPO法人 愛伝舎 理事長 坂本久海子
津地域防災総 合事務所	・津地域ミニ人権大学講座 (R3.11.16～R3.12.14) (全3回) オンライン開催 参加者延べ91人 「【貧困問題と人権】地域社会から見えなくなる子どもたちと過ごして」 特定非営利活動法人こどもNPO 副理事長 山田恭平 他2講座 ・津地域人権まちづくりトップセミナー (R4.1.26) オンライン開催 参加者45人 「【性の多様性と人権】ジェンダー・セクシュアリティを巡る人権課題」 うるわ総合法律事務所 弁護士 仲岡しゅん
松阪地域防災 総合事務所	・松阪地域防災総合事務所管内人権トップセミナー (R4.1.11) 対面及びオンライン開催 参加者100人 (県松阪庁舎 (対面) 30人、オ ンライン70人) 「LGBTと多様性～虹色に輝くまちづくりを目指して～」 (一社) ELLY マネージャー 佐野晃亮
伊賀地域防災 総合事務所	・伊賀地域人権まちづくりトップセミナー (R3.11.15) 県伊賀庁舎 参加者82人 「昨日から学び 今日を生き、明日へ期待しよう」 バイエル薬品(株)所属 パラ陸上競技選手 伊藤智也
南勢志摩地域 活性化局	・南勢志摩地域人権啓発講座 (地域人権セミナー) (R3.11.15～R3.12.9) (全3回) 県伊勢庁舎等 参加者延べ86人 「インターネット上に溢れる差別的な情報を前に」 (公財) 反差別・人権研究所みえ 調査・研究員 原田朋記 他2講座 ・南勢志摩地域人権啓発講座 (人権問題懇話会) (R3.7.19) 県伊勢庁舎 参加者45人 「一人ひとりが生きやすい社会のために ～『性のあり方』について考える～」 (公財) 反差別・人権研究所みえ 事務局次長 本江優子
紀北地域活性 化局	・紀北地域人権大学講座 (R3.10.8～R3.12.9) (全4回) 県尾鷲庁舎・オンライン開催 参加者延べ267人 「インターネット上にあらわれる差別事象の実態と解決に向けて」 (公財) 反差別・人権研究所みえ 調査・研究員 中村尚生 他3講座 ・人権トップセミナー (R4.2.10)

	<p>オンライン開催 参加者 45人 「マジョリティの特権を軸に、防災・減災を考える」 (公財) 反差別・人権研究所みえ 常務理事兼事務局長 松村元樹</p> <p>・みんなでつくる啓発ツール 人権に関する絵・ポスター・標語の募集とカレンダー作成</p>
紀南地域活性化局	<p>・人権トップセミナー (R4.2.8) オンライン開催 参加者 48人 「SDGs と人権～『誰』とはだれか～」 (公財) 反差別・人権研究所みえ 研究員 中森洋子</p> <p>・紀南地域ミニ人権大学講座 第1回 (R3.11.22) 第2回 (R3.12.10) 県熊野庁舎での対面と各市町及び熊野病院と紀南病院でのオンライン開催 参加者 第1回 69名 第2回 85名 テーマ 第1回「ヘイトスピーチ解消法」について 第2回「障がい者の人権」について 講師 第1回 (公財) 反差別・人権研究所みえ 調査・研究員 原田朋記 第2回 (公財) 反差別・人権研究所みえ 事務局次長 本江優子</p> <p>・紀南地域出前人権講座 第1回 (R3.12.7) 第2回 (R3.12.15) 第1回、第2回 熊野病院でオンライン開催 参加者 第1回 16名 第2回 14名 テーマ 第1回・第2回「障害者差別解消法」について ～求められる合理的配慮とは～ 講師 (公財) 反差別・人権研究所みえ 事務局次長 本江優子</p> <p>・人権ポスターの募集、啓発ツールの作成、人権ポスターを活用してカレンダーを作成、配布</p>

- ・ 三重県人権センターのホームページにおいて、三重県人権センターでの啓発イベントや講座、県内各市町の事業等を紹介しました。引き続き、ホームページの工夫を行い、わかりやすい情報を提供していきます。〔インターネットを活用した情報提供／環境生活部人権センター〕
- ・ テレビにおける人権啓発として、スポット放送「いのちの輝きはみんな同じ」等を実施しました。また、新型コロナウイルス感染症に関連する人権啓発スポット放送をラジオで実施しました。さらに、人権啓発ポスター「誰一人取り残さない水平な社会の実現に向けて」を制作するとともに、県内小中高生等を対象に人権ポスターを募集（取組数 22,118人）し、入選作品を巡回展示や人権カレンダーに使用し、啓発に活用しました。〔同和問題等啓発事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 新型コロナウイルスに係る差別や人権侵害の事例を紹介するとともに、感染者等に

対する差別や人権侵害をなくす啓発チラシを県内主要7紙(朝日、伊勢、産経、中日、日経、毎日、読売)に折り込みました(492,450部)。また、偏見・差別、誹謗中傷を受けた人達への応援メッセージを募集し、県HPやラジオ等で紹介しました(29件)。〔コロナに負けるな!偏見・差別をなくそうプロジェクト事業/環境生活部人権センター〕

- ・ さまざまな観点から人権意識の高揚を図るため、CBC テレビやFM 三重を活用した分かりやすい広報に努めました。また、県広報紙「県政だより みえ」や「県政だより みえ(テレビ版)」(三重テレビにおいて放送)、フリーペーパーにより、広く人権をテーマとする情報提供を行い、年間を通じて人権意識の啓発に努めました。特に、「差別をなくす強調月間」には、「県政だより みえ」11月号や、朝日・伊勢・産経・中日・毎日・読売の各新聞において、強調月間の周知とともに、差別をなくすための3つの法律や人権相談窓口等の案内を掲載しました。〔電波広報事業/県政情報発信事業/新聞等広告事業/戦略企画部広聴広報課〕
- ・ 人権を尊重したインターネット利用を呼び掛けるために、パネル「インターネットと人権」を7月、1月に展示しました。また、三重県人権センターアトリウムを活用して各種パネル展を実施しました。〔人権啓発事業/環境生活部人権センター〕
- ・ 「差別をなくす強調月間」中に、国や市町、人権擁護委員等と連携し、県内各所での街頭啓発に取り組みました。〔人権啓発事業(街頭啓発事業)/環境生活部人権センター、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕

(2) さまざまな主体との協働による啓発活動の推進

- ① さまざまな主体と連携した啓発の実施
- ② 地域の特性を生かした啓発活動の実施
- ③ 隣保館との連携による啓発活動の推進
- ④ 企業・団体等に対する啓発の推進及び活動支援

-
- ・ 日本女子サッカーリーグ加盟の「伊賀FCくノ一三重」と連携し、伊賀市等において、人権啓発試合の開催やサッカー教室等での啓発を実施しました。〔スポーツ組織と連携協力した啓発/環境生活部人権センター〕
 - ・ 県内の商業施設5か所で人権啓発事業に取り組みました。今後も、関心の度合いや年齢層に応じて啓発方法を工夫し、県民一人ひとりに届く啓発活動に取り組んでいきます。〔移動人権啓発事業/環境生活部人権センター〕
 - ・ 県内で活動しているクラブチーム6団体の協力を得て、人権侵害を未然に防止するための人権メッセージ動画(30秒×6本)の作成・発信を実施しました。〔コロナに負けるな!偏見・差別をなくそうプロジェクト事業/環境生活部人権センター〕
 - ・ 隣保館において、地域社会の実情をふまえて実施されている啓発活動に支援をしました。隣保館が地域の福祉と人権の拠点施設として活動ができるよう、今後も支援を行う必要があります。〔隣保館運営費等補助金・隣保館事業費補助金/環境生活部人

権センター]

- ・ 関係機関との連携により県内の企業・事業所等へ、人権意識の高揚に向けた啓発を行いました。また、令和3（2021）年度は、県内企業等を対象とした人権啓発のための「人権啓発懇話会総会講演会」をオンライン形式で実施したものの、「企業と人権を考える集い」については、開催を見合わせ、資料の送付により啓発を行いました。引き続き、啓発訪問や講演会等を行い、社内研修等、企業等の自主的な取組を促進していく必要があります。〔企業等啓発推進事業／雇用経済部雇用経済総務課〕

（3）効果的な啓発の調査・研究

- ① さまざまな主体との連携による調査・研究
- ② 人権学習資料や啓発資料の調査・研究

-
- ・ 同和問題等の人権啓発パンフレットを作成しました。今後も時代のニーズや関心の高まりを敏感に捉え、わかりやすい啓発資料を作成する必要があります。〔人権啓発事業（学習・啓発資料の調査・研究）／環境生活部人権センター〕

（4）啓発活動を担う人材の養成

- ① 地域において啓発活動を担う人材の養成

-
- ・ 各地域防災総合事務所・地域活性化局において、ミニ人権大学等、地域で人権啓発を推進する指導者を養成するための講座を開催しました。今後も、地域や職場で啓発を推進していくリーダーを養成する仕組みづくりが必要です。〔人権啓発指導者養成研修事業／環境生活部人権センター〕
 - ・ 各地域防災総合事務所・地域活性化局において、市町長や市町議会議員、市町の幹部職員等を対象に、さまざまな人権課題をテーマとした「人権トップセミナー」等を開催しました。今後も、県と市町との連携強化を図るとともに、市町がより主体的に同和問題をはじめとする人権課題に取り組むことができるよう、各自治体が情報や意識を共有することが必要です。〔人権啓発事業（人権トップセミナー等の開催）／地域連携部地域連携総務課、各地域防災総合事務所・地域活性化局、環境生活部人権センター〕

4 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

（1）民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

（事例）LGBTについて知ってもらい、理解を深めてもらうことで、当事者が自分ら

しく生きていくことができるよう、講演活動やSNSを活用した相談や就職相談等に取り組んでいる団体があります。

(2) 市町の取組事例

市町名	事業概要
桑名市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和問題学習講座（R3.10～R3.11）全4回 参加者延べ109人 「部落問題と向き合う私たち～結婚差別を乗り越えて～」 石井眞澄 他3講座 ・2021人権フェスタ in くわな 人権講演会 R3.12.4 参加者 431人 「誰もが輝ける社会に向けて…高齢者だから、女性だからNG！」 弁護士 住田裕子 ・人権啓発物品・チラシ作成、配布
いなべ市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権ポスター、標語募集（R3.12） ・街頭啓発活動 人権週間における啓発物品の作成・配布 メシエいなべ委員41名 市内各店舗前（R3.12.5） いなべ市人権擁護委員10名 市内各店舗前（R3.12.7）
木曾岬町	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会（R3.12.12） 参加者81人 「自分らしく生きる」 真道ゴー ・人権の花運動 木曾岬小学校
東員町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権標語コンクール（R3.12） ・人権週間懸垂幕掲示（R3.12）
四日市市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発リーダー養成講座（人権大学あすてっぷ7回講座、ステップアップ講座3回講座）（R3.6～R4.3） 参加者延べ1,219人 ・はもりあ四日市25周年記念講演会（R3.11.7） 参加者103人 「CM 炎上からみるジェンダーバイアスとステレオタイプ」 相模女子大学大学院 特任教授 白河桃子 ・DV防止講演会（R3.11.18） 参加者32人 「性の正しい知識を～自分を大切に生きるために～」 いなべ総合病院 産婦人科部長 川村真奈美 ・男女平等教育出前講座、デートDV予防教育出前講座 参加者 1,385人 ・人権の花運動 暁学園暁小学校
菰野町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発カレンダーの作成、配布
朝日町	<ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルテレビ放送「新型コロナウイルス感染症と人権～誰もが安心して過ごすために～」（R4.2.12 R4.2.23 R4.2.27） 視聴可能世帯数約2,530世帯 （公財）反差別・人権研究所みえ 研究員 安田賢行

川越町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習映画会 (R3.10.24) ・(映画会チラシにて)人権啓発に関する内容をチラシに掲載 ・啓発物品の作成、配布 ・中学校へ人権啓発物品を配布し啓発 ・町内小学生による人権に関するポスター制作・展示 あいうセンター (R3.11.13~R3.12.6) 川越町役場 (R3.12.8~R3.12.24)
鈴鹿市	<ul style="list-style-type: none"> ・地区別人権尊重まちづくり講演会 8箇所9回 参加者延べ200人 ・学校での啓発 (R3.10~R3.12) 市内高等学校、県立学校の文化祭での、人権をテーマにしたパネルを展示。 ・企業啓発 (R3.11.24) 連合三重鈴鹿地域協議会女性委員会学習会への参加 講義「さまざまな人権について」及び「シトラスリボン」作成 ・人権啓発カレンダー、人権啓発手帳、卓上ミニのぼり旗の作成・配布
亀山市	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒューマンフェスタ in 亀山 (R3.12.4) 参加者106人 『『差別解消三法』をご存じですか? ~あなたが思っていることを話してみませんか~』 3分科会を設定し、参加者で思いを語りあう。 「高齢者・障がい者・ひきこもりなど、地域で支え合う社会づくり」 「外国の人たちと共に生きる」 「子どもから学ぶ 差別のない地域づくり」 亀山市社会福祉協議会職員・亀山市小中学校教職員・市内人権団体代表等が提案 ・人権の花運動 中部中学校
津市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 (R3.12.11) 参加者197人 「皮の文化の担い手たち」 あとリエ西濱代表 太田恭治 ・人権講演会 (R4.1.16) 参加者21人 「新型コロナウイルス感染症と人権」 (公財) 反差別・人権研究所みえ 研究員 安田賢行 ・市民人権講座(津地域) (R4.2.28) 参加者24人 「災害と人権」 (公財) 反差別・人権研究所みえ 研究員 中森洋子 ・市民人権講座(河芸・芸濃・美里・安濃地域) (R4.2.22~R4.3.19) 計8講座 参加者延べ228人 「1人ひとりが生きやすい社会のために~性のあり方について考える~」 (公財) 反差別・人権研究所みえ 事務局次長 本江優子 他7講座

	<ul style="list-style-type: none"> ・市民人権講座(久居・香良洲・一志・白山・美杉地域)(R3.10.8~R4.3.10) 計6講座 参加者延べ341人 「新型コロナウイルス感染症と人権」 (公財)反差別・人権研究所みえ 研究員 安田賢行 他5講座
松阪市	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン配信「人権と差別」(R4.1.14~R4.1.31) 視聴回数820回 日本福祉大学中央福祉専門学校専任教員 渡辺哲雄 ・オンライン配信「今だから知っておきたい、ジェンダー平等の基礎知識」(R4.1.14~R4.1.31) 視聴回数190回 ジェンダー・スペシャリスト 大崎麻子 ・人権の花運動 第二小学校
多気町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発物品(啓発チラシ入りマスク、ウェットティッシュ)を作成し、街頭啓発を実施。また、町内の小・中・高等学校を訪問し、児童、生徒、教職員3,000名分を配付。
明和町	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会 (R3.11.2~R3.11.21) 全3回 参加者延べ102人 「差別解消3法から人権を考える」 四日市大学 総合政策学部教授 松井真理子 他2講座 ・啓発物品の作成、配布
大台町	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会 (R3.12.4) 参加者55人 「新型コロナウイルス感染症に伴い繰り返される偏見や差別~このサイクルを断ち切るために~」 (公財)反差別・人権研究所みえ 調査・研究員 原田朋記 ・人権啓発物品の配布
伊勢市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発物品等の作成、配布
鳥羽市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発動画の作成、放送 ・人権啓発物品の作成、配布
志摩市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講座 (R3.10~R3.11) 全3回 参加者延べ78人 「部落差別の現実から自分自身を問う~客観的データや具体的な事例から~」 (公財)反差別・人権研究所みえ 調査・研究員 原田朋記 「今知っておきたい『ワーク・ライフバランス』~男女共同参画の視点から~」 三重県男女共同参画センターフレンテみえ 専門員 服部亜龍 「子どもの声を聴く~子どもアドボカシー」 エンパワメントみえ 代表 志治優美 ・講演会 (R4.1.15) 参加者50人 「一緒に生きていこう~あなたの愛を求めています~」 家田荘子(作家・僧侶) ・啓発物品の作成、配布

玉城町	・啓発物品の作成、配布
南伊勢町	・啓発物品の作成・配布 ・保育園での人権教室（人形劇） さくら保育園（R3.12.13）、五ヶ所園（R3.12.17）
大紀町	・人権の花運動 大宮小学校 ・人権教室 大宮小学校 ・啓発物品の作成、配布
伊賀市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和地区別懇談会 リーダー研修会（R3.7.27～R3.11.1）全3回 参加者 延べ156人 「コロナ差別等の身近な問題に向き合う」 （公財）反差別・人権研究所みえ研究員 中森洋子ほか ・ひゅーまんフェスタ 2021（R3.8.28）参加者93人 NPO 団体 NFT（New Future of Transgender）メンバー 浦狩知子 ・部落解放・人権大学講座（R3.9.17～R4.1.14）全5回 参加者延べ163人 近畿大学人権問題研究所 主任教授 北口末広ほか ・部落問題を考える3校6年生の集い 人権フェスティバル（R3.10.27） 参加者78人 ・つげThe フォーラム（柘植中学校人権フェスティバル）（R3.11.11） 参加者120人 ・おおやまだ人権フェスティバル 2021（R3.11.20）参加者146人 「ネット人権侵害と部落差別の現実 ～寝た子はネットで起こされる！？～」 山口県人権啓発センター 事務局長 川口泰司 ・霊中のつどい・人権フェスティバル（R3.11.29）参加者174人 ・差別をなくすいがまちの集い（R3.12.3）参加者113人 「インターネット上の差別事象における課題と解決に向けて」 （公財）反差別・人権研究所みえ 事務局長 松村元樹 ・2021 人権のつどい（R3.12.4）参加者151人 「ちょっと心をかしてくれませんか」 ヒューマンバンド「熱と光」 宮崎保 ・人権を考える市民の集い 2021（R3.12.5）参加者342人 「インターネットと人権～ネットで被害者にも加害者にもならないため に～」 NPO 法人奈良地域の学び推進機構 理事 石川千明 ・あやま人権フェスティバル 2021（R3.12.15）参加者151人 「あきらめない心」 パフォーマー ちゃんへん。
名張市	・人権啓発資料作成

	<p>冊子「広報なばり掲載ひまわり～人権尊重をくらしのなかに～」 2021年1月～12月掲載分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する啓発動画の配信 「分かち愛のすすめ（家庭編）（職場・地域編）」 ・人権啓発リーフレットの購入 ・人権の花運動 蔵持小学校 ・人権カレンダーの作成、配布
尾鷲市	<ul style="list-style-type: none"> ・市内のスーパーマーケット等で人権擁護委員らとともに街頭啓発（R3.12.17）
紀北町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権の花運動 潮南中学校 ・人権について（町内 ZTV 行政放送番組にて放送）（R3.7.22～R3.7.28） ・人権啓発活動（R3.12.8）（幼稚園での人権教室：紙芝居） ・啓発物品の作成、スーパー店頭での配布（R3.12.8）
熊野市	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発活動（R3.12.7） 人権週間において啓発物品の作成・配布
御浜町	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会（R4.3.17）参加者 24 人 「一人ひとりが生きやすい社会のために～性のあり方について考える～」 （公財）反差別・人権研究所みえ 事務局次長 本江優子
紀宝町	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会「新型コロナウイルスによる偏見や差別」（R3.6.15） 対象：民生委員・児童委員等 ・「人権・防災学習」（R3.6.19） 相野谷小学校・相野谷中学校 ・人権ポスター展示（R3.11.10～R3.11.18） まなびの郷 ・人権週間における人権擁護委員、町職員による街頭啓発活動（R3.12.9） ・「広報きほう」に人権メッセージの他、人権関係記事の掲載（3～4ヶ月毎） ・人権講演会の日程等を一枚にまとめたチラシを紀宝町・熊野市・御浜町合同で作成し、各戸に配布（R3.12）

■ 今後の取組方向（令和4（2022）年度以降の取組方向）

- 令和4（2022）年度に実施する「人権問題に関する三重県民意識調査」を分析したうえで、人権意識の高揚のために、県民に広く啓発することで、正しく人権問題を理解し関心を持ってもらえるような内容の工夫が必要です。
- 令和元（2019）年度に策定した「第四次行動プラン」に基づき、人権課題に係る県民一人ひとりの意識の高揚をめざした啓発を、さまざまな主体と連携を図ることにより、より一層推進します。

- 「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の理念や、令和4年5月に施行された「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の目的を実現するため、人権課題や年齢層、関心の度合いに応じた多様な手段と機会を通じて、人権に関する正しい知識や情報を提供し、理解や共感を得るための人権啓発を推進します。
- 三重県人権センターにおいて、常設展示室や図書室等の機能を活用した啓発を推進するとともに、人権ポスター・人権メッセージの募集等、参加型の人権啓発を実施します。また、メディアを活用した啓発やイベント・講座の開催、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、人権啓発活動を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症の患者やその家族、医療従事者等への差別・偏見、デマの拡散等の行為が人権侵害であり許されない旨を周知するため、ラジオにより広く呼びかけます。また、インターネット利用者に対して直接働きかけるターゲティング広告を通じて、差別的な書き込みの未然防止を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症に関連して発生する新たな人権課題についても啓発に取り組みます。新型コロナウイルスワクチンの接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをする「ワクチン差別」の防止もあわせて呼びかけます。
- スポーツ組織と連携した人権啓発イベント等、親しみやすく地域に密着した人権啓発を実施します。また、今までに人権啓発に接することのなかった県民に人権啓発を届けることができるよう、商業施設や地域のイベントで移動人権啓発等を実施します。
- 研修会等の機会をとらえ、企業等に対して、国の「『ビジネスと人権』に関する行動計画」の周知・啓発を行います。

人権施策 202

人権教育の推進

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】

県民一人ひとりは、学校、家庭、職場等、地域社会のあらゆる場で、生涯を通じ、発達段階や職業に応じて、人権について学んでいます。

そして、人権についての学習を通じて知識とスキルを身につけ、人権が尊重される社会づくりのために行動しています。

人権教育を推進するための人材が養成されるなど、実施体制が整っています。

I 国内外の状況

国連は、「人権教育のための世界プログラム」を平成16(2004)年の総会で決議し、5年ごとに重点領域を定め、取り組んできました。第1段階(2005～2009年)は初等・中等教育、第2段階(2010～2014年)は高等教育とあらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権研修、第3段階(2015～2019年)は第1段階と第2段階の領域に、メディア専門職とジャーナリストへの研修が加えられました。

令和元(2019)年9月の国連人権理事会では、第4段階の行動計画(2020～2024年)を採択しました。そこでは、これまでの段階の成果をさらに進め、若者が指導的役割を担い、持続可能な人権教育の国内戦略の開発と実施を促すとともに、排除されたり、不利な状況におかれたりしている若者を優先し、若者による、若者との、若者のための人権教育を拡大することなども記載しています。

文部科学省は、「人権教育の指導方法等の在り方に関する調査研究会議」を設置し、人権教育の指導方法等のあり方について、平成16(2004)年から平成20(2008)年にかけて、三次にわたる取りまとめを公表しました。また、平成21(2009)年と平成25(2013)年の2回にわたって全国の教育委員会・学校に対して取組状況調査を実施し、その結果を公表するとともに、平成23(2011)年から平成27(2015)年にかけて、人権教育に関する特色ある実践事例の収集・公表を行い、人権教育に関する特色ある実践事例や、各人権課題に関する参考資料集をウェブサイトで紹介しています。令和3(2021)年3月には、「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」を公表するなど、学校における人権教育の一層の充実が求められています。

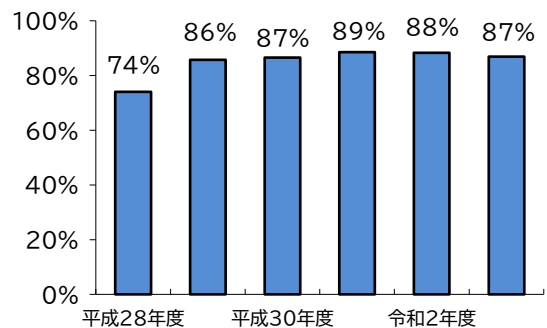
新型コロナウイルス感染症に関連し、海外から帰国した児童生徒、外国人児童生徒、

感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような、断じて許されない行為が発生しています。文部科学省は、新型コロナウイルス感染症による差別・偏見等の防止のためのメッセージの発表や啓発動画等の作成、インターネット上のトラブルを防ぐための情報モラル教育の充実に向けた、教員向け指導資料や児童生徒向け啓発資料を作成、配布しました。

2 県内の状況

- 子どもたち一人ひとりが人権尊重の意識を高め、自他の人権を守るための実践行動ができる力を身に付けられるよう、教育活動全体を通じた人権教育が進められています。
- 令和3（2021）年度の人権学習によって人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合は、87%でした。
- 新型コロナウイルス感染症に対するデマの拡散や差別・偏見は、人権侵害であるとともに、医療従事者などエッセンシャルワーカーの活動の支障になるほか、新たに感染や感染の可能性が確認された場合の情報提供・公開の躊躇を招き、感染拡大防止の妨げにもなることから、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の習得と情報リテラシーの向上につながる内容等について啓発・教育を行っています。
- 子どもへの新型コロナワクチン接種の機会が確保されていくことをふまえ、ワクチンを接種する・しないに関わらず、誰もが安心して学校生活を過ごせるよう、ワクチン接種について理解を深めるための学習指導資料を作成し、県内の公立学校に配付しました。

人権学習によって人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合



※県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかを問う質問に「思う」、「どちらかと言えば思う」と回答した生徒の割合(三重県民カビジョン第三次行動計画及び三重県教育ビジョンでは、令和5(2023)年度の目標値を98.5%に設定しています。)

資料:三重県教育委員会

3 県の主な取組状況（令和3（2021）年度の取組実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 学校教育における人権教育の推進

- ① 総合的・系統的なカリキュラムに基づいた実践
- ② 子どもの主体的な人権学習の促進

③ 人権学習教材の活用・定着と開発

- ・ 指導主事等が市町等教育委員会や学校を訪問し、人権教育カリキュラムの活用や改善、人権学習の実施に向けた助言等を行いました。また、市町人権教育主管課長会議や市町人権教育担当者会議を Web 会議システムと動画配信を活用して開催し、人権教育の総合的な推進について県の取組を説明するとともに、学校への効果的な支援のあり方に関し、情報の交換及び共有を行いました。今後も、市町等教育委員会との連携を深め、地域の実態や課題に応じた支援を行う必要があります。〔人権教育活動推進事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 学校において人権教育カリキュラムに沿って取組が行われ、さらにその改善が行われるよう、管理職や人権教育推進委員会等の代表者に対して人権教育カリキュラムの意義や見直しを行う重要性等について説明しました。〔人権教育研修事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 各私立学校の人権教育推進担当者の活動の条件整備や、教職員人権教育研修及び人権教育推進協議会等の運営、人権を考える児童・生徒の集い等を推進する 15 校に対して、人権教育や人権研修にかかる費用の一部を支援しました。〔私立学校人権教育推進補助金／環境生活部私学課〕
- ・ 人権学習教材及び人権学習指導資料の活用促進や教科学習における取組の充実を図り、個別的な人権問題に対する取組を推進しました。今後も、個別的な人権問題に対する取組が子どもの発達段階に応じ適切に実施されるよう、人権学習指導資料の活用や、教科学習と関連づけた取組を推進する必要があります。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 「人権まなびの発表会」を開催し、県立学校の生徒が各学校で取り組んだ人権学習活動を発表・交流しました。今後も、協力・参加・体験を取り入れた学習や活動を通して、生徒の主体性を育む必要があります。〔人権感覚あふれる学校づくり事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 県立学校において、人権学習指導資料を活用した個別的な人権問題に関する学習の研究や人権教育カリキュラムに基づく教育活動全体を通じた人権教育に関する研究、人権教育推進のための地域連携の研究に取り組みました。今後も、生徒が自他の人権を守るための実践行動ができる力を身に付けられるよう、個別的な人権問題を解決するための学習や学校全体で取り組む人権教育の研究を進める必要があります。〔人権感覚あふれる学校づくり事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 人権問題に対する学習を推進するため、学習展開例を記述した人権学習指導資料や教科学習に関連づけて取り組む流れを示した教職員向け指導資料の活用講座を開催しました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕

(2) 社会教育における人権教育の推進

① 市町等との連携・協働

- ② 住民の主体的な人権学習の促進
- ③ 家庭・地域と協働した取組の推進

-
- ・ 人権教育の推進に係る実態把握調査を県内全市町に対して行うとともに、各市町を訪問し、社会教育施設等の活用や取組の状況等を把握しました。〔人権教育活動推進事業／教育委員会人権教育課〕
 - ・ 人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとする地域の団体等を支援するため、35 団体に講師を派遣しました。今後も、人権のまちづくり研修会が県内全域で開催されるよう支援していきます。〔実践行動につなげる人権のまちづくり研修支援事業／環境生活部人権課〕
 - ・ 7 指定中学校区において、学校・家庭・地域の連携体制である子ども支援ネットワーク（注）を活用し、教育的に不利な環境のもとにある子どもを中心とした支援と、子どもとともに人権尊重の意識を地域に広める活動に取り組みました。指定中学校区では、子どもたちの主体的な人権活動が地域住民の支援により創出できました。〔子ども支援ネットワーク・アクション事業／教育委員会人権教育課〕

（3）企業・民間団体における人権教育の推進

- ① 児童生徒の保護者に向けた人権学習の促進
- ② 企業・団体の人権教育の取組促進
- ③ 企業・団体を対象とした人権研修会の開催

-
- ・ 各県立学校の人権教育の取組に保護者や地域住民の意見を反映する体制を整えるよう、各学校に働きかけました。学校・家庭・地域の連携が重要であることから、PTAが人権講演会を主催するなど、PTAと各学校が連携し人権教育を推進していく必要があります。〔人権教育活動推進事業／教育委員会人権教育課〕
 - ・ 人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとする企業・団体を支援するため、35 団体に講師を派遣しました。今後も、子どもの育ちを支える組織や企業においても研修会が開催されるよう支援していきます。〔実践行動につなげる人権のまちづくり研修支援事業／環境生活部人権課〕
 - ・ 関係機関との連携により、人権意識の高揚に向けた啓発を行いました。また、令和 3（2021）年度は、県内企業等を対象とした人権啓発のための「人権啓発懇話会総会講演会」をオンライン形式で実施したものの、「企業と人権を考える集い」については、開催を見合わせ、資料の送付により啓発を行いました。引き続き、啓発訪問や講演会等を行い、社内研修等、企業等の自主的な取組を促進していく必要があります。〔企業等啓発推進事業／雇用経済部雇用経済総務課〕
 - ・ 農林漁業関係団体の役職員等を対象に、人権問題啓発研修会を県内各地域で 11 回実施しました。研修会には 507 人が参加しました。〔人権問題啓発推進事業／農林水

産部農林水産総務課]

- ・ 企業における公正採用の徹底等を図るため、オンラインを活用し、公正採用選考研修会（公正採用選考研修会サイトでの受講：8月～3月）を開催しました。今後も、公正採用選考に関する事業所等の理解度を高めるため、より効果的な開催方法について関係機関と検討し、引き続き研修会を実施していくとともに、事業所への参加要請にも力を入れていく必要があります。〔雇用主啓発指導／雇用経済部雇用対策課〕

（４）人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の推進

- ① 県・市町職員の人権研修の推進
- ② 教育職員等の人権研修の推進
- ③ 警察職員の人権研修の推進
- ④ 保健・医療、福祉関係者への人権研修の推進
- ⑤ 保育関係者への人権研修の推進
- ⑥ 福祉事務所職員の人権研修の推進
- ⑦ 報道機関関係者における人権教育の自主的な取組の促進

-
- ・ 県の行政職員においては、人権問題に関する県職員意識調査結果をふまえて策定した職員人権研修体系に基づき、職級等に応じた人権研修を行うとともに、本庁・地域機関の各職場において、全職員を対象にした人権研修を実施しました。引き続き、人権問題を自らの課題として認識し理解を深め、その解決に積極的に取り組む職員の育成に努めていく必要があります。〔人権等研修事業／総務部行財政改革推進課、各部、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕
 - ・ 教育委員会事務局及び県立学校では、人権意識の向上及び人権感覚の醸成を図るため、職員一人ひとりが、主体的に人権教育に関する動画の視聴や人権研修の受講を行い、自己啓発に努めました。引き続き、職員が自己啓発に取り組みやすいように、さまざまな研修の機会について情報提供していきます。〔教育委員会事務局職員及び県立学校事務職員等の人権教育研修／教育委員会教職員課〕
 - ・ 県立学校及び小中学校等の管理職や人権教育推進委員会等代表者を対象に、人権教育推進のための研修会を実施しました。また、人権教育推進のリーダー養成を図るために、三重県人権大学講座に教職員を派遣しました。教職員の急激な世代交代をふまえ、今後も、教職員の人権意識や指導力の向上を図るため、効果的な研修を実施する必要があります。〔人権教育研修事業／教育委員会人権教育課〕
 - ・ 教職員向け指導資料や人権学習指導資料等が学校で積極的に活用されるよう、学習展開例に沿った活動を実際に体験したり、具体的な実践事例や研修の実施方法を交流したりする研修講座を開催しました。テーマ別に行った7講座に348人の教職員が参加しました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
 - ・ 保健・医療・福祉関係者など、人権に関わりの深い職業に従事する人々の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、研修及び啓発を行いました。今後も、保健・医療・

福祉など人権に関わりの深い職業に従事する人々の人権意識と業務の質を高めるため、研修等を行う必要があります。〔人権問題研究費／医療保健部医療保健総務課、子ども・福祉部子ども・福祉総務課〕

- ・ 社会福祉施設職員の質の向上のための研修を行う三重県社会福祉協議会に対して、制度の改正や現場のニーズに合った研修実施のために必要な経費を助成しました。〔社会福祉研修センター事業／医療保健部医療介護人材課〕
- ・ 保育士等を対象に、さまざまな人権問題について正しい理解と専門的な知識を習得する場として、人権保育専門講座を実施しました。また、乳幼児の人権意識を育むための指導方法、指導内容等、保育現場において実践する際に参考となる事例について研究を行う事業を実施しました。〔保育専門研修事業費／子ども・福祉部少子化対策課〕
- ・ 福祉事務所の新人生活保護担当職員を対象とした「生活保護担当新任職員研修」において、「子どもがいる世帯に対する人権に配慮した関わり」について研修しました。〔生活保護指導監査費／子ども・福祉部地域福祉課〕

(5) 人材の養成と活用

- ① 人権教育のリーダー育成
- ② 県職員の人権問題解決に必要な専門知識の習得

-
- ・ 県立学校及び小中学校等の管理職や人権教育推進委員会等代表者を対象に、人権教育推進のための研修会を実施しました。また、人権教育推進のリーダー養成を図るために、三重県人権大学講座に教職員を派遣しました。〔人権教育研修事業／教育委員会人権教育課〕
 - ・ 地域や職場での人権啓発、人権教育推進のリーダーを養成するため、三重県人権大学講座に職員を派遣しました。〔人権等研修事業／総務部行財政改革推進課〕

4 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 公益社団法人三重県人権教育研究協議会は、人権教育の研究・推進に取り組み、教育実践研究の成果や手法等を広く発信するなど、県内の人権教育の推進に大きな役割を果たしています。同協議会は、県内の多様な主体と連携して実行委員会を組織し、「三重県人権・同和教育研究大会」を開催しました。大会には会場 334 人、モニター会場 306 人、ライブ配信 1,370 人の参加がありました。

(事例2) 同じ年齢の子どもを持つ保護者たちが同和問題について語り合う集いを継

続している組織があります。同和問題を自分の問題として考える機会を繰り返し持つことで、意識を変えるような学びの場とし、保護者間の連携を深めることにつなげています。

(事例3) 人権啓発推進委員会を設置し、階層別研修計画の策定、管理職研修の企画等に取り組んでいる企業があります。

(事例4) 教育集会所等で青年層による自主活動組織があります。部落問題・人権尊重などをテーマに自分を語る・人とつながる活動をしています。

(2) 市町の取組事例

○ 伊賀市のある中学校区では、保幼小中15年間の子どもの育ちを見通した人権教育カリキュラムを作成しています。校区の小学校では、新型コロナウイルス感染症に係わる差別をなくそうと児童会が中心となって千羽鶴を全校で作り、感染した児童に届けた取組をPTA広報誌で発信するなど、保護者や地域住民と共に差別をなくすための活動に取り組みました。

○ 四日市市のある中学校区では、子ども支援ネットワーク・アクション事業の取組の一環として、各校の人権学習発表会において、人権学習等で学んだことを小学校はクラスごとに劇化し、中学校はクラス別に自作の資料等を用いて発表するなど、地域住民と意見交流し、その様子を、「人権教育推進協議会だより」を通して地域住民に広く周知しました。

○ 川越町の中学校区では、保幼小中合同研修会の人権教育分科会において、取り組みテーマを『『豊かな心』を培うための人権・同和教育、道徳教育の充実』と設定し、各校での取組を進めています。8月と12月の分科会では、各校の取組の実践を発表しあい、中学校区の子どもの人権意識の向上に努めています。

また、川越中学校では、「互いの人権を尊重し、仲間とともに差別をなくそうと行動できる生徒の育成～「災害と人権」を見すえて、個別的な人権問題を解決するための教育の再構築～」をテーマに教育的に不利な環境のもとにある子どもに視点を当て、仲間づくりや人権教育カリキュラムの作成と活用、個別的な人権問題を解決するための取組の構築を行いました。また、県内の小学校・中学校・高等学校に対して授業公開を行いました。

■ 今後の取組方向（令和4（2022）年度以降の取組方向）

○ 令和4（2022）年度に実施する「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果を分析したうえで、県民が人権について学ぶことができるよう、学校教育や社会教育のさまざまな場面での人権教育を進めていく必要があります。

○ 令和3（2021）年度に実施した「人権問題に関する教職員意識調査」の結果分析を行い、成果や課題を明らかにするとともに、報告書にとりまとめ、学校や市町等教育委員会等に配付します。

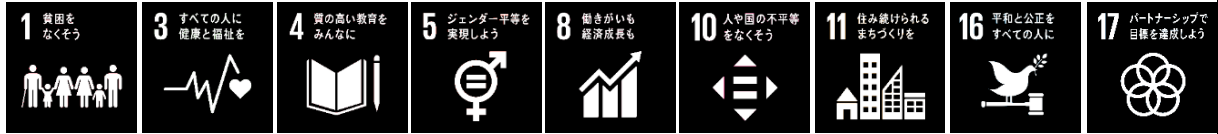
- 人権についての理解と認識を深め、人権を守るための行動につながる意欲・態度や技能を育てるため、人権教育カリキュラムに沿って取組を進めるとともに、効果的な取組となるよう、人権教育カリキュラムの改善を促進します。
- 学校において個別的な人権問題に対する取組が積極的に実施されるよう、授業公開や研究発表等を行い、実践研究校等の取組成果を広めます。また、新型コロナウイルス感染症に係る人権問題についても学校で学習が行われるよう引き続き支援します。
- 教職員が日々の教育実践に生かせるよう、人権学習指導資料等の活用促進を図る研修講座や実践事例の提示などを行います。
- 人権教育推進協議会や子ども支援ネットワークの活動を充実させ、学校・家庭・地域が連携し、子どもの自尊感情や人権意識の向上を図り、人権尊重の地域づくりを進めます。
- 県内の農林漁業関係団体の役職員をはじめ、保健・医療・福祉関係者等の人権に関わりの深い職業に従事する人々の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、研修会等を開催し、人権教育を推進します。
- 公正採用の徹底を図るため、三重労働局・各ハローワークと連携し、県内企業・事業者に向けた「公正採用選考研修会」を引き続き開催します。

 注) 子ども支援ネットワーク 家庭状況や社会的事情等によって、安心して学び、生活することを阻害され、学習意欲を奪われている教育的に不利な環境のもとにある子どもたちの学びを保障するため、子どもが生活の基盤を置く中学校区をベースとして、子どもと保護者、地域住民等の多様な主体が一緒に取り組む仕組み。

人権施策 30 I

相談体制の充実

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】

人権に関する相談に対して適切に対応できるように、相談機関相互の連携が図られ、県民一人ひとりが抱える悩みや問題について、個人情報に十分配慮し、身近で気軽に相談者の立場に立った相談を受けられる支援体制が整えられています。

I 国内外の状況

法務局は、「女性の人権ホットライン」や「子どもの人権110番」を開設し、人権相談を人権擁護委員と連携し、実施しています。

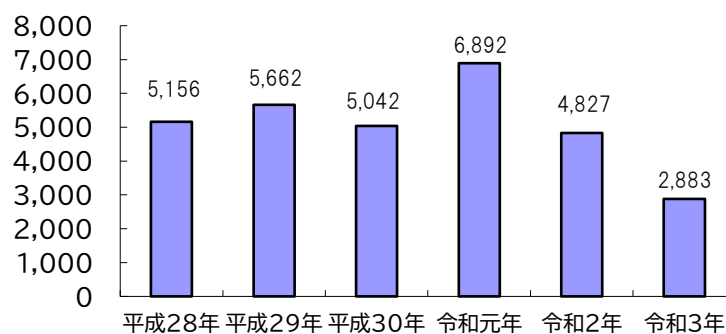
いじめ、体罰、不登校等の子どもをめぐる人権問題への適切な対処のために、人権擁護委員の中から子どもの人権問題を主体的、重点的に取り扱う「子どもの人権専門委員」制度が設けられています。また、日本語を自由に話すことの困難な外国人等からの人権相談としては、全国50の法務局及び地方法務局において、「外国人のための人権相談所」を設けており、英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語の10言語による相談に応じています。高齢者をめぐる人権問題の解決を図る取組として、老人福祉施設等の社会福祉施設において、入所者及びその家族が気軽に相談することができるよう、特設の人権相談所を開設しています。

令和3(2021)年2月、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第13条第2項に、新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者に対する差別的取扱い等の防止に係る国及び地方公共団体の責務(相談支援や啓発等)が定められました。法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する偏見、差別、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を引き続き受け付けています。

2 県内の状況

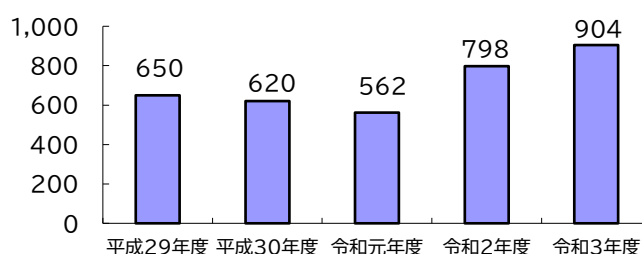
- 令和3（2021）年において、津地方法務局及び管内の人権擁護委員が取り扱った人権相談の受理件数は2,883件で、昨年度より減少しました。
- 三重県人権センターでは、さまざまな人権問題の相談に応じています。令和3（2021）年度には904件の相談がありました。その中で、新型コロナウイルス感染症に関連する相談は138件で、内容は「感染の不安等に関する相談」が7件、「雇用の不安等に関する相談」が2件、「感染者との関わりがある人や医療従事者等に対するデマ、噂、偏見に関する相談」が26件、その他が103件となっています。

法務省人権相談受理件数(津地方法務局総数) (単位:件)



資料:「法務局及び地方法務局管内別 人権相談件数」(法務省)

三重県人権センター相談受理件数 (単位:件)



資料:三重県人権センター

3 県の主な取組状況 (令和3(2021)年度の取組実績、成果と課題)

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 相談窓口の広報と充実

- ① 相談内容に応じた相談窓口の充実と相談機関の連携強化
- ② 幅広い広報手段を活用した相談窓口の周知

- ・ 交通事故相談窓口において、交通事故被害者や加害者本人及びその家族に対して、賠償問題を円滑に進めるための相談業務を実施しました。また、法的手続きが必要と判断される相談や相談者から希望があった場合は、弁護士会等専門機関を紹介するなど、相談者への支援に努めました。[交通事故相談事業/環境生活部くらし・交通安全課]
- ・ 三重県人権センターにおいて、相談員による電話・面接相談を行うとともに、弁護士による法律相談を実施しました。令和3(2021)年度は引き続き新型コロナウイルス感染症への対応として、電話相談を土曜日・日曜日・祝日も実施しました。相談者のニーズに適切に対応するためには、相談員の資質向上を図るとともに、相談機関

相互の連携を充実させる必要があります。〔人権相談事業／環境生活部人権センター〕

- ・ 性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ相談窓口である「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」について、「よりこ」とその支援内容等の理解を深めていただくため、出前講座を実施しました（7回開催、参加者延べ322人）。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 各種研修課程や警察署への巡回指導等の機会を通じて指導教養を実施し、職員の相談への対応能力向上に努めました。引き続き、相談に対応する職員の判断能力や実務能力の向上に努めるとともに、警察安全相談窓口の周知を図る必要があります。〔相談業務の充実／警察本部総務課〕
- ・ 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、誰もが性別にかかわらず自分らしく生きていく上でのさまざまな悩みについてサポートするため、女性のための総合相談（電話相談、面接相談、法律相談）や男性のための電話相談等の相談事業を実施しました。また、専門家による相談員研修（スーパーヴィジョン）を実施し、相談員の資質向上と相談体制の充実を図りました。今後も、関係機関と連携を密にしながら、相談者の支援のため、さらに相談事業を充実させていく必要があります。〔男女共同参画センター事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 妊娠期からの虐待予防に向けて、電話及びLINE相談「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」（相談件数 電話164件、LINE256件）を実施するとともに、高等学校、コンビニエンスストア、スーパーマーケット等にカードを配布（1,821か所、カード配布数：約54,000枚）し、相談窓口を周知しました。〔若年層における児童虐待予防事業／子ども・福祉部子育て支援課〕
- ・ DV（注1）被害者からの相談を三重県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）等で受けるとともに、DV被害に遭った母子の一時保護を行いました。また、昼間に仕事等で相談できない人のための夜間の電話相談や、心的外傷を有する被害女性に対して心理相談や心理療法等を行い、心のケアに努めました。〔女性相談事業／子ども・福祉部子育て支援課〕
- ・ 労使双方から寄せられるさまざまな労働相談に対して、専門相談員が電話や面談等による助言や関係機関の紹介を行うほか、法令に関する専門的な相談には弁護士相談を行いました（相談件数：1,134件）。相談内容は、年々複雑化し多岐にわたる傾向にあることから、関係機関と連携しながら、的確な対応に努めます。〔労働相談室運営事業／雇用経済部雇用対策課〕
- ・ 三重県障害者相談支援センターでは、身体障がい者及び知的障がい者に対して、医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、医療、補装具、個別支援等に関して、専門的な相談を行いました。〔三重県障害者相談支援センター運営／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 福祉サービスに関する苦情の適正な解決を図るため、三重県社会福祉協議会に対して、利用者等からのさまざまな苦情、相談に応じ、必要な助言や適切な専門機関の紹介等、相談者の立場に立った苦情解決の支援を行う「苦情解決委員会」の設置・運営

に要する経費を補助しました。〔福祉サービス運営適正化事業／子ども・福祉部地域福祉課〕

- ・ 医療安全関係研修に医療相談員等が積極的に参加することにより相談窓口の対応力向上を図りました。また、県内医療関係団体とも連携し、迅速かつ的確な医療安全相談対応に努めました。〔医療安全支援事業／医療保健部医療政策課〕
- ・ 三重県こころの健康センターでは、「ひきこもり」、「依存症」、「自殺予防・自死遺族」等、精神保健福祉に関する相談を行うとともに、県内の精神科診療機関・相談窓口・社会資源の情報を掲載した「こころのケアガイドブック」を作成し、ホームページで公開するなど、幅広く支援機関の情報発信に取り組んでいます。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、不安や心身の不調を感じている県民や医療従事者の方への電話相談を実施しました。〔こころの健康センター管理運営事業／医療保健部健康推進課〕
- ・ 性の多様性に関する相談を受け付けるため、「みえにじいろ相談～性の多様性に関する相談～」を開設しました。電話相談に加え、令和3年10月からはSNSによる相談も開始しました（相談件数：81件）。また、県内教育機関、経済団体等にチラシ、カードを配布し、相談窓口を周知しました。〔性の多様性を認め合う社会推進事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

（2）相談窓口機能の強化と支援体制の充実

- ① 身近な地域で気軽に相談できるための環境整備
- ② 利用しやすい方法、場所で相談に応じられる体制整備
- ③ 相談窓口の専門職員の確保・充実
- ④ 相談内容の検討（分析）によって、各種相談に適切な対応ができる体制づくり

-
- ・ 県内には37館の隣保館が設置され、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ、適切な援助を行っています。隣保館活動が広く福祉と人権のまちづくり拠点施設として、地域住民が抱える地域生活課題の解決に資するよう、今後もさまざまな活動について支援を行う必要があります。〔隣保館運営費等補助金・隣保館事業費補助金／環境生活部人権センター〕
 - ・ 民生委員・児童委員の活動を支援するため、各地区民生委員児童委員協議会に対して組織的な活動を強化するための経費を助成しました。引き続き、市町とも連携しながら、民生委員・児童委員の活動を支援していきます。〔民生委員組織活動費補助金／子ども・福祉部地域福祉課〕
 - ・ 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」及び「障害者差別解消法」に基づく相談体制の整備として、令和元（2019）年度から専門相談員を障がい福祉課に配置して、障がい者やその家族等からの相談に対応するとともに、解決が困難な相談事案についての助言・あっせん制度における諮問機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、障がいを理由とする差別の解消に向けて取り組んでいます。

さらに、三重県障がい者差別解消支援協議会を開催し、合理的な配慮の好事例等について情報共有や事例検証を行ったほか、三重県障がい者相談員等研修においても事例検証を行うなど、関係機関と連携して障がい者差別の解消に向けた取組を進めました。〔「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」及び「障害者差別解消法」に係る対応／子ども・福祉部障がい福祉課〕

- ・ 学校教育分野における、障がい者及びその家族や関係者からの相談に対する窓口を教育委員会人権教育課に設置し、対応しています。今後も相談に適切に対応するとともに、引き続き、相談窓口の周知を行います。〔「障害者差別解消法」に係る対応／教育委員会人権教育課〕
- ・ 学校における体罰の問題について、児童生徒が学校や教員に直接相談しにくい例もあることから、教育委員会研修企画・支援課に「体罰に関する電話相談窓口」を設置し、本人及び保護者からの相談に応じています。〔子どもの心サポート事業／教育委員会研修企画・支援課〕
- ・ いじめ問題に対する早期発見・早期対応が全国的に求められている中、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ電話相談を毎日24時間実施しています。令和3（2021）年度は119件の相談がありました。〔いじめ電話相談事業／教育委員会研修企画・支援課〕
- ・ 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、相談員による電話相談、メール相談、SNS相談をはじめ、面接相談、相談室を有した車両を用いた出張相談、関係機関・団体等と連携した支援を行うことで被害者の負担軽減に努めました。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 児童虐待相談対応件数が増加する中、児童相談所の対応力の強化のため、令和2（2020）年7月から県内全ての児童相談所でAIを活用した児童虐待対応支援システムを運用しています。〔児童虐待法的対応推進事業／子ども・福祉部子育て支援課・児童相談センター〕
- ・ 外国人家庭からの児童相談については、通訳者の派遣で対応してきましたが、日時的な制約や対応言語に限られる等の課題が多くなってきたため、電話通訳を平成30（2018）年度から試行し、令和元（2019）年度から利用しています。また、鈴鹿児童相談所に外国人支援員を配置し、NPOと連携して支援にあたりました。〔児童虐待法的対応推進事業／子ども・福祉部子育て支援課・児童相談センター〕
- ・ 教職員からの効果的な人権学習の進め方や人権学習指導資料等の活用方法、校内研修の持ち方等に関する相談に対し、必要な情報や資料の提供を行いました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 三重県人権センターには多様な課題の相談が寄せられており、相談員の研修においては、さまざまな課題に沿った講師を迎えて、当事者に寄り添った相談が行える体制づくりに努めました。〔地域人権相談支援事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 外国人住民の生活全般にわたるさまざまな相談を一元的に受け付ける「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」の運営を行い、11言語で窓口及び電話相談に応じ

るとともに、必要な情報を提供しました。また、新型コロナウイルス感染症に関する相談に対応するため、相談員の増員や日曜開設などサポート体制の拡充を図りました。〔安全で安心な生活への支援事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

- ・ 性の多様性に関する支援を考えるための「LGBT 講座（2 日間）」を実施しました。〔性の多様性を認め合う社会推進事業／ダイバーシティ社会推進課〕

（3）相談員等の資質向上

① 相談員等の資質向上と専門性の確保

- ・ 各種相談事業に従事する相談員（官・民の相談員）に対し、人権に配慮した相談対応ができるよう、資質向上を図る「人権に関わる相談員スキルアップ講座（10 講座）」を開催し、延べ 405 人が参加しました。今後とも、相談員が多様化する相談内容に対応できるよう資質向上を図る必要があります。〔みえ地域人権相談ネットワーク事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の女性相談員の性犯罪・性暴力被害者からの相談や支援等に係る専門的知識の習得及び資質向上のために、専門機関の実施する研修会に参加するとともに、相談員の代理受傷防止のために、スーパーバイザーを招いたケース検討会議等を開催しました。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 市町の児童相談体制の強化支援のため、各市町との定期協議で個々の課題を確認し合うとともに、関係機関の連携を図る場である市町要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣（8 市町 11 回）や、児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーの派遣（3 市町 16 回）を行いました。また、市町職員に対する各種研修等の充実を図りました。〔市町児童相談体制支援推進事業／子ども・福祉部子育て支援課〕

（4）相談機関等相互の協働・連携の強化

① 各種相談機関との連携の充実による実効ある相談・支援体制の構築

② 相談ネットワークの構築と支援体制の構築

- ・ 令和 2（2020）年 12 月に公布・施行された「三重県感染症対策条例」において、「差別の禁止」や、教育活動及び啓発活動を通じた正しい知識の普及、相談に応ずる体制の確保その他の必要な対策を講じることが明記されたことを受け、感染者等に対する重大な人権侵害が懸念されるケースについての的確に対応するため、関係機関（県環境生活部、県人権センター、医療保健部、教育委員会事務局、県警察本部、津地方法務局、三重県人権擁護委員連合会、三重弁護士会）で、「新型コロナ感染症に係る人権相談プラットフォーム会議」を運用しています。相談機関から支援要請を受けて、対応案を協議するなどして、被害者に寄り添った支援につなげていきます。〔新型コロナ

感染症に係る人権相談プラットフォーム会議／環境生活部人権課]

- ・ 性犯罪・性暴力被害者からの相談に関し、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」と関係機関や警察、行政が相互に緊密な連携を図り、迅速かつ適切に支援を行うことを目的に、性犯罪・性暴力被害者支援事業に係る連携機関会議を開催しました。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 人権に係る相談に関し、相談担当者の資質向上や相互の緊密な連携を図り、的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議（行政・公益法人の18相談機関）を開催しています。さらに、地域の相談機関を交えて「人権に関わる相談員交流会」を開催し、連携・交流の促進を図りました。さまざまな人権問題で悩んでいる相談者の課題解決に向けて、身近な地域での相談支援体制が充実するように努めていく必要があり、各種相談機関による連携が不可欠です。〔人権相談事業・地域人権相談支援事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 自殺対策事業に取り組む市町、保健所、民間団体との連携をはかるために、ネットワーク会議を開催しました。〔地域自殺対策緊急強化事業／医療保健部健康推進課〕

4 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 難病患者同士や家族同士が悩みを話し、相談ができるように、ピア・サポート（注2）や会員相互の交流会・相談会等を開催している団体があります。

(事例2) ハラスメント相談員を置き、相談体制を整備している大学があります。また、校内でハラスメントが発生しないように、独自の「ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン」を定めたり、リーフレットを発行したりして、ハラスメントの定義やハラスメントを受けたときの対応について啓発を行っています。

(事例3) 子育て中の母親が相談しやすい環境を行政と協働しながら作っている団体があります。

(事例4) 自殺を防ぐため、さまざまな悩みを抱える人の相談に乗る電話相談窓口を設置しているNPO法人があります。

(2) 市町の取組事例

○ 独自に専門の人権相談窓口を設けている市町、また、年に数回、人権擁護委員による「特設人権相談」を開設している市町があります。

○ 市町の運営する各隣保館において、人権相談、生活相談、職業相談、健康相談、福祉相談等を随時実施し、適切な支援に努めています。

○ 津市では、認知症や障がいのある方々が、住み慣れた地域で安心した生活が送れ

るよう、成年後見制度に関する相談、手続きの支援等を行う「津市成年後見サポートセンター」を中心に、成年後見制度の利用促進を図っています。また、医療機関と介護事業所等の関係者間の連携を推進することを目的とした、「津市在宅療養支援センター」を中心に、相互の関係者や市民からの相談に対応しています。

- いなべ市では、性の多様性に関する相談を受け付ける窓口として「いなべ市LGBT相談」を実施しています。

■ 今後の取組方向（令和4（2022）年度以降の取組方向）

- 令和4（2022）年度に実施する「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果を分析したうえで、人権侵害を受けた人たちが適切に相談を受けることができるような相談機関の周知・運営が必要です。
- 令和4年5月に「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が施行されたことを受け、人権センターを中心とした各相談機関の連携体制を構築するなど相談体制の充実を図るとともに、不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制づくりに取り組めます。
- 法的措置等を含めた実効性のある人権救済制度が早期に確立されるよう、県から国に対し要望を行っていくほか、関係都府県・政令指定都市で構成する「全国人権同和行政促進協議会」を通じても、国に制度の確立を求めています。
- 新型コロナウイルス感染症に起因する重大な人権侵害が懸念されるケースについては、関係機関（県環境生活部、県人権センター、医療保健部、教育委員会事務局、県警察本部、津地方法務局、三重県人権擁護委員連合会、三重弁護士会）と連携し、対応案を協議し、被害者に寄り添った支援につなげていきます。
- 三重県人権センターにおいてさまざまな人権相談に対応するとともに、相談内容に応じた適切な相談機関の窓口を紹介します。
- 多様化・複雑化する人権相談に迅速かつ的確に対応していくため、相談員等に対する研修を行い、資質向上を図ります。また、国、県、市町の相談機関の連携強化に取り組むとともに、地域における相談ネットワークを充実していきます。
- 三重県人権センターのホームページ内の「主な人権侵害と救済制度」をはじめ相談ネットワーク機関の紹介や、「人権に関わる相談担当者等スキルアップ講座」の開催案内等、相談に関わる取組を県民に対し周知していきます。
- 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、県内の関係機関や女性相談員とのネットワークを活かし、相談員の資質向上を図るとともに相談機関同士の連携を深めていきます。また、臨床心理士による心理相談を新たに開設します。
- 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づき、障がい者差別解消専門相談員による相談対応を行うとともに、相談事例や合理的な配慮の好事例等について、三重県障がい者差別解消支援協議会において情報共有、事例検証を行うなど、社会的障壁の除去を促進する取組を進めます。また、助言・あっせんの申立てがあ

った場合には、必要に応じて三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聴きながら適切に対応します。

- 性犯罪・性暴力被害に遭われた方が安心して相談できる窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営を通じて、相談員によるSNS相談や電話相談、面接相談を行うほか、初期の医療的処置や心理相談、法律相談等を行い、相談者の心身の早期回復等が図られるよう、関係機関・団体と連携し、切れ目のない支援を行っていきます。
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活環境の変化やストレス等に起因した性犯罪・性暴力相談の増加に対応するため、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の相談員を増員し相談体制を強化します。
- 児童相談所における対応力の強化のため、AIシステムの活用によるリスクアセスメント（注3）のさらなる精度向上やシステムのシミュレーション機能を活用した職員の判断の質の向上を図り、迅速で的確な相談対応を行うとともに、その後の再発防止、家族再統合等の家族支援のため、ニーズアセスメントツール（注4）の精度を高めます。また、国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に対応するため、児童福祉司や児童心理司等の専門職の増員を進め、児童相談所の体制強化に努めます。
また、要保護児童対策地域協議会に対し、運営等に関して専門的な助言を行うアドバイザーを派遣し、対応力の強化を図り、市町における児童相談体制の強化に向けて取り組んでいきます。
さらに、子どもの権利擁護の取組を推進するため、児童養護施設に入所する児童や里親等委託児童に対し、「子どもの権利ノート」を作成、配付するとともに、児童養護施設や市町の職員を対象にアドボカシーに関する研修を進めるなど、子どもの権利擁護を重視した取組の充実に努めます。
- 児童虐待の未然防止や早期発見につなげるため、これまでの電話相談に加え、SNSを活用した相談体制を整備することで、より相談しやすい環境を整備します。
- 令和元（2019）年度に策定した「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」に基づき、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、DV防止の啓発と情報提供や被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症に起因する生活不安・ストレスにより、DVについても増加していることから、被害者等が速やかに相談し、適切な支援を受けられるようSNS相談等を活用した相談機能の拡充等を行います。
- 三重県労働相談室において、労使双方から寄せられるさまざまな労働相談に対して助言や関係機関の紹介を行うほか、的確なアドバイスができるよう相談体制の充実に努めます。
- 「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」において、外国人住民からの生活相談に加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活不安に対し、きめ細かに対応する体制の充実に取り組みます。
- 性の多様性に関するさまざまな悩みを抱える当事者や周囲の方等からの相談に幅広

く対応していく窓口として、「みえにじいろ相談～性の多様性に関する相談～」を継続し、電話、SNSによる相談を受け付けていきます。

注1) DV ドメスティック・バイオレンス (domestic violence) の略。夫婦や恋人等親密な関係にある、または、あった者からの身体的・心理的暴力等のこと。

注2) ピア・サポート 同じ課題や不安等を共有している当事者同士が、互いの経験・体験を基に語り合い、課題や不安の解決に向けて協同的にサポートを行う相互支援の取組。

注3) リスクアセスメント 児童虐待通告時における児童相談所の初期対応の的確性、客観性を高めるため、子どもの安全を脅かしている要因などのリスクを評価すること。

注4) ニーズアセスメントツール 一時保護後、家庭に復帰する場合の中長期的な支援を行うためのシートと使用ガイドライン。

人権施策 302 さまざまな人権侵害への対応

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】

人権侵害を受けた被害者に対して、行政的、司法的な面から救済のための制度が整備され、幅広く周知されています。

県民一人一人は、人権について正しい認識をもち、人権侵害が起こったときに、なすべき行動を知り、適切な対応が行われています。

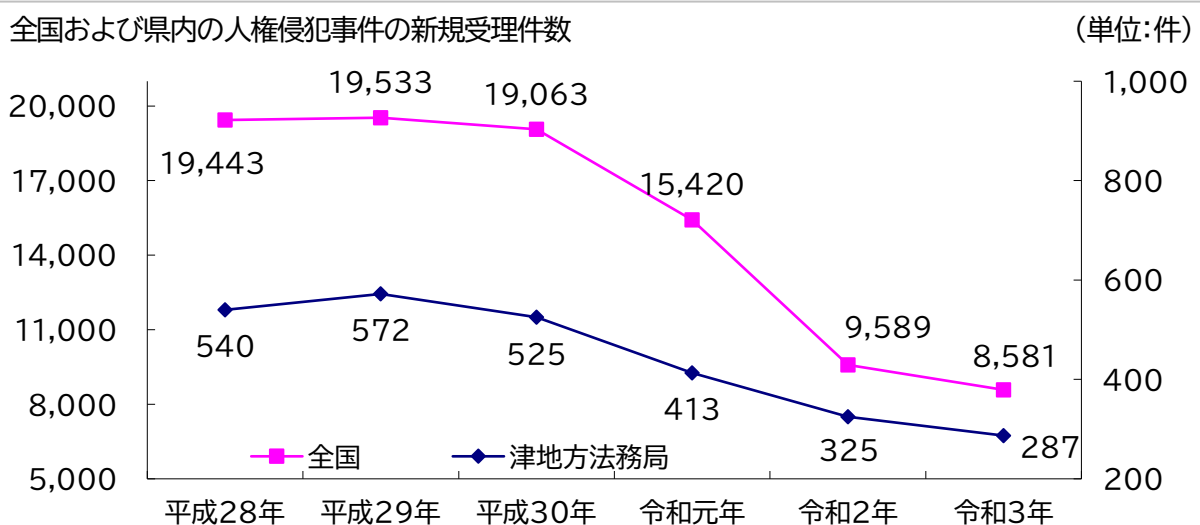
1 国内外の状況

法務局は、人権侵犯事件に対する被害者等からの申告を受け、救済手続を実施しています。救済手続の中で、人権侵害の有無を確認するための調査を行い、人権侵害の事実が認められれば、法律上の助言等を行う「援助」等の措置を講じます。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見、嫌がらせ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けるとともに、人権侵犯事実の有無の判断をふまえ、必要に応じた適切な措置を講じています。

都府県と政令市を構成員とする「全国人権同和行政促進協議会」では、情報交換や今日的課題についての研修や意見交換、国への要望活動を行うとともに、インターネット上における差別書き込み等に係る削除依頼等の取組を行っています。

2 県内の状況



資料:「法務局及び地方法務局管内別人権侵犯事件の受理及び処理件数」法務省

- 津地方法務局で令和3（2021）年に取り扱った人権侵犯事件の年間受理件数（新規）は287件で、4年連続して減少しています。
- ネット掲示板やSNS等での県民への人権侵害にあたる書き込み等に対しては、当該掲示板等の管理者に対して削除申請を行い、そのような書き込み等について削除を依頼する必要があります。県は国に対して、速やかに人権侵害に係る書き込み等を削除することを可能とする法的措置等を含めた実効性のある対策を講じるよう要望しています。

3 県の主な取組状況（令和3（2021）年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

（1）人権侵害に対応するための取組

- ① 人権侵害への対応のための行政等による連携と体制づくり
- ② 差別事象・人権侵害に対する関係機関の連携した取組
- ③ 人権侵害被害者へのケア・支援と関係者への啓発
- ④ 虐待等の早期発見・早期対応の推進と被害者のケアの充実
- ⑤ いじめ等を受けた児童生徒のケアと未然防止への取組
- ⑥ 犯罪被害者等の精神的・経済的支援
- ⑦ インターネット等による差別表現の早期把握・削除と防止に向けた取組
- ⑧ 人権に係る相談機関の充実とネットワークづくり
- ⑨ 人権救済制度の確立に向けた取組

- ・ 新型コロナウイルスに感染した人等に対する、重大な人権侵害が懸念されるケースについての的確に対応するため、関係機関（県環境生活部、県人権センター、医療保健部、教育委員会事務局、県警察本部、津地方法務局、三重県人権擁護委員連合会、三重弁護士会）が法務局や警察等へ相談内容の伝達を行うことで、本人申請が必要な届出等を行いやすくするなどして、相談者の心理的負担の軽減にも取り組むこととしています。〔新型コロナウイルス感染症に係る対応／環境生活部人権課〕
- ・ 人権侵害を訴える相談に対し、相談機関が的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議（行政・公益法人の18相談機関）を設置しています。多岐にわたる相談者のニーズに対して適切なアドバイスが行われるよう、連携・情報交換の会議を開催しました。さまざまな人権侵害に適切に対応するためには、相談機関相互のさらなる緊密な連携が必要です。〔人権相談事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 差別事象の発生の際に、迅速で適切な対応ができるよう、関係機関と連携して、通報連絡体制を整備しています。〔調査・研究事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 複雑化、多様化、深刻化するDV事案の相談に適切に対応できるよう、女性相談員等の資質向上に向けた研修の充実に取り組みました。また、DV相談窓口やDVに対する支援

施策等の周知を徹底することにより、DV事案の潜在化防止に取り組みました。また、DV被害者の安心安全を確保するため、相談窓口の情報の周知にさらに取り組む必要があります。引き続き、面前DV等にも対応するため、関係機関と連携し、同伴する児童に対する支援を行うとともに、保護女性に対する自立まで切れ目のない支援を迅速かつ的確に行う必要があります。〔DV対策基本計画推進事業（配偶者暴力相談支援センター事業）／子ども・福祉部子育て支援課〕

- ・ 市町及び関係機関と連携して、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発活動の一環として、DV相談啓発ポケットティッシュカードや相談窓口案内ミニカードを市町、県窓口、ハローワーク、フレンテみえなど、46か所にて配布しました。また、三重県立図書館と連携し、DV関連本を展示しました。電話相談・対面相談に加えて、DV・妊娠SOS・性暴力の被害の3分野合同で行っているLINE相談を継続して実施しました。DVをはじめとするあらゆる暴力の防止に向けて周知・啓発に継続して取り組み、DVが起こらない社会、DV被害に気づくことができる社会にしていく必要があります。〔DV対策基本計画推進事業（配偶者暴力相談支援センター事業）／子ども・福祉部子育て支援課〕
- ・ 子どもたちが困りごとや悩みごとを相談できるような教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の計521校と県内20か所の教育支援センターに配置しました。また、学校や家庭などの子どもたちを取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりするなどして、福祉的な視点から課題解決への対応を図るため、教育委員会にスクールソーシャルワーカーを20人配置し、学校への支援を行いました。今後も子どもたちの課題に寄り添った支援を行うとともに、地域の福祉等の関係機関とのネットワークを構築する必要があります。〔スクールカウンセラー等活用事業／教育委員会生徒指導課〕
- ・ いじめの問題を解決するための力を身に付ける学習展開例を示した人権学習指導資料や、いじめを未然に防止するための指導のポイント等を示した指導資料を公立学校に配付し、その活用を促進しています。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ インターネット掲示板上の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心にモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。また、インターネット人権ソーシャルウォッチャーの養成については、各市町行政や各市町教育委員会単位でのインターネットモニタリングの取組を進めるため、モニタリングし削除活動ができる人材を増やすことを目的とした「ネットモニタリングガイドブック」を制作、配布しました。インターネット上の差別的な書き込み等については、さまざまな主体によりモニタリング活動や相談対応が行われてきましたが、依然として発生しています。そのため、地域においてモニタリング活動やネットモラルに関する教育等が展開されるよう支援していく必要があります。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕

- ・ 各種相談事業に従事する相談員に対し、人権に配慮した相談対応ができるよう、資質向上を図る「人権に関わる相談員スキルアップ講座（10 講座）」を開催し、延べ 405 人が参加しました。今後も、相談員が多様化する相談内容に対応できるよう資質向上を図る必要があります。〔みえ地域人権相談ネットワーク事業／環境生活部人権センター〕
- ・ さまざまな人権侵害の現状をふまえ、人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するために、法的措置等を含めた実効性のある人権救済制度を早期に確立されるよう、国に対して要望を行いました。〔人権救済のためのあり方検討／環境生活部人権課〕
- ・ 犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、「三重県犯罪被害者等見舞金」を活用し、犯罪被害者のご遺族又は犯罪被害により重傷病を負い若しくは精神療養が必要となった犯罪被害者に対し、見舞金を給付しています。令和 3（2021）年度は、11 件の給付を行いました。〔三重県犯罪被害者等見舞金給付事業／環境生活部くらし・交通安全課〕

（2）人権侵害への対応に関する啓発と広報

- ① 救済につながる相談窓口、制度の広報
 - ② 差別事象等の再発防止に向けた啓発の推進
 - ③ 虐待等に係る啓発と早期発見・通報のしくみづくり
-

- ・ 性犯罪・性暴力被害に遭われた方が安心して相談できる窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」について、「よりこ」とその支援内容等の理解を深めていただくため、出前講座を実施しました（7 回開催、参加者延べ 322 人）。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ インターネットの適正な利用とメディアへの接し方等をテーマに、教育・啓発・広報活動に取り組みました。今後とも、インターネットや SNS における人権侵害に対しては、メディア・リテラシー（注）の向上を図るための啓発・広報に取り組んでいくことが必要です。〔インターネット人権モニター事業・地域人権相談支援事業、人権啓発事業／環境生活部人権センター、各地域防災総合事務所・各地域活性化局〕
- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、「女性に対する暴力防止セミナー」（参加者 94 人）を開催するとともに、女性に対する暴力の根絶メッセージとなる「パープル・ライトアップ」を三重県総合文化センターで実施しました。また、女性が自らの持つ性別役割分担意識に気づき、自己肯定感を養い、自分らしく生きる視点を養うための自己尊重感を高めるトレーニング（8 回、参加者延べ 160 人）を実施するとともに、高等学校等へのデートDV 出前講座（6 回、参加者延べ 960 人）を実施しました。今後も DV をはじめとするあらゆる暴力の防止に向けて周知・啓発に継続して取り組み、DV が起こらない社会、DV 被害に気づくことができる社会にしていく必要があります。〔女性に対する暴力防止総合推進

4 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1)「こどもほっとダイヤル」は、県内の18歳未満の子どもを対象にしており、子どもを問題解決の主体として捉え、子どもの気持ちや感情に耳を傾け、ありのままを受け止めることで自信や自己肯定感を高めています。また、問題をサポートし、子ども自身の意思によって改善の道筋を考えていくことにより、子どもの最善の利益を保障しています。

(事例2) DV被害相談専門のカウンセラーによる面接相談や同行カウンセリングに取り組んでいるNPOがあります。

(2) 市町の取組事例

- 各市町の施設等において、人権擁護委員による「特設人権相談」が実施されています。このほか、独自に専門の人権相談窓口を設けている市町もあります。
- 本人通知制度は、事前に登録した方に対して、その本人の住民票の写しや戸籍謄本・抄本等の証明書を第三者に交付した場合に、その事実を登録者本人にお知らせする制度です。県内では、伊賀市、四日市市、桑名市、鈴鹿市が導入しています。住民票の写し等を交付したことを通知することで、第三者による不正請求を抑止し、個人の権利の侵害を防止することを目的としています。
- いなべ市は、差別をなくし、多様な生き方が選択できる地域の実現をめざすため、「性の多様性を認め合う社会を実現するための条例」を施行し、「いなべ市パートナーシップ宣誓制度」を運用しています。
- 伊賀市は、「あらゆる差別を許さず、互いを尊重するまちづくり」をめざし、市民一人ひとりの人権が大切にされる社会の中で、性の多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせるよう、「伊賀市パートナーシップ宣誓制度」の運用と「ALLYの取り組み」を推進しています。

■ 今後の取組方向（令和4（2022）年度以降の取組方向）

- 令和4（2022）年度に実施する「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果を分析したうえで、人権侵害を受けたときに相談できるさまざまな相談機関の運営や、相談員の資質向上のための取組が必要です。
- 令和4年5月に「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が施行された

ことを受け、県の相談体制の充実を図るとともに、不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制づくりに取り組みます。

- 法的措置等を含めた実効性のある人権救済制度が早期に確立されるよう、県から国に対し要望を行っていくほか、関係都府県・政令指定都市で構成する「全国人権同和行政促進協議会」を通じて、国に制度の確立を求めていきます。
- 三重県人権センターにおいて、多様化・複雑化する人権相談に迅速かつ的確に対応していくため、相談員の資質向上に努めるとともに、相談機関との連携を深め、必要な情報を提供し、内容に応じた専門機関の紹介を行います。
- 相談者が身近な地域において気軽に相談できる環境の整備をめざして、「人権に関わる相談担当者等スキルアップ講座」を開催するとともに、各相談機関とネットワークの充実に努めます。
- 「三重県犯罪被害者等見舞金」を速やかに給付し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ります。
- 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営を通じて、女性相談員による電話相談やメール相談、SNS相談、面接相談を行うほか、相談者の心身の早期回復等が図られるよう、切れ目のない支援を行っていくため、関係機関・団体と連携し、初期の医療的処置や心理相談、法律相談等のニーズに対応していきます。
- 性犯罪・性暴力は重大な人権侵害であり、どのような状況でも許されないということ、インターネットやSNS等を用いて広報・啓発します。
- 新型コロナウイルス感染症に関する誹謗・中傷等、インターネット上の差別事象が大きな課題となっていることから、インターネットのサイト上における三重県に関連する差別的な書き込みについて、モニタリングを行います。発見した差別的な表現の書き込みについては、国等の関係機関と連携を図りつつ、削除要請を行います。
- 市町行政へのモニタリングの推進を継続して進めます。これまでモニタリングを実施してきた中での人権侵害や差別の実態把握をもとに、未然防止のための県民向け啓発動画を作成し、活用します。
- 差別事象の発生については、関係機関と連携しながら、迅速な通報及び適切な対応に努めていきます。
- 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第6次計画）」に基づき、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、DV防止の啓発と情報提供や被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を推進します。
- 児童虐待防止コーディネーター（同伴児連絡調整員）を配置し、DV対応と児童虐待対応とのさらなる連携強化を図ります。
- 平成24（2012）年に発生した2件の児童虐待死亡事例の検証をふまえ、未然防止や早期発見・対応に取り組むとともに、市町要保護児童対策地域協議会に警察も参加してもらうなど、関係機関相互の連携を強化して、児童虐待に的確に対応していきます。さらに、11月の「子ども虐待防止啓発月間」において、子ども虐待防止・いじめ防止啓発キャンペーンを実施し、地域社会全体で児童虐待防止に取り組む気運を高めてい

きます。

注) メディア・リテラシー メディアが発信する情報をそのまま受け入れるのではなく、自らの判断で主体的に読み解き、活用する能力。

人権施策 401

同和問題

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】

これまでの同和問題の解決に向けた取組の成果と課題を継承し、教育・行政機関をはじめ、さまざまな主体が連携しながら、部落差別撤廃に向けた取組が積極的に行われています。

そして、不当な差別を許さない「人権が尊重される社会」を構築する主体として、地域が一体となり、住民自らが人権尊重のまちづくりを積極的に進めています。

I 国内外の状況

平成 28 (2016) 年 12 月、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として「部落差別解消推進法」が施行されました。法制定の背景の一つには、インターネット上で差別を拡散・助長するような看過できない行為の発生があります。それに対して、全国の関係自治体で組織する「全国人権同和行政促進協議会」は、法務省に削除要請等を行っています。

法務省は、平成 30 (2018) 年 12 月に「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について（依命通知）」を発出し、「同和地区に関する識別情報の摘示は、目的の如何を問わず、それ自体が人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであり、原則として削除要請等の措置の対象とすべきものである」と示しました。また、部落差別解消推進法第 6 条に基づき、部落差別の実態に係る調査を実施し、その結果を令和 2 (2020) 年 6 月に公表しました。

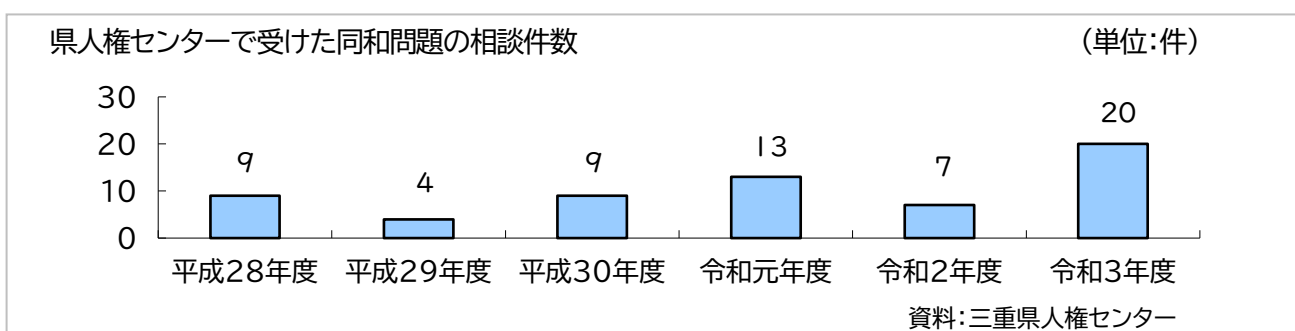
同和問題の解消を阻む大きな要因になっている「えせ同和行為」については、全国の法務局・地方法務局を事務局とした「えせ同和行為対策関係機関連絡会」で、「えせ同和行為」を排除するための取組を行っています。

住民票の写し等の不正請求や不正取得による個人の権利の侵害の抑止や防止を図ることを目的として、事前登録した本人に、住民票の写しや戸籍謄本等を第三者等に交付したことを通知する「本人通知制度」を取り入れている市町村があります。

平成 28 年以降、「部落差別解消推進法」をふまえた独自の条例を福岡県、奈良県、和歌山県、熊本県等が制定しています。

2 県内の状況

- 津地方法務局が令和3（2021）年に新たに救済手続を開始した同和問題に係る人権侵犯事件は12件でした。
- 令和3（2021）年度に県人権センターが受けた同和問題の相談件数は20件でした。
- 情報化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化については、県内でも匿名性の高いインターネットを悪用した差別的な書き込みや誹謗中傷が後を絶たない状況があることに加え、特定の地域を取材し、同和地区として写真入りで紹介するといった、不当な差別を助長・誘発する行為も発生しています。
- 本人通知制度は、平成24年に伊賀市が導入して以降、平成26年に四日市市、平成28年に桑名市、鈴鹿市が導入しています。



3 県の主な取組状況 (令和3(2021)年度の取組実績、成果と課題)

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 同和問題の解決に向けた啓発活動の推進

- ① 同和問題の解決に向けた正しい理解が県内に広く定着していくような啓発活動等の推進
- ② 地域の実情に応じた啓発活動の展開
- ③ 啓発を推進する人材への支援、人材の養成
- ④ 企業等における公正採用選考の確保と主体的な研修の促進
- ⑤ 差別事象への対応と啓発への活用
- ⑥ 「えせ同和行為」排除に向けた取組

- ・ 同和問題をはじめとした人権啓発は、身近に感じ取れることが必要であることから、県民に親しまれているメディアを活用した啓発として、テレビスポットの放映や人権メッセージを募集（取組数2,744点）するとともに、優秀作品をラジオスポットにおいて放送しました。また、啓発ポスターを作成し、県内主要駅やコンビニエンスストア等に掲示するとともに、ポスター図案を使用した手提げ袋を作成・配布しました。

「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果に基づく参加型の学習会（5回）を開催しました。今後も、日常生活の中で行動に移していけるような啓発となるよう工夫が必要です。〔同和問題等啓発事業／環境生活部人権センター〕

- ・ 同和問題等の入権課題について正しい理解と認識を広めるため、県民入権講座において、「一人ひとりが生きやすい社会のために～差別をなくすため、自分のできること～」をテーマに講演を行いました。また、同和問題についてのリーフレットを継続して配布しました。今後も、同和問題等の入権課題について正しい理解と認識を広めるため、県民への啓発と人材養成が必要です。〔同和問題等研修事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 県、宅地建物取引業者及び業界団体の責務を明記した「三重県宅地建物取引業における入権問題に関する指針」（平成25（2013）年4月）を、業界団体を通じ県内の宅地建物取引業者に周知するとともに、業界団体を実施する研修会等でも周知を図りました（法定講習9回、関係団体の支部研修会等3回）。今後も、業界団体と連携して、宅地建物取引業者を対象とした研修会等、啓発活動を実施していく必要があります。〔宅地建物取引業者への対応／県土整備部建築開発課〕
- ・ 賃貸住宅の経営者が会員の団体を通じ、入居差別解消についての講演会・チラシ配布を行いました。入居差別解消に向けた取組については、賃貸住宅の経営者等に十分認識されておらず、今後も、継続的に研修やチラシ配布を行っていく必要があります。〔入居差別解消に向けた取組／県土整備部建築開発課〕
- ・ 地域防災総合事務所及び地域活性化局において、ミニ入権大学講座やトップセミナー、講演会等を実施しました。〔入権啓発事業（入権啓発活動推進事業、地域入権啓発事業）／環境生活部人権センター、地域連携部地域連携総務課、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕
- ・ 地域の福祉向上と入権啓発の拠点施設として設置されている隣保館で行われる啓発及び広報活動、地域交流事業等の取組に対して支援を行いました。今後も、隣保館においてさまざまな活動が実施されるよう、支援を行っていく必要があります。〔隣保館運営費等補助金、隣保館事業費補助金／環境生活部人権センター〕
- ・ 県の行政職員においては、入権問題に関する県職員意識調査結果をふまえて策定した職員入権研修体系に基づき、職級等に応じた入権研修を行うとともに、本庁・地域機関の各職場において、全職員を対象にした入権研修を実施しました。また、地域や職場での入権啓発、入権教育推進のリーダーを養成するため、三重県入権大学講座に職員を13人派遣しました。引き続き、入権問題を自らの課題として認識し理解を深め、その解決に積極的に取り組む職員の育成に努めていく必要があります。〔入権等研修事業／総務部行財政改革推進課、各部、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕
- ・ 関係機関との連携により県内の企業・事業所等へ、入権意識の高揚に向けた啓発を行いました。また、令和3（2021）年度は、県内企業等を対象とした入権啓発のための「入権啓発懇話会総会講演会」をオンライン形式で実施したものの、「企業と入権を考える集い」については、開催を見合わせ、資料の送付により啓発を行いました。

引き続き、啓発訪問や講演会等を行い、社内研修等、企業等の自主的な取組を促進していく必要があります。〔企業等啓発推進事業／雇用経済部雇用経済総務課〕

- ・ 三重労働局・各ハローワークと連携し、県内の企業・事業者向けにオンラインを活用した「公正採用選考研修会」（8月～3月）を昨年度に引き続き開催し、公正採用の徹底等の人権啓発に努めました。今後も、公正採用選考に関する事業所等の理解度を高めるため、引き続き研修会を実施していくとともに、事業所への参加要請にも力を入れていく必要があります。〔雇用主啓発指導／雇用経済部雇用対策課〕
- ・ 社会現場で発生した差別事象について、市町・関係機関とともに分析検討を行うとともに、再発防止に向け、学習会や研修会を実施し、事後の取組についても検証するように努めています。今後も、差別事象に関して的確に実態を把握し、分析・研究を行って対策を講じ、効果的な人権啓発手法へ活用する必要があります。〔調査・研究事業／環境生活部人権センター〕
- ・ えせ同和行為については、従来から啓発冊子やチラシを作成し県関係機関、市町等に配布し周知、注意喚起や啓発に努めています。令和3年度は三重県人権・同和行政連絡協議会を通じて各市町に啓発冊子を配布し、注意喚起を行いました。今後も国等の関係機関と連携を密にしながら、「えせ同和行為」の排除に向け、取り組んでいく必要があります。〔えせ同和行為への対応／環境生活部人権センター〕

（2）同和問題の解決に向けた教育の推進

- ① 同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育の充実・発展
- ② 学校、家庭、地域等が連携した推進体制の充実
- ③ 実践力の向上をめざした教職員や指導者の育成
- ④ 社会教育における住民による主体的な学習支援

-
- ・ 部落差別解消推進法の趣旨や部落問題を解決するための教育の取組内容等を記述した「人権教育ガイドライン」をホームページ上に公開するとともに、学校や市町等教育委員会に同法について周知しました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
 - ・ 部落問題を解決するための教育に関わる実践事例や学習を行う際に参考となる資料を「教職員実践事例集」として、ホームページ上に公開しています。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
 - ・ 人権教育の推進に係る実態把握調査を県内全市町に対して行うとともに、各市町を訪問し、社会教育施設等の活用や取組の状況等を把握しました。〔人権教育活動推進事業／教育委員会人権教育課〕
 - ・ 部落問題を解決するための学習が系統的に行われるよう、子どもの発達段階に応じて作成している人権学習指導資料の活用を促進するための活用講座を実施しました。今後、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が変化していることをふまえた人権学習

の展開例を検討する必要があります。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕

- ・ 県立学校及び小中学校等の管理職や人権教育推進委員会等代表者を対象に、人権教育推進のための研修会を実施しました。また、人権教育推進のリーダー養成を図るために、三重県人権大学講座に教職員を派遣しました。教職員の急激な世代交代をふまえ、今後も、教職員の人権意識や指導力の向上を図るため、効果的な研修を実施する必要があります。〔人権教育研修事業／教育委員会人権教育課〕

（３）学力保障や進路保障等、自己実現の図れる社会環境づくり

- ① 公正な採用選考の確立や就労促進のための取組
- ② 子どもの健全な育成のための取組

-
- ・ 三重労働局・各ハローワークと連携し、県内の企業・事業者向けにオンラインを活用した「公正採用選考研修会」（８月～３月）を昨年度に引き続き開催し、公正採用の徹底等の人権啓発に努めました。今後も、公正採用選考に関する事業所等の理解度を高めるため、引き続き研修会を実施していくとともに、事業所への参加要請にも力を入れていく必要があります。〔雇用主啓発指導／雇用経済部雇用対策課〕

（４）同和問題の解決に向けた人権尊重のまちづくりの推進

- ① 住民交流の拠点となる隣保館の機能を発揮するための取組の促進
- ② 人権が尊重されるまちづくりへの取組の学習支援

-
- ・ 県内には 37 館の隣保館が設置され、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ、適切な援助を行っています。隣保館活動が広く福祉と人権のまちづくり拠点施設として、地域住民が抱える地域生活課題の解決に資するよう、今後もさまざまな活動について支援を行っていく必要があります。〔隣保館運営費等補助金・隣保館事業費補助金／環境生活部人権センター〕
 - ・ 隣保館機能の維持や強化に必要な修繕等に対して支援しました。令和 3（2021）年度は 3 市 4 館で修繕等が実施されました。今後も、計画的な整備が図られるよう、支援していく必要があります。〔隣保館整備費補助金／環境生活部人権課〕

（５）同和問題の解決に向けた人権擁護の推進

- ① 三重県人権センターにおける人権相談ネットワークの推進
- ② 隣保館における相談活動等の支援
- ③ インターネットによる差別表現の早期把握と防止に向けた対応

-
- ・ 相談員による電話相談、面接相談、弁護士による法律相談を実施しました。相談者の悩み等に対して、適切な助言を行い、必要に応じて、相談機関の紹介等を行いました。今後も、相談員の資質向上を図るなど、相談事業を充実させていく必要があります。

す。〔人権相談事業／環境生活部人権センター〕

- ・ 地域で各種相談業務に従事する相談員等を対象として、さまざまな人権課題や知識を拡充し、各種相談に対して人権に配慮した相談対応ができるよう、資質や能力を高める講座「人権に係わる相談員スキルアップ講座（全10講座）」のなかで、同和問題の講座を2講座実施しました。〔地域人権相談支援事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 市町が設置している隣保館が住民からの各種相談に対応する身近な機関として機能を果たせるよう支援しました。〔隣保館における相談活動等の支援／環境生活部人権センター〕
- ・ インターネット掲示板上の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心にモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。インターネットや携帯サイトにおける人権侵害に対しては、実効性のある法的措置が求められます。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕

4 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 公益社団法人三重県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会三重県本部は、県と連携して、会員を対象とした土地差別問題等に関する人権研修会を開催するとともに、宅地建物取引士の更新時講習の際に、人権学習の機会を設けるなど、人権問題に関する研修機会の充実に取り組んでいます。また、「同和問題に関する啓発ポスター」を会員業者に配布し、掲示を依頼したり、外国人、障がい者、高齢者、母子・父子家庭等の入居差別を解消するため、家主向けの普及啓発として、県と協力し「家主向け入居差別解消チラシ」を活用した啓発活動を行うなど、宅地建物取引に関する人権問題の解消に向けた啓発を継続しています。

(事例2) 中学校区内の小中学校・幼稚園・保育所・家庭・地域等が連携し、企画・運営を含めた校区ぐるみのイベントを開催し、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす地域づくりをめざしている組織があります。

(事例3) 保護者や教職員が同和問題やそれに類似する体験を語りあうことで、これからの生き方や子育て等を考えあっている組織があります。

(事例4) 広域で人権活動に取り組む青少年友の会があります。高校等を卒業して地元に戻り、地域での次世代育成を担っています。

(事例5) 部落問題に対する思いや自身の経験を語ることで、人とつながることを大切に活動しているNPO法人があります。お互いを語り合うことで、反差別のつながりを深めています。また、地域でイベントを開催し、新たなつながりを生み出しています。

(2) 市町の取組事例

- 各市町が「部落差別解消推進法」について住民向けの啓発を行っています。また、職員向けに法の内容も含めて周知している市町もあります。
- 法務局において開催されている「えせ同和行為対策関係機関連絡会」には、国や県、三重県人権・同和行政連絡協議会等の関係機関が集まり、えせ同和行為の排除に向けた情報共有等に努めています。
- 市町が設置する隣保館では、各地域の状況に応じて同和問題の解決に向けた相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に取り組んでいます。
- 鈴鹿市は、ホームページで「部落差別解消推進法」法律の周知を行っています。また、市職員への研修を行うとともに、市主催の啓発事業での啓発物品の配布などに取り組んでいます。

■ 今後の取組方向（令和4（2022）年度以降の取組方向）

- 令和4（2022）年度に実施する「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果を分析したうえで、同和問題に関する差別意識の解決に向けた啓発・教育、相談体制の充実に係る取組を、国や市町等と連携して進めていきます。
- 同和問題の解決に向けた取組においても、「差別をしない、させない、許さない」ということを人びとの心に訴えていくため、テレビ・ラジオやポスター等、親しみやすい啓発活動や県民を対象とした講座等の開催等に取り組んでいきます。
- 人権問題を自らの問題として考え、行動する人づくりをめざして、年齢層、関心の度合いに応じたさまざまな手法による啓発を進めていきます。また、県内の小・中・高等学校等の児童生徒を対象にした人権ポスターや人権メッセージを募集し、これらを生かした人権カレンダーの作成等を行います。
- 平成25（2013）年度に策定した「三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」に基づき、業界団体と連携し、パンフレットや人権ポスター、家主向けチラシ等の啓発ツールを活用し、宅地建物取引業者や宅地建物取引士、賃貸住宅の経営者等を対象とした人権研修を実施するなど、啓発を推進していきます。
- 県民を対象に「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果に基づく参加型の学習会を地域機関や市町等と連携して取り組みます。
- インターネット上における差別的な表現の書き込み等について、モニタリングを実施し、早期発見に努め、早期の拡大防止や削除要請に取り組みます。インターネット人権ソーシャルウォッチャー（インターネット上の差別書き込みの現状や人権課題についての理解、差別表現発見方法の習得と削除要請等が行える協力者）の養成講座を引き続き実施し、市町行政へのモニタリングの推進を継続して進めます。これまでモニタリングを実施してきた中での人権侵害や差別の実態把握をもとに、未然防止のための県民向け啓発動画を作成し、活用します。また、インターネット上の人権侵害に対して、

速やかに書き込み等を削除することを可能とする法的措置等を含めた実効性のある対策を早急に実施するよう国へ要望していきます。

- 地域社会の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての役割を持つ隣保館において、相談事業や人権課題の解決に向けた事業等の市町の取組を引き続き支援します。
- 公正採用の徹底を図るため、三重労働局・各ハローワークとより効果的な方法について検討し、県内企業・事業者に向けた「公正採用選考研修会」を引き続き開催します。
- 「えせ同和行為」は同和問題に対する誤った意識を植え付ける許されない行為であることから、事例を踏まえ、その根絶に向け、国、市町等と連携して取り組みます。

人権施策 402	子ども
----------	-----

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール（目標）】

1 貧困をなくそう 	2 飢餓をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	5 ジェンダー平等を實現しよう 	8 働きがいも経済成長も 	10 人や国の不平等をなくそう 	16 平和と公正をすべての人に 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 
--	---	---	--	--	--	--	--	---

【人権施策基本方針におけるめざす姿】

学校、家庭等、地域社会が連携を深め、子どもたちと共に学び、共に遊ぶ中で、全ての県民は子どもが権利の主体として尊重される存在であることを理解し、人権を擁護しています。

子どもが自らの意思が尊重され、権利が保障された環境のもとで豊かな人権感覚を備えた人間として主体的に行動し、安全で健やかな生活を送っています。

I 国内外の状況

文部科学省が実施した、「令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、暴力行為の発生件数は66,201件、いじめの認知件数は517,163件となっています。また、法務省の人権擁護機関が調査・処理を行う人権侵犯事件においても、令和3（2021）年には、学校におけるいじめ事案が1,169件、教育職員による体罰に関する事案が51件、児童に対する暴行・虐待事案が334件となっています。

いじめに関しては、平成25（2013）年の「いじめ防止対策推進法」の成立を受けて策定された「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29（2017）年改定）に基づき、未然防止や早期発見・早期対応の取組が行われています。

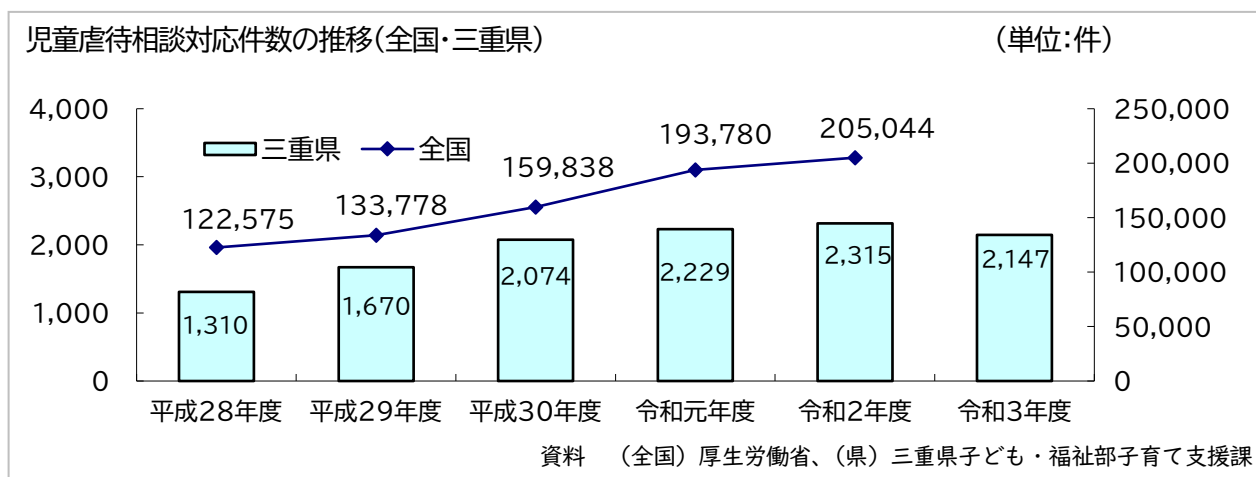
令和元（2019）年には、親の子どもへの体罰を禁止するとともに、児童相談所の体制強化等を盛り込んだ「児童虐待防止対策を強化するための児童福祉法等の改正法」が公布されました。また、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」は、令和元（2019）年12月3日から、通話を無料化しました。令和2（2020）年度、全国220か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は205,044件で、過去最多となりました。

平成26（2014）年には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」で、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノ又はその電磁的記録を所持・保管する行為や、ひそかに児童の姿態を描写することにより児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が規定されました。子どもの性被害を防止するため、取締りが強化されるとともに、流通・閲覧防止対策や被害児童の早期発見・支援等に向けた取組が行われています。

法務省の人権擁護機関では、子どもが相談しやすい体制を整えるべく、全国の小・中学校の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター」を配布しています。このレターを活用し、学校

や関係機関とも連携を図りながら、問題の解決に当たっています。また、専用相談電話「子どもの人権110番」や、法務省ホームページ上の「インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）」にも取り組むなど、様々な手段により、子どもの人権侵害事案の早期発見や事案に応じた適切な措置を講ずるとともに、学校等と連携した「人権教室」を開催するなど、様々な人権啓発活動にも取り組んでいます。

2 県内の状況



- 津地方法務局が令和3（2021）年に新たに救済手続を開始した子どもに係る人権侵害事件（体罰、いじめ、親の子に対する虐待・強制・強要）は59件でした。
- いじめ、体罰、児童虐待等をはじめとした子どもの人権問題をめぐる相談を専門的に受ける「子どもの人権110番」に寄せられた津地方法務局管内の相談電話は782件でした。内訳としては、いじめが17件、不登校が28件、暴行虐待が10件、その他が727件でした。
- 公立小中学校及び県立学校の「令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果によると、令和2年度の三重県（公立学校）のいじめの認知件数は3,764件で、令和元年度と比較すると全体で317件増加（前年度比9.2%増）しています。いじめ発見のきっかけは、小中学校、高等学校で「アンケート調査など学校の取組により発見した」が最も多く（小学校55.6%、中学校39.2%、高等学校41.1%）、特別支援学校では「本人からの訴え」（33.3%）が最多となっています。
- 児童相談所では子どもの養育や障がい等に関するさまざまな相談を受けていますが、子どもを取り巻く社会環境の変化により、児童虐待に係る相談件数は、全国集計では年々増加を続けています。三重県における令和3（2021）年度の相談対応件数は2,147件と依然として2,000件を超えて推移しており、相談内容も複雑かつ深刻なものが多くなっています。

3 県の主な取組状況 (令和3(2021)年度取組実績、成果と課題)

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 子どもの権利に関する理解を深める取組や啓発活動の推進

- ① 児童の権利に関する条約を子ども、保護者等が学習する機会の充実
- ② 企業や地域等と共に取り組む子どもの育ちの見守りや子育て支援の充実
- ③ 児童虐待に対する啓発活動の充実

- ・ 「三重県子ども条例」については、ネット講座、みえの親スマイルワーク等の場で周知に努めるとともに、みえ出前トーク等のテーマに設定するなど、県民の集まる集会等に出向いて説明しています。令和3年度に「三重県子ども条例」の施行から10周年を迎えたことを契機として、子どもの権利について子ども自身が学ぶ取組として、子どもの権利ワークシート及びデジタル絵本を作成し、小学校等に配布しました。また、「みえ次世代育成応援ネットワーク」参加企業・団体を始めとした地域のさまざまな主体と連携して会員相互支援のマッチングの取組を進めることで、県民が主体的に子育て支援活動に関わる機会を創出しました。〔子どもの育ちの推進事業／子ども・福祉部少子化対策課〕
- ・ 「子どもを虐待から守る条例」に基づき、11月の「子ども虐待防止啓発月間」において、イベントの開催等による啓発活動を行いました。引き続き、地域社会全体における児童虐待防止の気運を高めていくことが必要です。〔児童虐待法的対応推進事業／子ども・福祉部子育て支援課〕

(2) 人権を尊重し、子どもの主体性を育む保育、教育の推進

- ① 「三重県教育ビジョン」、「三重県人権教育基本方針」等に基づいた人権文化創造の主体となる意欲、態度、実践力を育てるための教育の推進
- ② 三重県人権保育基本方針等に基づいた豊かな人間性が育まれるような保育の推進
- ③ 発達障がいに関する正しい知識の普及と個別支援の充実

- ・ 「人権まなびの発表会」を開催し、県立学校の生徒が各学校で取り組んだ人権学習活動を発表・交流しました。今後も、協力・参加・体験を取り入れた学習や活動を通して、生徒の主体性を育む必要があります。〔人権感覚あふれる学校づくり事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 保育士が人権問題についての専門的な知識を習得し、人権を大切にすることを育てる保育を推進するため、県内10市町で合計16回の人権保育専門講座を開催しました。なお、新型コロナウイルス感染症の影響など新たな問題に対応していくため、多様な視点から人権感覚を磨くことができる研修内容としています。〔人権保育専門研修事業／子ども・福祉部少子化対策課〕

- ・ 保育現場での人権保育を推進するため、各保育所で課題とされていることを洗い出し、具体的なテーマに沿って調査研究を行い、その内容を保育所での学習会等で活用していただけるよう、かるたを作成しました。〔人権保育推進支援事業／子ども・福祉部少子化対策課〕
- ・ 発達障がい児等に対する早期支援を目的に市町が設置する「発達支援総合相談窓口」における専門人材育成のため、三重県立子ども心身発達医療センターに市町職員（6人）を受け入れ、「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」を養成する長期研修（1年間）を実施しました。引き続き、市町職員の人材育成を支援するとともに、「CLM（発達チェックリスト）と個別の指導計画」の保育所等への導入を促進していくことが必要です。〔発達障がい児への支援事業／子ども・福祉部子育て支援課〕

（3）子どもの権利擁護の推進

- ① 家庭や地域住民と学校、児童相談所等の関係機関による連携の強化及び相談体制のネットワーク化に向けた取組
- ② いじめをなくす取組
- ③ 児童虐待防止と社会的養育の推進

- ・ 児童虐待相談対応件数が増加する中、児童相談所の対応力の強化のため、令和2（2020）年7月から県内全ての児童相談所でA Iを活用した児童虐待対応支援システムの運用を開始しました。〔児童虐待法的対応推進事業／子ども・福祉部子育て支援課、児童相談センター〕
- ・ 社会全体で児童虐待の防止に取り組んでいく必要があることから、すべての子どもとその家庭に対して適切な福祉的支援を提供する「子ども家庭総合支援拠点」の早期設置に向けて助言を行うため、個別の相談会や研修会などを実施し、これまでに18市町において設置されました。また、市町要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣（8市町11回）や、児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーの派遣（3市町16回）を行いました。また、市町職員に対する各種研修等の充実を図りました。〔市町児童相談体制支援推進事業／子ども・福祉部子育て支援課、児童相談センター〕
- ・ 要保護児童に係る課題を共有するため、県要保護児童対策地域協議会を開催し、また、医療機関と児童虐待防止に対する認識や情報共有を図るため、県児童虐待対応協力基幹病院連絡会議を開催するなど、関係機関との連携の強化を図りました。〔児童虐待法的対応推進事業／子ども・福祉部子育て支援課〕
- ・ 子どもの権利擁護の観点から、アドボカシーの取組が重要であるため、児童養護施設等の入所児童に対し「子どもの権利ノート」や「子どもの権利擁護手紙」を配付するとともに、児童相談所職員や児童養護施設等職員を対象にアドボカシーに関する研修を実施しました。〔児童虐待法的対応推進事業／子ども・福祉部子育て支援課、児童相談センター〕

- ・ 北勢地域で増加する外国人児童の虐待に対応するため、鈴鹿児童相談所に外国人支援員を配置、NPOと連携して外国人コミュニティに寄り添い、外国人児童の支援にあたりるとともに、見守りを行い虐待の再発防止に努めました。〔児童虐待法的対応推進事業／子ども・福祉部子育て支援課、児童相談センター〕
- ・ 子どもたちが困りごとや悩みごとを相談できるような教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の計521校と県内20か所の教育支援センターに配置しました。また、学校や家庭などの子どもたちを取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりするなどして、福祉的な視点から課題解決への対応を図るため、教育委員会にスクールソーシャルワーカーを20人配置し、学校への支援を行いました。今後も子どもたちの課題に寄り添った支援を行うとともに、地域の福祉等の関係機関とのネットワークを構築する必要があります。〔スクールカウンセラー等活用事業／教育委員会生徒指導課〕
- ・ 平成30(2018)年に「三重県いじめ防止条例」を施行し、その基本理念をふまえ、三重県いじめ防止応援サポーターの取組やいじめ防止サミットの開催、いじめ防止強化月間の取組等、啓発と社会総がかりの取組を進めてきました。今後も社会総がかりでの取組を進めることにより、いじめの防止に係る機運の醸成を図る必要があります。〔三重県いじめ防止条例をふまえた取組／教育委員会生徒指導課〕
- ・ いじめや不登校の未然防止を図るため、魅力ある学校づくりについての調査研究を志摩市立文岡中学校区(1中学校2小学校)で行い、取組の成果を県内の学校や市町教育委員会に周知しました。また、不登校児童生徒への支援を行っているフリースクールの取組を支援しました。〔不登校対策事業／教育委員会生徒指導課〕

(4) 子どもの健やかな成長のための環境づくり

- ① 相談窓口の整備充実等の子育てを支えるための施策の推進
- ② 子どもの健やかな成長を支援するための環境づくりの推進
- ③ インターネット上の人権侵害への取組の充実
- ④ 子どもが幅広い人間性を身に付ける機会の充実
- ⑤ 子どもの貧困対策

- ・ 7指定中学校区において、学校・家庭・地域の連携体制である子ども支援ネットワークを活用し、教育的に不利な環境のもとにある子どもを中心とした支援と、子どもとともに人権尊重の意識を地域に広める活動に取り組みました。指定中学校区では、子どもたちの主体的な人権活動が地域住民の支援により創出されました。〔子ども支援ネットワーク・アクション事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 青少年やその保護者に対し、インターネット被害防止の重要性、ペアレンタルコントロール(コンテンツのフィルタ、家庭における携帯電話利用のルール作りなど)の必要性について、学校の授業や入学説明会等の機会を活用しながら啓発を行うとともに

に、中学生・高校生に対し、自画撮り被害防止のためのチラシを配布しました。〔青少年健全育成条例施行事業／子ども福祉部少子化対策課〕

- ・ インターネット上の不適切な書き込みを検索するネットパトロールを年3回（平日15日間を3回）、新型コロナウイルス感染症に係る不適切な書き込みの検索を平日の毎日実施しました。また、令和2年度に作成した、SNSなどでの不適切な書き込み内容を投稿できるアプリ「ネットみえ〜る」を引き続き運用しました。ネットパトロールでは令和4年3月末現在で747件の不適切な書き込みを検知しており、「ネットみえ〜る」は令和4年3月末現在でダウンロード数4,900件、投稿数は74件（うち、子どもに関わる投稿は13件）となっています。これらの書き込みや投稿には、学校や市町教育委員会と連携して対応しました。

今後、子どもたちのインターネットの適正利用を進めていくためには、ネットパトロールや「ネットみえ〜る」など、インターネット上で的人権侵害や誹謗中傷等から児童生徒を守る取組を継続して進めるとともに、子どもたち自身が考え、話し合う活動を進めていくことが必要です。〔いじめ対策推進事業／教育委員会事務局生徒指導課〕

- ・ 子どもや子育て家庭を地域全体で支えるという趣旨に賛同する企業・団体で構成する「みえ次世代育成応援ネットワーク」（令和4（2022）年3月末現在1,592会員）等と連携し、「ありがとうの一行詩コンクール」を行いました。〔子どもの育ちの推進事業／子ども・福祉部少子化対策課〕
- ・ 子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用電話相談「こどもほっとダイヤル」を運営し、悩みを抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら継続して相談を受け、子どもが自らの力を回復して解決していくことができるよう支援しています。虐待やいじめ等、子ども自身の力だけでは解決できないような場合には、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応しました。〔子どもの育ちの推進事業／子ども・福祉部少子化対策課〕
- ・ 「持続可能な子どもの居場所とは？ー子どもの居場所ワークショップー」を開催し、令和3年度に三重県が実施した「子どもの居場所に関する現況・実態把握調査」の結果やモデル事業の発表を行い、子どもの居場所を運営する団体等が意見交換を行いました。また、新型コロナウイルス感染症対策として「地域支え愛推進・継続事業補助金」を創設し、地域の子どもを支える体制整備の支援を行いました。〔子どもの貧困対策推進事業／子ども・福祉部子育て支援課〕

4 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

（1）民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

（事例1）三重弁護士会子どもの権利委員会では、いじめ予防の観点から児童等のいじめに

関する理解を深めるために、希望の小学校を対象に「いじめ予防授業」を実施しています。また、子どもたちがいじめの問題を主体的に考えるワークシートを、県教育委員会と共同で作成しています。

(事例2) 児童養護施設の入所児童への学習支援事業を行っているNPO法人があります。同じ「学びサポーター」が同じ子どもに継続して関わり、子どもの気持ちを受け止めながら学習意欲を高めています。子どもの権利を尊重して、一人ひとりの子どもの自己肯定感を育むことが、その後の意欲を引き出すことにつながっています。

(事例3) 飛び出し注意喚起看板の設置・維持管理事業に対して企業から協賛金を得て、収益の一部を広域対応型学童保育事業に生かしているNPOがあります。

(事例4) 地域で子どもの居場所づくりに取り組む団体があります。「子ども食堂」等の取組で、住民が交流し、助け合いができる地域づくりや、地域の課題解決につながっています。

(事例5) 保育施設を設け、従業員の子どものみを保育している企業があります。また、いくつかの企業では、施設を従業員以外にも開放しています。

(事例6) 子どもが主体的になれる新しい学びの場を提供するフリースクールがあります。

(事例7) 外国人児童生徒の学習支援教室を春休みや夏休み中に開いた団体があります。

(2) 市町の取組事例

- 児童福祉法の改正により市町が第一義的な児童家庭相談の窓口となり、市町で児童相談が実施されています。また、全ての市町で要保護児童対策地域協議会が設置され、関係機関間での連携強化に向けた取組が進められています。
- 各市町において福祉・教育・保健が連携し、発達障がい児等への途切れのない支援に向けた取組が行われています。
- 小中学生による「子ども人権フォーラム」が各市町で開催されています。人権についての体験や学習をもとにした自分の考えや意見を交流しています。
- 津市では、子育てに関する切れ目ない支援を行うため、市内15か所の子育て世代包括支援センターにて、保健師、助産師、保育士が地域の専門機関と連携し、一人ひとりにあった情報やサービス等を提案する利用者支援事業を行っています。また、妊産婦等の要配慮者が長期間の避難生活が必要になったときに避難することができる拠点福祉避難所として、津市たるみ子育て交流館を運用することを想定しています。
- 東員町では、妊娠期から出産、子育ての情報ツールとして「母子モ」というアプリを作成しています。予防接種の日程管理や地域の育児情報、子どもの成長記録を簡単に記録することができるほか、母親と父親の双方がアプリをダウンロードする事で情報共有をすることができます。

■ 今後の取組方向（令和4（2022）年度以降の取組方向）

- 令和4（2022）年度に実施する「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果を分析したうえで、子どもを体罰や虐待等から守るとともに、権利が保障された環境のもとで豊かな人権感覚を備えた人間として主体的に行動し、安全で健やかな生活が送れるよう、取り組んでいく必要があります。
- 三重県子ども条例に基づき、子どもの権利にかかる施策の効果を点検するとともに、子どもの権利ワークシート及びデジタル絵本について、小学校等での活用が進むよう取り組めます。また、「みえ次世代育成応援ネットワーク」参加企業・団体を始めとした地域のさまざまな主体と連携して、子どもを応援する取組や会員相互支援のマッチングの取組等を進めることで、県民が主体的に子育て支援活動に関わる機会を引き続き創出していきます。
- 関係機関等の協力を得て、啓発活動を行うなど、地域社会全体で児童虐待防止に取り組む機運を高めていきます。また、国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に対応するため、児童福祉司等の専門職の増員を着実に進め、児童相談所の体制強化に努めます。
- 児童相談所における対応力の強化のため、AIシステムの活用によるリスクアセスメントのさらなる精度向上やシステムのシミュレーション機能を活用した職員の判断の質の向上を図り、迅速で的確な相談対応を行うとともに、その後の再発防止、家族再統合等の家族支援のため、ニーズアセスメントツールの精度を高めます。
- 令和4（2022）年度までに全市町への「子ども家庭総合支援拠点」の設置に向けて、個別の相談会や研修会等を実施し、市町による地域の実情に合わせた拠点づくりを支援します。

また、要保護児童対策地域協議会に対し、運営等に関して専門的な助言を行うアドバイザーを派遣し、対応力の強化を図り、市町における児童相談体制の強化に向けて取り組んでいきます。さらに、鈴鹿児童相談所に加え、北勢児童相談所に外国人支援員を配置し、NPOと連携して外国人コミュニティに寄り添い、外国につながる子どもの虐待防止に努めます。
- 子どもの権利擁護の取組を推進するため、児童養護施設に入所する児童や里親等委託児童に対し「子どもの権利ノート」を配付するとともに、児童養護施設や市町の職員を対象にアドボカシーに関する研修を進めるなど、子どもの権利擁護を重視した取組の充実に努めます。
- 児童虐待の未然防止や早期発見につなげるため、これまでの電話相談に加え、SNSを活用した相談体制を整備することで、より相談しやすい環境を整備します。
- 人権が尊重される保育を推進するため、保育所等の職員を対象に、多様な人権感覚を磨くことができる内容とし、保育現場での人権保育の実践につながる専門的な知識が習得できる講座を開催します。
- 保育現場での人権保育を推進するため、現場で課題となっていること等について調

査研究を行い、パンフレット等にまとめて啓発に努めます。

- 子ども支援ネットワークの取組が充実するよう、市町等教育委員会と連携し、教育的に不利な環境のもとにある子どもの自尊感情の向上と、子どもの主体的な活動の促進に取り組めます。
- 「三重県いじめ防止条例」をふまえ、いじめ防止強化月間（４月、１１月）の取組を推進し、社会総がかりでの取組につなげます。また、いじめに悩んでいる子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、SNSを活用した相談窓口「子どもSNS相談みえ」を実施します。
- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、支援が必要な子どもや貧困家庭への社会的関心が高まる中、地域で子どもを支えていきたい思いのある企業や民間団体等と連携し、県内各地に子どもや保護者が気兼ねなく集うことができ、食事の提供や学習支援、孤立の解消等のさまざまな支援機能を持つ子どもの居場所づくりを進めます。また、子ども居場所の活動が持続可能なものとなるように、人材育成や運営へのアドバイスなどの支援を行います。さらに、ヤングケアラーへの効果的な支援体制の構築に向けた取組を進めます。
- 発達障がい児等への途切れない支援を行うため、市町の発達支援総合窓口等との連携を強化するとともに、引き続き、専門的な職員の育成を支援します。また、保育所・認定こども園・幼稚園への「CLM（発達チェックリスト）と個別の指導計画」の導入を促進するとともに、大学等の保育士や幼稚園教員の養成施設での研修会の開催等の取組を進めます。さらに、小児科医に向けた発達障がい児の診療に関する連続講座を引き続き実施し、地域の医療機関や市町や事業所等とのネットワークの構築を支援し、身近な地域での医療の確保と支援体制の充実に取り組めます。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、保護者の労働環境をはじめとする生活環境の変化で子どもや保護者がストレスを抱える結果として、児童虐待の増加が懸念されているため、要保護家庭等について市町や学校等と連携して子どもの見守りを継続し、児童虐待の未然防止に取り組めます。また、減収等の影響を受けるひとり親家庭に対する支援を行うとともに、食を通じた子育て家庭への支援に取り組めます。

人権施策 403

女性

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール（目標）】

1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



5 ジェンダー平等を実現しよう



8 働きがいも経済成長も



10 人や国の不平等をなくそう



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナーシップで目標を達成しよう



【人権施策基本方針におけるめざす姿】

県民一人ひとりが、個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的扱いを受けず、男女が個人として能力を十分に発揮することができる機会が確保され、生き方や価値観等をお互いに尊重しあいながら、社会の対等な構成員として、あらゆる分野でともに参画しています。

性別に基づくあらゆる暴力を許さないという意識が浸透し、女性に対するあらゆる暴力が根絶されています。また、被害者に対する相談・支援体制が整備され、女性が暴力から守られています。

I 国内外の状況

日本国憲法では、両性の本質的平等が明記されており、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」をはじめとするさまざまな法整備が進んでいます。しかし、現実には「固定的性別役割分担意識」が社会に残っています。また、性犯罪、配偶者等からの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等（いわゆるマタニティ・ハラスメント等）の問題も多く発生しています。

平成30（2018）年5月に施行され、令和3年（2021年）6月に改正された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」では、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とし、基本原則、国や地方公共団体や政党等の責務等、基本的施策を定めています。

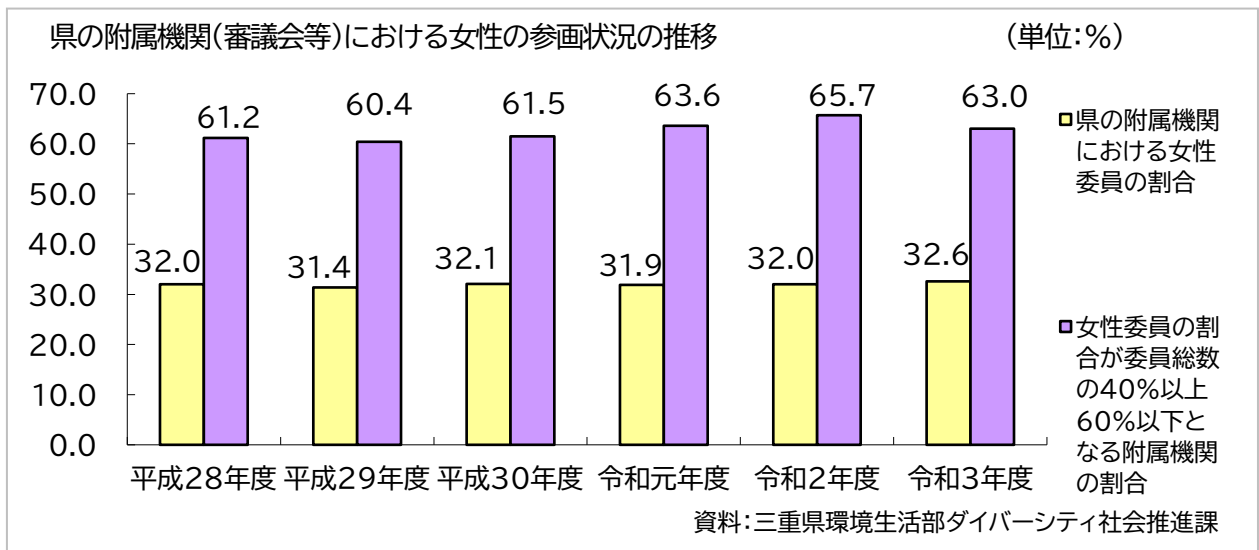
また、内閣府では、男女共同参画社会の形成を促進するため、社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画状況等として、女性の政策・方針決定参画状況、地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況、国の審議会等における女性委員の参画状況、独立行政法人等における女性参画状況を公表しています。

令和元（2019）年6月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が改正され、法に基づく一般事業主行動計画の策定義務の対象が拡大したとともに、女性の活躍に関する情報公表が強化されました。また、労働施策総合推進法等も併せて改正され、パワー・ハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策が強化されました。

女性に対する暴力等への取組については、毎年11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし、社会の意識啓発等を行うほか、都道府県に設置された配偶者暴力相談支援センターや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等において、相談や支援を行っています。

法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、DVや職場等における各種ハラスメント、ストーカー行為、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等といった女性をめぐる様々な人権問題に関する相談に応じています。法務局が令和3(2021)年に新たに救済手続を開始した女性に対する暴行・虐待に関する人権侵犯事件は、「夫の妻に対するもの」は377件でした。

2 県内の状況



- 津地方法務局が令和3(2021)年に新たに救済手続を開始した女性に係る人権侵犯事件は1件でした。
- 夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等様々な女性の人権問題をめぐる相談を専門的に受ける「女性の人権ホットライン」に寄せられた、津地方法務局管内の相談電話は158件でした。内訳としては、暴行・虐待が19件、セクハラ・ストーカーを除く強制・強要が12件、セクハラが3件、ストーカーが5件、その他が119件でした。
- 「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、県の附属機関への委員の選任にあたり、各部局へ女性の参画を働きかけた結果、女性委員の割合は増加したものの、委員総数の40%以上60%以下となる附属機関の割合は減少しました。

3 県の主な取組状況（令和3（2021）年度の取組実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

（1）女性の地位向上と政策・方針決定の場への参画促進

- ① 女性の政策・方針決定過程への参画
- ② 市町、民間企業、団体等での女性参画についての理解促進に向けた啓発の推進
- ③ 農林水産業・商工業等における女性の参画に向けた支援
- ④ 女性の就労支援の推進

- ・ 一人ひとりが性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮でき、それぞれに多様な生き方が認められ、対等な立場で社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現をめざし、令和3（2021）年3月に策定した「第3次三重県男女共同参画基本計画」および第一期実施計画に基づき、施策を着実に実行しました。〔男女共同参画連絡調整事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、県の附属機関への委員の選任にあたり、各部局へ女性の登用を働きかけました。引き続き、各部局へ女性委員の登用を働きかけるとともに、女性委員のいない附属機関等の解消を図る必要があります。〔男女共同参画連絡調整事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 三重県男女共同参画審議会による事業実施課に対するヒアリングを実施し、男女共同参画施策の実施状況について中間評価を取りまとめました。今後も評価に対する取組状況や施策の実施状況を継続して把握し、総合的に施策を推進していくことが必要です。〔男女共同参画連絡調整事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 市町担当者会議において、「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」を示しながら、審議会等における女性委員の割合を高めるよう働きかけを行いました。引き続き、市町等に対して働きかけ、男女共同参画を推進していく必要があります。〔男女共同参画連絡調整事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 女性経営者等のネットワーク「みえ・花しょうぶサミット」において、女性の社会進出と活躍を促進するため、構成団体の会員と学生とのグループワーク等を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催を見送りました。今後、より効果的な開催方法を関係機関等と検討し、構成団体の会員と学生の交流等を通じて、さらなる女性の活躍を促進し、地域の活性化につながる取組を展開していく必要があります。〔女性の就労支援事業／雇用経済部雇用対策課〕

（2）男女の固定的な役割分担意識を是正する継続的な教育・啓発活動の推進

- ① 男女共同参画を阻害する制度や慣行の見直し促進のための啓発・広報活動の推進

② 生涯を通じた男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- ・ 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、「男性講座」（2回、参加者117人）、「地域リーダー養成講座」（5回、参加者延べ93人）、「働く場の女性リーダー養成講座」（3回、参加者延べ22人）等、さまざまな講座・セミナーを開催しました。また、「男女共同参画週間」関連事業等の参画交流事業を国、市町、地域の活動団体等と連携して実施し、男女共同参画の理解と意識の普及、気運の醸成を図りました。〔男女共同参画センター事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
 - ・ 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、出前講座（77回、参加者5,781人）等を開催し、広く県民に男女共同参画についての教育・学習の機会を提供しました。今後も、男女共同参画への一層の理解促進、意識浸透のために、引き続き、各種事業への男性、若年層、企業等を含む新規参加者の増加に向け、企画内容等を工夫していく必要があります。〔男女共同参画センター事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
-

(3) 働く場における男女の均等待遇が確保された多様な生活や働き方を実現できる環境づくり

- ① 男女が共に働きやすい職場環境づくりに向けた取組促進
 - ② 雇用の場における男女の均等待遇に向けた普及・啓発の推進
 - ③ 育児・介護期の労働者に対する支援
 - ④ 農林水産業、商工業等の自営業における女性の経営参画の促進
 - ⑤ 性や妊娠・出産に関する正しい知識の教育、普及・啓発及び健康対策の充実に向けた取組
-

- ・ 県内の女性活躍推進の気運醸成を図るため、「女性の活躍推進三重県会議」への加入の働きかけを行った結果、賛同いただく会員団体数は累計550団体となりました。また、本会議の企画運営を行う企画委員会を年間4回開催しました。〔みえの輝く女子プロジェクト事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 「みえの輝く女子フォーラム2022」において、人口減少下での人手不足や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など経営環境が厳しくなる中、「女性が輝くことで未来が拓く～働きがい向上と企業力UPのため、すぐにはじめられること～」と題した基調講演を開催しました。〔みえの輝く女子プロジェクト事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 本県の女性活躍の気運は徐々に高まってきている一方、会社の意思決定に関わるリーダー層の女性割合が低い傾向が続いていることから、引き続き、理解促進や行動改革につながる取組を通じて、女性が活躍できる職場環境づくりを支援していく必要があります。〔みえの輝く女子プロジェクト事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ UN Women（国連女性機関）が取り組む「HeForShe」（男女格差を女性だけの問

題にせず、男性も女性もともに考えて行動しようという社会連帯運動)の趣旨の浸透を図るため、「仕組み」を変えることで「行動」が変わり、女性の活躍につながった事例を表彰する「チェンジ・デザイン・アワード2022」を実施し、応募総数22件のなかから最も優れた取組を選定、「みえの輝く女子フォーラム2022」の一環としてグランプリ及び準グランプリを表彰しました。また、これらの事業成果を県内へ浸透させるため、「チェンジ・デザイン・アワード2022取組事例集」を作成しました。引き続き優良事例の横展開を図っていく必要があります。〔みえの輝く女子プロジェクト事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

- ・ 県内中小企業における女性管理職比率は依然として10%台と低い傾向が続いていることから、今後は各企業や団体における自主的な育成の取組を促すとともに、ロールモデルや「みえたま塾」卒業生と県内の働く女性の交流の場を設けるなど、経営者への働きかけや、女性自身のモチベーションの向上につながる取組を継続して行っていく必要があります。〔みえの輝く女子プロジェクト事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 長時間労働の是正や休暇取得の促進、テレワーク等多様な勤務制度等の導入によりワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組んでいる企業等を「みえの働き方改革推進企業」として126社登録するとともに、特に意欲的な取組を行っている5社を表彰し、その取組事例を広く紹介しました。引き続き、働きやすい職場環境づくりに向けて、より多くの企業で取組まれるよう制度のさらなる周知啓発を行う必要があります。〔働き方改革総合推進事業／雇用経済部雇用対策課〕
- ・ インターンシップに参加する学生を支援する事前事後研修において、女性の就労継続に係る啓発を行い、将来のキャリアをデザインすることについて考える機会を提供する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実施を見合わせました。今後、より効果的な開催方法を検討し、子育て期等においても就労継続に必要な環境づくりを促進する必要があります。〔女性の就労継続支援事業／雇用経済部雇用対策課〕
- ・ 昼間保護者のいない小学生を対象に、小学校の余裕教室、児童館等の身近な社会資源を活用して適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童クラブを設置する市町に対し設置や運営の助成を行いました。引き続き、放課後児童クラブの整備や運営への支援を進めていく必要があります。〔放課後児童対策事業費補助金／子ども・福祉部少子化対策課〕
- ・ 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域との交流活動を行う放課後子ども教室への支援を行いました。〔放課後子ども教室推進事業／子ども・福祉部少子化対策課〕
- ・ 三重県の母子保健計画「健やか親子いきいきプランみえ(第2次)」に基づき、市町の母子保健体制を整備するため、母子保健体制構築アドバイザーを市町に派遣するなど、地域の実情に応じた母子保健体制づくりへの支援を行うとともに、保健所単位の情報交換会を実施しました。引き続き、各市町の実情に応じた母子保健体制づくり

への支援が必要です。また、新型コロナウイルス感染した妊産婦に対し、退院後、医療専門職が電話や訪問などによる寄り添った相談支援を行いました。〔健やか親子支援事業／子ども・福祉部子育て支援課〕

- ・ これまでの特定不妊治療や不育症、一般不妊治療等への助成を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、不妊治療の継続が難しくなった方への助成を実施しました。また、不妊や不育症に悩む夫婦の不安や悩みを傾聴し、精神的負担の軽減を図ることを目的に、不妊治療経験者を対象とした不妊ピアサポーターを養成するとともに、不妊や不育に対する正しい知識の普及を進めるための講演会を実施しました。さらに、不妊治療と仕事の両立に向けて、県と労使や医療関係者等による「不妊治療と仕事の両立支援に関する連携協定」に基づき、不妊治療と仕事の両立のための環境づくりを推進するため、講演会及びセミナーを開催するとともに、企業内で当事者に寄り添った支援ができる不妊症サポーターを養成しました。今後、不妊治療に対する助成制度や専門相談の周知に努めるとともに、仕事をしながらでも治療を受けやすい環境づくりを推進する必要があります。〔不妊相談・治療支援事業／子ども・福祉部子育て支援課〕

(4) 女性に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成と暴力から女性の人権を守る環境づくり

- ① あらゆる暴力から女性を守るための関係機関の連携の強化及び相談体制の充実
- ② 暴力を許さない意識の醸成及び暴力が人権侵害であるという認識の普及に向けた取組
- ③ DV被害者の保護及び自立支援に向けた関係機関との連携した取組の推進
- ④ 性犯罪、売買春、ストーカー対策等の推進

-
- ・ 性犯罪・性暴力被害者からの相談に関し、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」と関係機関や警察、行政が相互に緊密な連携を図り、迅速かつ適切な支援を行うことを目的に、性犯罪・性暴力被害者支援事業に係る連携機関会議を開催しました。また、相談員による電話相談、メール相談、SNS相談をはじめ、面接相談、相談室を有した車両を用いた出張相談、関係機関・団体等と連携した支援を行うことで被害者の負担軽減に努めました。また、「よりこ」とその支援内容等の理解を深めていただくため、出前講座を実施しました。(7回開催、参加者延べ322人)〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
 - ・ DV被害者からの相談を三重県女性相談所(配偶者暴力相談支援センター)等で受けるとともに、DV被害に遭った母子の一時保護を行いました。一時保護を行う女性には児童等を同伴するケースが多いため、児童指導員がDVを目撃した児童のケア等、児童の生活支援を行いました。特に乳幼児を同伴して保護された被害者の場合は、子育てに自信を失い、同伴する子どもが心理的に不安定な状態にあることも多いため、児童指導員による子育て指導、子ども支援を引き続き行う必要があります。また、DV被害者の安心安全を確

保するため、相談窓口の情報の周知にさらに取り組む必要があります。引き続き、面前DV等にも対応するため、関係機関と連携し、同伴する児童に対する支援を行うとともに、保護女性に対する自立まで切れ目のない支援を迅速かつ的確に行う必要があります。〔女性相談事業／子ども・福祉部子育て支援課〕

- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、「女性に対する暴力防止セミナー」（参加者94人）を開催するとともに、女性に対する暴力の根絶メッセージとなる「パープル・ライトアップ」を三重県総合文化センターで実施しました。また、女性が自らの持つ性別役割分担意識に気づき、自己肯定感を養い、自分らしく生きる視点を養うための自己尊重感を高めるトレーニング（8回、参加者延べ160人）を実施するとともに、高等学校等へのデートDV出前講座（6回、参加者延べ960人）を実施しました。今後もDVをはじめとするあらゆる暴力の防止に向けて周知・啓発に継続して取り組み、DVが起こらない社会、DV被害に気づくことができる社会にしていく必要があります。〔女性に対する暴力防止総合推進事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ DV被害者支援について、関係機関による「配偶者からの暴力防止等連絡会議」を開催し、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」の進捗状況の確認や情報共有を行いました。令和2（2020）6月1日から開始した、DV・妊娠SOS・性暴力被害の3分野合同のLINE相談は長引くコロナ禍のなか、これまでの電話や対面相談に加えて、相談しやすいことから利用者が伸びています。今後も、DVを防止するための啓発や多様化する相談に対応できるように実践的な研修を行うなど相談員の相談スキルを一層高めることが必要です。〔DV対策基本計画推進事業／子ども・福祉部子育て支援課〕

4 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

（1）民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

（事例1）三重県が登録を行う「みえの働き方改革推進企業」に令和3（2021）年度は126社が登録されました。登録企業の中で特に優れた取組を行っている「株式会社三十三銀行」「株式会社石吉組」「株式会社山下組」「東海住電精密株式会社」「井村屋グループ株式会社」の5社が知事表彰を受けました。

（事例2）月に一度、ひとり親家庭のために子育てに必要な食料品と日用品を無料で提供するイベントを開催している団体があります。

（2）市町の取組事例

- 鈴鹿市では、悩みを抱える方が迷わず相談先を見つけられるよう、分類別に相談先を記載した「女性のSOSハンドブック」を作成し、市内全戸に配付しました。

また、新型コロナウイルス感染症などの影響を受け、経済的な理由で生理用品を買うことが難しくなった女性を支援するため、市広報6月20日号で臨時特集を掲載し、公共施設等市内6つの窓口で生理用ナプキンの無料配布を実施しました。また、市内公共施設の一部に生理用品を無料で提供する機器「オイテル」の設置を開始しました。

- 亀山市では、男女共同参画週間に、性別による固定的役割分担の解消などの啓発を行ったことや第4次亀山市男女共同参画基本計画の策定及び計画の詳細、さらには、亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間における優良企業表彰の取り組みなどを掲載した男女共同参画情報誌「ケロロ」を発行し、公共施設等へ配架しています。
- 名張市では、農業や防災など、これまで主に男性が担ってきた分野で活躍する女性を名張市男女共同参画センターの情報紙「つうしん」等へ掲載し、公共施設等へ配架しています。
- 伊賀市では、地域防災の担い手となる女性を育成するため、地域を守る女性防災リーダー養成連続講座「防災こころ笑カレッジ」を開催しました。男女共同参画の視点でアドバイスできる人材として住民自治協議会での活躍を期待し、住所地の住民自治協議会へ修了生の報告をしました。
- 東員町では、出産する母親が出産や育児に少しでも不安を感じた時に、いつでも父親がサポートしてあげられるよう、妊娠期から出産、子育ての情報ツールとして父親のための「パパBook」アプリを作成しています。
- 南伊勢町では、男女共同参画の視点からの防災・減災をテーマに、職員を対象とした人権研修会を実施しました。
- 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」と市町とで「男女共同参画連携映画祭」を共同開催しています。映画を通じ、県民に男女共同参画について考えてもらい、気運を高める機会を提供しています。

■ 今後の取組方向（令和4（2022）年度以降の取組方向）

- 令和3（2021）年3月に策定した「第3次三重県男女共同参画基本計画」および第一期実施計画に基づき、各部局と連携しさまざまな取組を一層推進していく必要があります。
- 政策・方針決定過程における男女共同参画を推進するため、引き続き県及び市町における審議会等への女性の参画を働きかけていきます。
- 女性が一層活躍できる環境づくりを推進していくため、県内企業や関係機関等と連携を図りながら女性活躍推進のネットワーク拡大に取り組むとともに、目標やビジョンの達成に向けた効果的な取組の実施・改善を図り、水平展開につなげていくグループワークや成果発表会を実施します。また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に向けた支援を行っていきます。

- 固定的な性別役割分担意識の解消や男女が共に多様な働き方を実現できる環境づくりを推進するため、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、県民の関心の高いテーマでのイベント開催や実践型・課題解決型の講座実施等を通して、男女共同参画意識の啓発に引き続き取り組めます。
- 性犯罪・性暴力被害に遭われた方が安心して相談できるワンストップ窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営を通じて、相談員によるSNS相談や電話相談、面接相談を行うほか、初期の医療的処置や心理相談、法律相談等、関係機関・団体と協力し、相談者の心身の早期回復等が図られるよう、切れ目のない支援を行っていきます。
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活環境の変化やストレス等に起因した性犯罪・性暴力相談の増加に対応するため、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の相談員を増員し相談体制を強化します。
- 孤独・孤立な立場にある性被害を受けた子どもを支援するため、「学校における性被害」に関する課題把握等を行い、支援マニュアルを作成・運用することで、学校と関係機関が連携しながら、性被害にあった子どもを支援する体制を整備します。
- 性犯罪・性暴力は重大な人権侵害であり、どのような状況でも許されないということ、インターネットやSNS等を用いて広報・啓発します。
- 長時間労働の是正や休暇取得の促進、テレワーク等多様な勤務制度等の導入によりワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組んでいる企業等を「みえの働き方改革推進企業」として登録するとともに、特に意欲的な取組を行っている企業等を表彰し、その取組事例を広く紹介します。また、関係機関と連携してセミナーを開催し企業への啓発を行うなど、誰もが働きやすい職場環境づくりの実現に向け、引き続き、多様で柔軟な働き方の推進に取り組めます。
- 三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画に基づき、DV被害者の適切な保護・自立支援や性別にとらわれない相談を行えるよう関係機関と連携した取組を進めるとともに、DV対応と児童虐待対応とのさらなる連携強化を図るため、「児童虐待防止コーディネーター」を新たに設置し、親子に対して速やかに適切な処遇を進めます。また、DVを許さない社会意識の醸成に向けて啓発等を行います。
- 不妊や不育症に悩む方が孤立することなく、前向きな気持ちを持ち続けられるよう、ピアサポーターを活用した当事者同士の交流の場を提供するなど、ピアサポートによる寄り添った精神的支援に取り組むとともに、経済的な理由により不妊治療をあきらめることがないよう、保険適用外となった治療等に対する必要な経済的支援を市町及び医療機関と連携しながら行います。
- 新型コロナウイルス感染症に起因する生活不安・ストレスにより、DVの増加が懸念されることから、被害者等が速やかに相談し、適切な支援を受けられるよう、SNS相談等を活用した相談機能の拡充等を行います。

人権施策 404

障がい者

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】

障がいのある人もない人も同じ社会の構成員として、互いの人権を尊重しあい、障がいのある人自らが生きていくことに誇りを持ち、夢や希望を抱くことができる社会、地域とともに暮らす共生社会が実現しています。

また、住み慣れた地域で自分らしく豊かに暮らしたい、働きたいと願う障がいのある人が、自立に向けた支援やサービスを身近に受けられる環境のもと、地域の中で社会参加、参画しながら、いきいきとした生活を送っています。

I 国内外の状況

国は、平成 23 (2011) 年に「障害者基本法」を改正するとともに、同年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 24 (2012) 年施行)」を、平成 25 (2013) 年に「障害者差別解消法(平成 28 (2016) 年施行)」をそれぞれ成立させ、平成 26 (2014) 年に「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」を批准しました。

令和 3 (2021) 年 3 月 1 日から民間企業に義務付ける障がい者の法定雇用率は 2.3% に引き上げられました。

平成 29 (2017) 年 2 月には、「心のバリアフリー」とユニバーサルデザインの街づくりを推進することなどを定めた「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」が決定されました。障がいのある人の視点を施策に反映させるべく、障がいのある人やその支援団体が構成員の過半数を占める「ユニバーサルデザイン 2020 評価会議」を設置し、そこでの評価結果をふまえて施策の改善等を図っているほか、平成 30 (2018) 年に施行された「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」の下、ユニバーサル社会の実現に向けた取組を推進しています。

厚生労働省は、令和 4 (2022) 年 3 月に、令和 2 (2020) 年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)を公表しました。それによると、養護者による障害者虐待の相談・通報は 6,556 件、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報は 2,865 件でした。

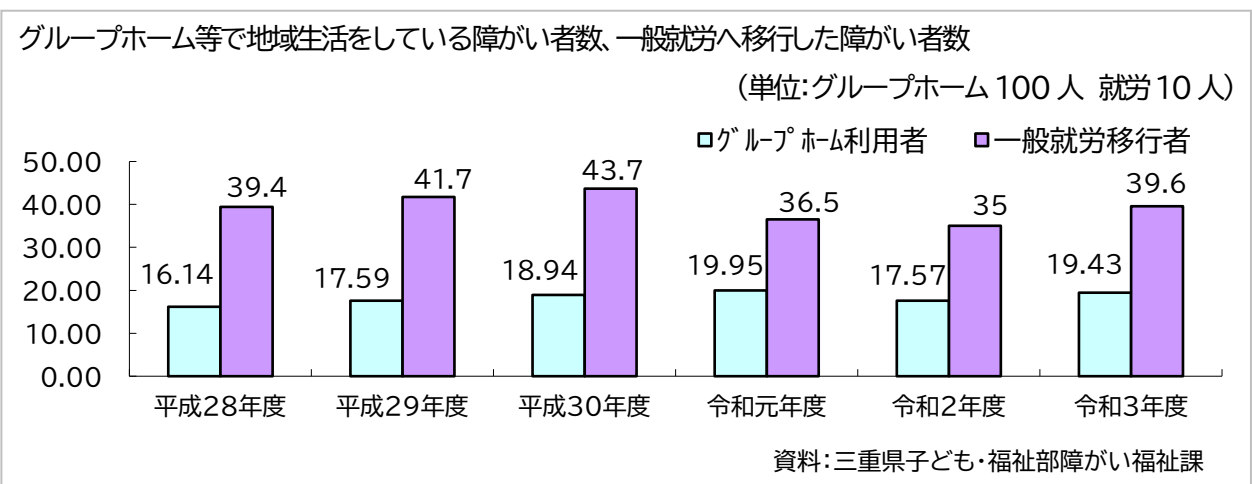
令和 3 (2021) 年 6 月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正

する法律」が公布され、令和6（2024）年6月までに、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る合理的な配慮の提供が義務化されることとなりました。

平成31（2019）年4月、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めた、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が施行されました。

法務省の人権擁護機関では、車椅子や障がい者スポーツ体験、パラリンピアンによる講話と組み合わせた人権教室等、様々な人権啓発活動に取り組んでいます。また、障害者支援施設等、臨時に特設の人権相談所を開設して入所者等からの相談に応じており、普段、法務局に出向くことが困難な入所者やその家族が、施設内で気軽に相談できるように配慮しています。さらに、介護サービス施設・事業所に所属するホームヘルパー等、障がいのある人と身近に接する機会の多い社会福祉事業従事者等に対して、人権相談活動について周知・説明し、人権侵害事案を認知した場合の情報提供を呼び掛けるなど連携を図っています。

2 県内の状況



- 津地方法務局が令和3（2021）年に新たに救済手続を開始した障がい者等に係る人権侵害事件は6件でした。
- 障がい者の地域生活支援は障がい者福祉施策の中心であり、グループホーム（注）等の整備及び一般就労移行支援が重要です。グループホーム等で地域生活をしている障がい者数は、令和2年度にこれまでの利用者数の累計から年度末時点の利用者数に変更したことにより減少しましたが、利用者数は年々増加傾向にあります。また、一般就労に移行した障がい者数は、令和元（2019）年度、令和2（2020）年度は減少しましたが、令和3（2021）年度は増加しました。これらの取組は、みえ障がい者共生社会づくりプランに基づき、計画的に進められています。

3 県の主な取組状況（令和3（2021）年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

（1）障がいに対する理解を深める取組や啓発活動の推進

- ① 障がいのある人に対する理解の促進と正しい知識の普及のための啓発・広報活動の推進
- ② 障がいに関する人権教育等の推進

- ・ 内閣府との共催により、「障害者週間（12月3日～9日）」に関する啓発広報活動として、「出会い、ふれあい、心の輪—障害のある人となない人との心のふれあい体験を広げよう—」をテーマとした「心の輪を広げる体験作文」や、障がいのある人となない人との間の相互理解・交流等に関する「障害者週間のポスター」を幅広く募集し、障がいのある人に対する理解を深めるための普及・啓発を行いました。[障がい福祉総務費／子ども・福祉部障がい福祉課]
- ・ 県内各保健所において、精神科医療機関、市町、障害者相談支援事業所等の関係機関と連携し、精神保健連絡協議会を開催しました。その中では地域精神保健福祉体制の課題が協議され、人材育成のための研修会等を開催しました。また、地域で暮らす精神障がい者が、安心して自分らしい生活ができるために「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築をめざして、各障害保健福祉圏域に設置した協議の場において、検討を進めました。[精神障がい者保健福祉相談指導事業／医療保健部健康推進課]

（2）障がい者の社会参加、参画の環境づくり

- ① 障がい者の社会参加が促進される基盤づくり
- ② 障がいのある人もない人も共に働ける社会の実現

- ・ 障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、「みえ障がい者共生社会づくりプラン—2021年度～2023年度—」に基づき、障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策に取り組みました。引き続き、プランに基づく取組を進めることにより共生社会の実現をめざしていくことが必要です。[障がい福祉総務費／子ども・福祉部障がい福祉課]
- ・ 三重県障害者社会参加推進センターにおいて、障がい者の生活訓練、レクリエーション活動支援等、さまざまな障がいにわたる各種事業を総合的に実施し、障がい者の社会参加を促進しました。[障がい者社会参加促進事業／子ども・福祉部障がい福祉課]
- ・ 障がいのある人の自立と社会参加を促進し、障がいへの理解促進を図るため、新型

コロナウイルス感染症の感染症対策を徹底し、県障がい者スポーツ大会等を開催しました。また、三重とこわか大会に向け、初心者講習会等のスポーツ教室を開催し（計22回）、選手の発掘に取り組むとともに、大会に出場する選手や競技団体を対象に練習会を行い（計198回）、選手や競技団体の育成に取り組みました。引き続き令和4年度の第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」に向けて、選手の育成や競技団体の支援に取り組むとともに、三重とこわか大会に向けて取り組んできた成果を継承し、障がい者スポーツのさらなる裾野の拡大に向けた取組を進める必要があります。〔障がい者スポーツ推進事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕

- ・ 津市で「三重県障がい者芸術文化祭」を、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、観覧人数の制限や舞台発表をWeb配信とするなどして開催（12月3日～4日）するとともに、作品の移動展示会（3回）を実施し発表の機会の創出に取り組みました。〔障がい者の持つ県民力を発揮する事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎（2駅）のバリアフリー化に支援しました。バリアフリー法に基づく基本方針に沿って鉄道駅・バス等のバリアフリー化が進むよう、国、関係市町、事業者等と協議、調整を進める必要があります。〔地域公共交通バリア解消促進事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 農福連携マルシェ（2回）によるノウハウ商品の販売やPRを通じて、農福連携によって生産される農産物・農産加工品（農福連携商品）の販路拡大に取り組むとともに、売れる商品づくりに向けた新商品の開発等を支援しました。今後、より一層の販路拡大につなげるためには、福祉事業所の生産体制の確立や商品のブラッシュアップを図る必要があります。また、農林水産業と福祉をつなぐワンストップ窓口を、民間協議会と連携して設置し、その活動を支援しました。一方で、農福連携のステップアップに向けた福祉事業所の施設外就労拡大のため、引き続き窓口の整備や地域単位でマッチングを行う仕組みが必要です。〔農福連携による次世代型農業モデル構築事業・農福連携「福」の広がり創出促進事業／農林水産部担い手支援課〕
- ・ 令和2年度から始まった苗木生産分野での土詰め作業における作業環境の改善に関する取組に対して支援するとともに、新たに、林業事業者と福祉事業所のヒノキの葉の加工品（お香）の作成に関する取組に対して支援を行いました。今後、林業分野への更なる障がい者就労を進めるため、林業事業者等と福祉事業所とのマッチングを担うコーディネーターを育成し、林福連携の取組の拡大を図る必要があります。〔林福連携による新たな雇用創出促進事業／農林水産部森林・林業経営課〕
- ・ 漁業者と福祉関係者が連携するための意見交換会を開催したほか、水福連携の指導者を育成するための研修会を実施し、2名の水産業ジョブトレーナーを育成しました。また、水産業における障がい者の就労機会の拡大を支援した結果、福祉事業所に委託される漁労関連作業等の取組6件が創出されました。今後、県内水産業における障がい者の就労機会を拡大させるためには、県南部に集中している取組を県全域に拡大させることが課題です。〔水福連携による次世代型水産業モデル構築事業／農林水産部水産振興課〕

- ・ 福祉事業所における工賃向上を図るため、研修会を開催するとともに、専門家を派遣して経営改善の支援を行いました。また、障害福祉施設から一般就労した障がい者の職場定着を支援しました。〔障がい者就労支援事業、障がい者相談支援体制強化事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 共同受注窓口には福祉事業所の発注の新規開拓等に取り組むコーディネーターを配置するとともに、Web上のECサイトを活用した物販促進を支援しました。〔障がい者就労支援事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 障がい者雇用に対する県民・企業への理解促進や障がい者雇用を進める企業等を増やすなど障がい者の雇用機会の拡大に取り組むとともに、障がい者のテレワークなど、働く意欲のあるすべての障がい者が、自らの希望や能力、適性を生かして働くことのできる多様な働き方を推進してきました。

障がい者の雇用においては、三重労働局など関係機関との連携を一層強化し、企業における課題解決支援に向けた取組が必要です。特に、定期的に改定される法定雇用率の引き上げへの対応や、障がい者雇用に関する一層の周知・啓発が求められるとともに、自らの障がいの状況や能力、希望に合わせて働くことができるよう、テレワークなど働き方の選択肢の拡大が必要となっています。〔障がい者の雇用促進・障がい者委託訓練／雇用経済部雇用対策課〕

(3) 障がい者の権利擁護の推進

- ① 障がいを理由とする差別の解消
- ② 障がい者虐待の防止
- ③ 権利擁護のための体制の充実

- ・ 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」及び「障害者差別解消法」に関する取組として、条例や法の趣旨等について、関係団体の研修会や事業者及び県民を対象としたオンラインセミナー、大学の講義等、さまざまな機会をとらえて普及啓発活動に取り組みました。また、専門相談員を障がい福祉課に配置して、障がい者やその家族等からの相談に対応するとともに、解決が困難な相談事案についての助言・あっせん制度における諮問機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、障がいを理由とする差別の解消に向けて取り組んでいます。さらに、三重県障がい者差別解消支援協議会を開催し、合理的な配慮の好事例等について情報共有や事例検証を行ったほか、三重県障がい者相談員等研修においても事例検証を行うなど、関係機関と連携して障がい者差別の解消に向けた取組を進めました。〔障がい者権利擁護推進事業（障がい者差別解消対策事業）／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 虐待の未然防止と適切な虐待対応を行うため、障がい者虐待防止・権利擁護研修を3回開催し、事業所職員や市町職員等の意識の醸成を図りました。〔人材育成支援事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 専門家チーム会議を1回開催し、虐待対応事例の検討を行いました。また、県の事

業者に対する指導について助言をいただき、指導の参考としました。〔障がい者虐待防止対策（専門性強化）支援事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕

- ・ 判断能力が不十分な障がい者や高齢者等について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する成年後見制度の利用促進等に向け、市町担当職員に対する研修会を開催しました。〔成年後見制度利用推進事業／医療保健部長寿介護課〕

（４）地域生活への移行と地域生活の支援

- ① 地域生活への移行と地域生活の支援
- ② 地域生活への移行を支える相談支援体制の整備

-
- ・ 障がい者が、地域において自立した生活を送ることができるよう、居住の場であるグループホームを1か所整備しました。〔障がい者の地域移行受け皿整備事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
 - ・ 事業所からの問い合わせ・相談への対応等を通じ、適切なサービスの提供が行われるよう、指導・助言を行うことにより事業所を支援しました。〔障がい福祉サービス事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
 - ・ 自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい等の専門的な相談支援を実施するとともに、障がい者就業・生活支援センター等の広域的な相談支援により、障がい者の地域での生活を支援しました。また、相談支援専門員等の研修を実施し、人材育成と資質の向上に努めました。引き続き、より効果的な相談支援体制となるよう見直しを進めるとともに、人材育成による相談支援の質の向上に努める必要があります。〔障がい者相談支援体制強化事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
 - ・ 24時間、365日、精神科医療を提供するため、精神科救急医療体制を整備し、精神疾患を有する方の支援を行いました。一方、一般救急との連携を密にすることなどにより、身体合併症患者の医療提供体制を充実していく必要があります。〔精神科救急医療システム運用事業／医療保健部健康推進課〕
 - ・ 判断能力に不安のある知的障がい者や精神障がい者が適切に福祉サービスを受けられ、地域で自立した生活を送れるよう支援するため、三重県社会福祉協議会が行う福祉サービス契約時の援助や日常的な金銭管理等を行う事業に要する経費の補助を行いました。〔日常生活自立支援事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
 - ・ 適切な福祉サービスの提供を確保するため、三重県社会福祉協議会に設置される日常生活自立支援事業の運営を監視する「運営監視委員会」及び福祉サービス利用者等からの苦情解決を支援する「苦情解決委員会」の運営に要する経費を補助しました。〔福祉サービス運営適正化事業／子ども・福祉部地域福祉課〕

（５）インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進

- ① 障がいのある子どもたちの自立と社会参画を実現するための早期からの一貫した支援の推進

② 特別支援学校のキャリア教育の推進

③ 交流及び共同学習の推進

- ・ 小・中・高等学校等の教員に対して、子どもの特性に応じた指導・支援の方法や個別の教育支援計画等の作成について特別支援学校のセンター的機能による支援を行いました。また、発達障がいのある子どもへの指導・支援について理解を深めるため、通級による指導を担当する教員等を対象にした研修講座（8回）を実施しました。引き続き、障がいのある子どもたちへの早期からの一貫した支援を進めるため、小・中・高等学校等教員の専門性の向上を図る必要があります。〔早期からの一貫した教育支援体制整備事業／教育委員会特別支援教育課〕
- ・ 特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、企業等と連携した技能検定の実施等を行いました。引き続き、高等部生徒が希望する進路を選択していけるよう、計画的・組織的なキャリア教育を推進していく必要があります。〔特別支援学校就労推進事業／教育委員会特別支援教育課〕
- ・ 特別支援学校に在籍する子どもたちと小中学校に在籍する子どもたちが共に学ぶ機会として、交流及び共同学習を継続的・計画的に進めています。令和3（2021）年度においても新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインによる交流や作品・手紙等を交換する間接的な交流も含めて実施しました。引き続き、方法を工夫しながら交流及び共同学習を実施し、共に学ぶことを通して、相互理解を図る必要があります。〔早期からの一貫した教育支援体制整備事業／教育委員会特別支援教育課〕

4 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

（1）民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

（事例1）月曜日から土曜日まで弁当や総菜の製造販売をしているA型事業所があります。地域の方に事業所や利用者を認知してもらうために、自転車で新聞配達にも取り組んでいます。

（事例2）地元産の野菜等を活用した料理をビュッフェ形式で提供している就労支援A型作業所のレストランがあります。自分の特性にあった持ち場を担当することで、新たな可能性を見つけて、生き生きと働くことにつながっています。

（事例3）精神疾患や引きこもりの経験者らが働く、障がい者就労施設のコーヒーハウスがあります。

（事例4）尾鷲ヒノキの苗木作りを請け負う、尾鷲市と紀北町で障がい者自立支援事業を運営する団体があります。

（事例5）津市出身の国学者・谷川士清の業績を、視覚障がいのある人にも知ってもら

おうと紹介冊子を点訳し、60部を全国の盲学校に寄贈した団体があります。
(事例6) 障がい者がラベルをデザインした特別純米酒を共同で発売したNPO法人と酒造メーカーがあります。

(2) 市町の取組事例

- 松阪市、伊勢市、名張市、鈴鹿市は、手話を言語として位置付け、普及を図る「手話言語条例」を制定しています。
- 津市では、市内在住の障がい者、要介護認定者、要支援認定者及び75歳以上高齢者世帯を対象にした大型家具等のごみ出しを支援するため、市職員による大型家具等（粗大ゴミ）の無料回収事業を実施しています。
- 伊勢市では、これまで障がいについて知る機会がなかったり、障がい者と接する機会がなかったりした市民の方が障がいへの理解を深め、障がい者への支援につなげるために、「障がい者サポーター制度」に取り組んでいます。
- 亀山市では、障がいのある人が、安心して暮らしていくための相談窓口「障害者総合相談支援センターあい」を開設するとともに、社会福祉協議会との連携のもとに、地域への出前講座の講師となり、障がい者理解に努めています。
- 鈴鹿市では、ハローワーク鈴鹿が実施する就職面接会への協力（場所の提供）や、事業所紹介冊子の作成等により、障がい者の就労支援や障がいへの理解促進を図っています。
- 伊賀市では、学校現場で障がい者差別につながる言葉が多く使われていることを受け、児童生徒の周囲の大人に向けたパンフレット「子どもたちが言葉で人を傷つけないために」を作成し、家庭訪問、地区別懇談会、人権学習の場等で配付、説明を行っています。

■ 今後の取組方向（令和4（2022）年度以降の取組方向）

- 令和4（2022）年度に実施する「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果を分析したうえで、障がいのある人に対する理解を深める取組や啓発活動を推進するとともに、障がいのある人の社会参加、参画の環境づくりや権利擁護の推進、地域生活への移行と地域生活の支援、特別支援教育の推進に取り組む必要があります。
- 「三重県障害者施策推進協議会」等を開催し、意見や助言を得ながら「みえ障がい者共生社会づくりプラン—2021年度～2023年度—」に沿った障がい者福祉施策の推進に取り組みます。
- 精神保健福祉分野の地域連携体制の充実のため、各種研修会や連絡協議会を開催し、精神保健福祉分野の課題を整理するとともに、人材育成のための取組を進めます。また、精神障がい者が地域で安心して自分らしい生活ができるための「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を市町等関係機関と協働して推進します。
- 三重県障害者社会参加推進センターに委託して、さまざまな障がいにわたる各種事

業を総合的に実施し、地域と連携して取組を進めることにより、障がい者の理解促進を図ります。

- 障がい者の自立と社会参加を推進し、障がいへの理解促進を図るため、全国障害者スポーツ大会に選手を派遣するとともに、ふれあいスポレク祭や県障がい者スポーツ大会を開催します。
- 三重とこわか大会に向けて取り組んできた成果を継承し、障がい者スポーツの一層の裾野の拡大に向け、「三重県障がい者スポーツ支援センター」を設置し、障がい者スポーツを「する」機会や「みる」機会の創出、「支える」体制の拡充に関する取組を総合的に推進します。
- 三重県障がい者芸術文化活動支援センターにおいて、「障がい者芸術文化祭」の開催や作品の移動展示会を行うとともに、アートサポーターを活用した相談支援、障がい者の芸術文化活動を支える人材の育成、関係者のネットワークづくり等に取り組めます。
- 障がい者の一般就労の促進や福祉的就労を支援するための取組を進めます。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、生産活動に大きな影響を受けている福祉事業所の運営を支援し、利用者の就労活動の支援、賃金及び工賃の確保につなげる取組を進めます。
- 共同受注窓口で福祉事業所の発注の新規開拓等に取り組むコーディネーターを配置するとともに、ECサイトを活用した物販促進を支援します。
- 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」及び「障害者差別解消法」の普及啓発の推進や障がい者差別解消専門相談員による相談対応を行うとともに、相談事例や合理的な配慮の好事例などについて、三重県障がい者差別解消支援協議会において情報共有、事例検証を行うなど、社会的障壁の除去を促進する取組を進めます。また、助言・あっせんの申立てがあった場合には、必要に応じて三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聴きながら適切に対応します。
- 障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対し障がい者虐待防止・権利擁護研修を実施するとともに、専門家チームを活用しながら虐待事案の発生した施設等に対し改善に向けた指導を行い、障がい者虐待の防止に向けた取組を進めます。
- 「第2次三重県手話施策推進計画」に基づき、県民が手話を学習する機会の確保や手話通訳を行う人材の育成等を行い、手話を使いやすい環境の整備を進めます。
- より効果的な相談支援体制となるよう見直しを図りながら、専門的・広域的な相談支援により、障がい者の地域での生活を支援します。また、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づいた研修を実施し、相談支援専門員等の人材育成を図り、相談支援の質の向上に努めます。
- 三重県精神保健福祉審議会精神科救急医療システム検討部会等により、一般救急との連携も含めた精神科救急医療システムの課題について協議します。
- 障がい者雇用に対する県民・企業への理解促進や障がい者雇用を進める企業等を増やすなど障がい者の雇用機会の拡大に取り組むとともに、障がい者のテレワークなど、

働く意欲のあるすべての障がい者が、自らの希望や能力、適性を生かして働くことのできる多様な働き方を推進します。

- 農林水産事業者や福祉事業所等での障がい者の雇用、就労の拡大を図るため、ジョブトレーナー等の専門人材の育成、就労体験や中間支援組織のモデル事業の実施、あっせん体制の整備、農林水産業と福祉のマッチング支援等を進めます。また、これまでの取組事例の情報発信を含め、関係者への普及啓発を行います。
- 就学前、小・中・高等学校、特別支援学校等の間で指導・支援に必要な情報が確実に引き継がれるよう、パーソナルファイルの活用を一層促進するとともに、一人ひとりの障がいの状態に応じた指導・支援の充実を図ります。
- 特別支援学校では、一人ひとりの発達段階に応じたキャリア教育を進めるとともに、地域社会への円滑な移行への支援を行います。企業や関係機関等と連携しながら清掃や看護・介助業務補助に係る技能検定や講習会を実施します。また、農業経営体等の協力による作業学習やマルシェなどにおける農作物の販売実習・体験等に取り組みます。生徒の進路実現を支援するため、早期からの企業の求人開拓や進路指導、企業とのマッチングを行います。

注) グループホーム 障がい者の地域生活への移行や家族からの自立を促進するため、少人数で生活する住居。

人権施策 405

高齢者

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】

家庭や地域社会においては、高齢者との交流の場を大切にし、一人ひとりが、人生の最期まで個人として尊重され、生きていることの尊さを共感しあい、互いを認めあう人間関係ができています。

そして、全ての人々が、高齢者に対する偏見をなくし、老いや介護についても正しく理解しています。

また、全ての高齢者は、自分自身の意思決定が尊重され、尊厳ある生活を送っています。

I 国内外の状況

政府は、平成30（2018）年2月に新たな高齢社会対策大綱を決定しました。大綱では、「全ての年代の人々が希望に応じて活躍できるエイジレス社会を目指す」、「人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作る」、「技術革新の成果が可能にする新しい高齢社会対策を志向する」ことを柱に高齢社会対策を進めることとしています。同年12月には、「障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会」の実現に向けて、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が施行されました。同法に基づいて「ユニバーサル社会推進会議」を開催し、関係省庁が連携しながら取組を推進しています。

また、令和元（2019）年6月には認知症施策推進大綱を決定しました。大綱では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することとしています。

厚生労働省は令和3（2021）年12月に、令和2（2020）年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果を公表しました。それによると、養介護施設従事者等による相談・通報件数は2,097件、養護者による相談・通報件数35,774件でした。

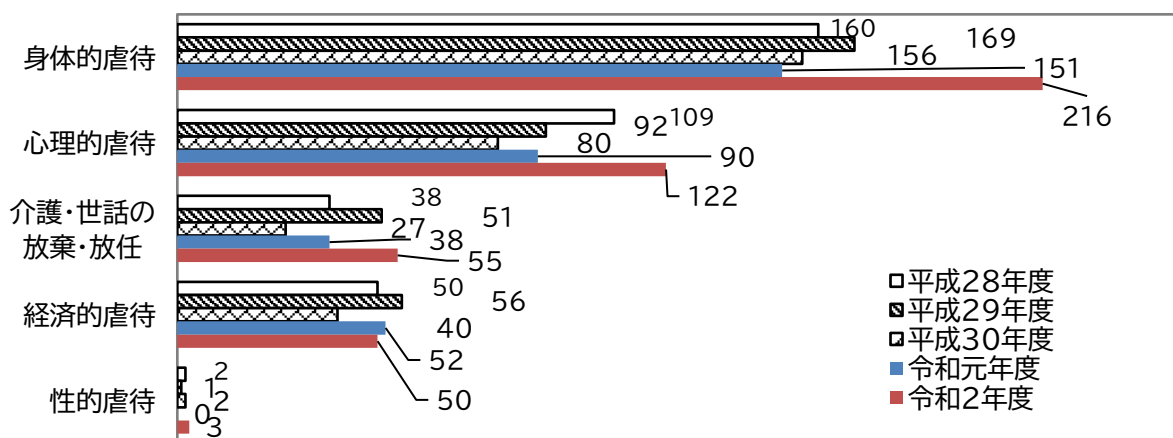
法務省の人権擁護機関では、老人福祉施設等の社会福祉施設において、施設の協力

を得て、臨時に特設の人権相談所を開設して入所者等からの相談に応じており、普段、法務局に出向くことが困難な入所者やその家族も、施設内で気軽に相談できるように配慮しています。また、介護サービス施設・事業所に所属するホームヘルパー等、高齢者と身近に接する機会の多い社会福祉事業従事者等に対して、人権相談活動について周知・説明し、人権侵害事案を認知した場合の情報提供を呼び掛けるなど連携を図っています。

2 県内の状況

高齢者虐待(養護者による)の事実確認状況

(単位:人)



(複数種類の虐待を受けている場合は、重複して計上しています。) 資料:三重県医療保健部長寿介護課

- 津地方法務局が令和3(2021)年に新たに救済手続を開始した高齢者に係る人権侵害事件は3件でした。
- 県では、平成18(2006)年度から高齢者虐待の状況について、ホームページで公表しています。県内での令和2(2020)年度中の虐待に関する相談・通報受理件数は527件ありましたが、このうち309件が虐待と判断されました。

3 県の主な取組状況 (令和3(2021)年度の実績、成果と課題)

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 高齢者の社会参加、参画の促進と交流

- ① 老いや介護に関する正しい理解の普及
- ② 文化、スポーツ、地域活動等の多様な活動へ参加するための環境整備
- ③ 多様な雇用・就業機会の確保とシルバー人材センターの機能強化

- ・ 高齢者の社会参加の促進や、地域における生活支援サービスの担い手となる高齢者

団体の養成に向けて、市町を通じて老人クラブ（1,130 クラブ）の活動費の助成を行うとともに、三重県社会福祉協議会に委託して生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーター養成研修を実施しました。一人暮らしの高齢者や認知症高齢者が増加し、ゴミ出し等の生活支援サービスのニーズが高まっている中で、元気な高齢者が生活支援の担い手となることが期待されています。〔高齢者健康・生きがいづくり支援事業、老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金／医療保健部長寿介護課〕

- ・ 公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎（2駅）のバリアフリー化に支援しました。バリアフリー法に基づく基本方針に沿って鉄道駅・バス等のバリアフリー化が進むよう、国、関係市町、事業者等と協議、調整を進める必要があります。〔地域公共交通バリア解消促進事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 働く意欲のある高齢者に対して地域生活に密着した就業の機会を提供するため、三重県シルバー人材センター連合会の運営に対して支援するとともに、三重労働局等の関係機関と連携し、就職面接会による求職者と求人企業とのマッチング支援に取り組みました。また、地域の多様な主体により設立された「三重県生涯現役促進地域連携協議会」において、高齢者の心身の状況に応じた多様な就労機会を創出するとともに、企業における高齢者の雇用促進を図りました。今後、労働局、経済団体とも連携しながら、さらに地域において高齢者の積極的な雇用の促進を図る必要があります。〔シルバー人材センター促進事業、生涯現役促進地域連携事業／雇用経済部雇用対策課〕

（2）高齢者福祉・介護サービスの充実に係る計画的な施設整備の推進

① 介護保険サービス提供基盤の整備の推進

- ・ 「みえ高齢者元気・かがやきプラン（第8期三重県介護保険事業支援計画・第9次三重県高齢者福祉計画）」（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を進めています。医療と介護の連携を図るため、「第7次三重県医療計画」（平成30年度～令和5年度）と一体的に取組を進める必要があります。〔介護保険制度施行経費／医療保健部長寿介護課〕
- ・ 地域包括支援センター職員への研修（5回、396人）を実施するとともに、市町や地域包括支援センターの要請を受けて地域ケア会議へ専門職等のアドバイザーを派遣（8回）しました。また、各市町の介護予防・自立支援および在宅医療・介護連携体制について、市町ヒアリングを行い現状や課題等を把握し、市町間で情報共有しました。引き続き、地域ケア会議や介護予防・自立支援に係る事業の充実、在宅医療・介護連携体制の構築に向けて市町を支援する必要があります。〔地域包括ケア推進・支援事業／医療保健部長寿介護課〕
- ・ 特別養護老人ホーム等の施設サービスを真に必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、入所基準の適正な運用に向けた施設の訪問調査（26施設）を行いました。また、地

域医療介護総合確保基金を活用し、認知症高齢者グループホーム（1施設）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（1施設）、小規模多機能型居宅介護（1施設）の地域密着型サービスの整備について、市町を支援しました。引き続き、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、認知症高齢者や中重度の要介護者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域密着型サービスを整備する市町を支援する必要があります。〔介護サービス基盤整備補助金／医療保健部長寿介護課〕

- ・ 軽費老人ホーム（35施設）の運営に対して補助を行いました。今後も居宅での生活が困難な高齢者が、低額な料金で安心して生活できるよう、安定した施設運営を支援する必要があります。〔軽費老人ホーム運営費補助金／医療保健部長寿介護課〕

（3）住み慣れた地域での生活を支えるための介護サービスや生活支援サービス等の充実

- ① 質の高い介護サービス提供への取組
- ② 福祉人材の安定的確保
- ③ 地域包括ケアの推進

-
- ・ 介護保険を利用する低所得者の利用者負担を軽減することにより介護サービスを利用することができるよう、ホームヘルプサービス、通所介護サービス等の利用者負担の軽減を行う社会福祉法人（147法人）を支援しました。利用者負担の軽減を実施する法人をさらに増やしていく必要があります。〔ホームヘルプ等利用者負担軽減事業費補助金／医療保健部長寿介護課〕
 - ・ 新型コロナウイルスの感染が拡大する中、在宅の要介護（支援）者への訪問系サービスや通所系サービスについて、感染防止対策を徹底した上で必要な介護サービスが継続的に提供されるよう、管内の介護サービス事業所や市町に対して制度等の周知を行いました。〔医療保健部長寿介護課〕
 - ・ 判断能力に不安のある高齢者等が適切に福祉サービスを受けられ、地域で自立した生活を送れるよう支援するため、三重県社会福祉協議会が行う福祉サービス契約時の援助や日常的な金銭管理等を行う事業に要する経費の補助を行いました。〔日常生活自立支援事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
 - ・ 適切な福祉サービスの提供を確保するため、三重県社会福祉協議会に設置される日常生活自立支援事業の運営を監視する「運営監視委員会」及び福祉サービス利用者等からの苦情解決を支援する「苦情解決委員会」の運営に要する経費を補助しました。〔福祉サービス運営適正化事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
 - ・ 介護従事者を確保するため、県福祉人材センターにおいて無料職業紹介やマッチング支援等の事業を実施しました。〔福祉人材センター運営事業／医療保健部医療介護人材課〕
 - ・ 平成28（2016）年度から拡充した研修制度に基づき、介護支援専門員専門研修（参加者828人）や主任介護支援専門員更新研修（参加者177人）等を実施しました。

また、認定調査員の育成のため、新任認定調査員研修を実施しました。さらに、喀痰吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員の養成にも取り組みました。引き続き、介護支援専門員の資質向上や、要介護認定の適正な実施等に向けて取り組む必要があります。〔介護支援専門員資質向上事業、認定調査員等研修事業、介護施設等職員研修事業／医療保健部長寿介護課〕

(4) 高齢者の人権に配慮した社会環境の整備

- ① 高齢者虐待の防止と適切な対応
- ② 認知症総合対策の推進

- ・ 家庭や介護施設等での高齢者虐待を防止するため、市町や介護施設の職員等を対象とした権利擁護研修等を実施しました。今後も、高齢者の権利擁護のための取組を強化する必要があります。〔認知症地域生活安心サポート事業／医療保健部長寿介護課〕
- ・ 認知症疾患の連携拠点として認知症疾患医療センターを9か所指定するとともに、認知症サポート医の養成（18人）や、かかりつけ医（1回、37人）、歯科医師（1回、17人）、薬剤師（1回、95人）、看護師（1回、55人）、病院勤務の医療従事者（5回、85人）を対象とした認知症対応力向上研修等を実施しました。また、認知症コールセンターの設置や若年性認知症コーディネーターの配置、認知症サポーターの養成（令和3（2021）年度末現在 215,581人）に取り組みました。今後も「共生」と「予防」を車の両輪として総合的に施策を推進するため、地域の中で認知症サポーターを組織化し、認知症の人や家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（チームオレンジ）の構築を支援するとともに、認知症の予防や早期診療、診断後の支援等に取り組む必要があります。〔認知症ケア医療介護連携事業、認知症地域生活安心サポート事業／医療保健部長寿介護課〕
- ・ 判断能力が不十分な高齢者や障がい者等について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する成年後見制度の利用促進等に向け、市町担当職員に対する研修会を開催しました。〔成年後見制度利用推進事業／医療保健部長寿介護課〕

4 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

（事例1）認知症サポーター養成講座を従業員が受講し、認知症への正しい理解に基づく対応等を学ぶ企業があります。また、高齢者の介護予防や家族支援に取り組んでいる認知症サポーターでつくる自主活動グループがあります。

（事例2）三重県文化会館（公益財団法人三重県文化振興事業団）では、高齢者や介護

家族、認知症当事者を含めた人が参画した演劇集団による創作劇を上演し、不安やマイナスのイメージを転換し、豊かに生きることができる超高齢社会をめざして取り組んでいます。

(事例3) 高齢化が進んできた団地で福祉バスを自主運行している自治会があります。複数の病院、スーパーマーケット等を経由するさまざまなルートを設定するとともに、利用する高齢者間のつながりを作り出しています。

(事例4) 図書室を運営しているNPO法人があります。図書の貸し出しだけでなく、高齢者のコミュニティ作りにもつながっています。

(2) 市町の取組事例

- 介護保険法に規定された在宅医療・介護連携推進事業のすべての項目が実施され、医療・介護関係者からの相談対応や連携推進等を担う拠点が設置されました。また、各市町において、「入退院支援」、「ACP（人生会議）」、「在宅医療・救急連携」、情報共有のためのICTの活用などの取組が進められています。
- すべての市町に認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員が配置され、認知症の早期診断・早期対応を図るとともに、認知症の人や家族、地域の方々が集える場である「認知症カフェ」を開催するなど、認知症の人と家族を支える体制づくりを進めています。
- すべての市町に生活支援コーディネーターが配置され、元気な高齢者にごみ出し、見守りなどの生活支援サービスを行ってもらうなど、地域の多様な資源をつないで高齢者の生活を支える取組が進められています。
- 鈴鹿市では、高齢者の身近な窓口として地域包括支援センターが様々な相談対応を行うとともに、地域包括支援センターの職員を対象とした定期的な会合を行い、高齢者虐待の未然防止及び拡大防止に努めています。
- 亀山市では、身近な高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターを1ヶ所から3ヶ所に増やすとともに、地域包括支援センターや行政等による定期的な会合を設け、高齢者虐待防止に努めています。

■ 今後の取組方向（令和4（2022）年度以降の取組方向）

- 令和4（2022）年度に実施する「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果を分析したうえで、高齢者の人権に配慮した社会環境の整備をはじめ、さまざまな取組が必要です。
- 公共交通機関を利用する際に誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化に対し支援します。
- 元気な高齢者が生活支援サービスの担い手として活躍できるよう研修を実施するとともに、老人クラブによる地域貢献等の活動を支援します。また、全国健康福祉祭（ねんりんピック）に三重県選手団を派遣します。「みえ高齢者元気・かがやきプラン（第

8期三重県介護保険事業支援計画・第9次三重県高齢者福祉計画)」（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

- 在宅生活支援の中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図るため、地域包括支援センター職員への研修を実施します。また、介護予防・自立支援に向けた市町の実施の充実を図るため、地域ケア会議へ専門職等のアドバイザーを派遣するとともに、市町や地域包括支援センターの職員等への地域支援事業に係る研修会について内容の充実を図りつつ市町を支援します。市町が在宅医療・介護連携推進事業のあるべき姿を意識しながら、主体的に課題解決を図り、PDCAサイクルに沿った取組を進めることができるよう、市町ヒアリング等で把握した現状や課題等を踏まえ、引き続き伴走型の支援をしていきます。
- 施設サービスを必要とする高齢者が依然として多いことから、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、施設に対し入所基準に沿って優先度の高い人が適正に入所できるよう指導していきます。また、住み慣れた地域で必要なサービスを受けられるよう、地域密着型サービスの充実に向けて市町を支援します。
- 介護サービスを充実させるため、引き続き、介護支援専門員の資質向上に向けた研修を実施するとともに、要介護認定の一層の適正化を図るため、認定調査員等を対象とした研修を実施します。また、介護サービス情報の公表等に取り組みます。
- 認知症の早期発見・早期治療に向けて、認知症疾患医療センターの機能強化や認知症サポート医の養成等を行うとともに、医療と介護の連携を図るため、レセプトデータを活用した認知症患者の実態分析を行います。また、認知症コールセンターの設置、認知症サポーターの養成、チームオレンジの構築の支援や診断後の支援等に取り組むなど、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざして、「共生」と「予防」を車の両輪として、認知症の人本人に寄り添った施策を推進します。
- 働く意欲のある高齢者が、培ってきた経験や能力を発揮することができるよう、労働局、経済団体とも連携しながら、地域に密着した就業の機会を提供する三重県生涯現役促進地域連携協議会の取組を支援します。
- 新型コロナウイルス感染症への感染の懸念があることを理由に在宅の要介護者が必要な介護サービスの提供を拒否されることがないように、介護サービス事業所等に対して引き続き啓発を実施します。

人権施策 406

外国人

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】

外国人住民が、教育、医療、就労等の生活面に関して、行政等による十分な情報や支援を得るとともに、自国の文化や習慣、価値観等が尊重され、地域の活動や方針決定等へ参加・参画しています。

日本人も外国人住民等も、文化や習慣、価値観の違い等の文化的背景の多様性を互いに認めあい、共に地域社会の一員として尊敬し、差別や偏見のない環境のもとで、安心して暮らせる地域社会づくりを進めています。

I 国内外の状況

令和3（2021）年末の在留外国人数は、新型コロナウイルス感染症の影響により新規入国者数が前年末に比べ12万6,481人減少し276万635人となっています。こうした中、言語、宗教、文化、習慣等の違いから、さまざまな人権問題が発生しています。

平成28（2016）年6月に、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的として「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。また、令和2（2020）年7月1日には川崎市で全国初の罰則を科す「ヘイトスピーチ規制条例」が全面施行されました。

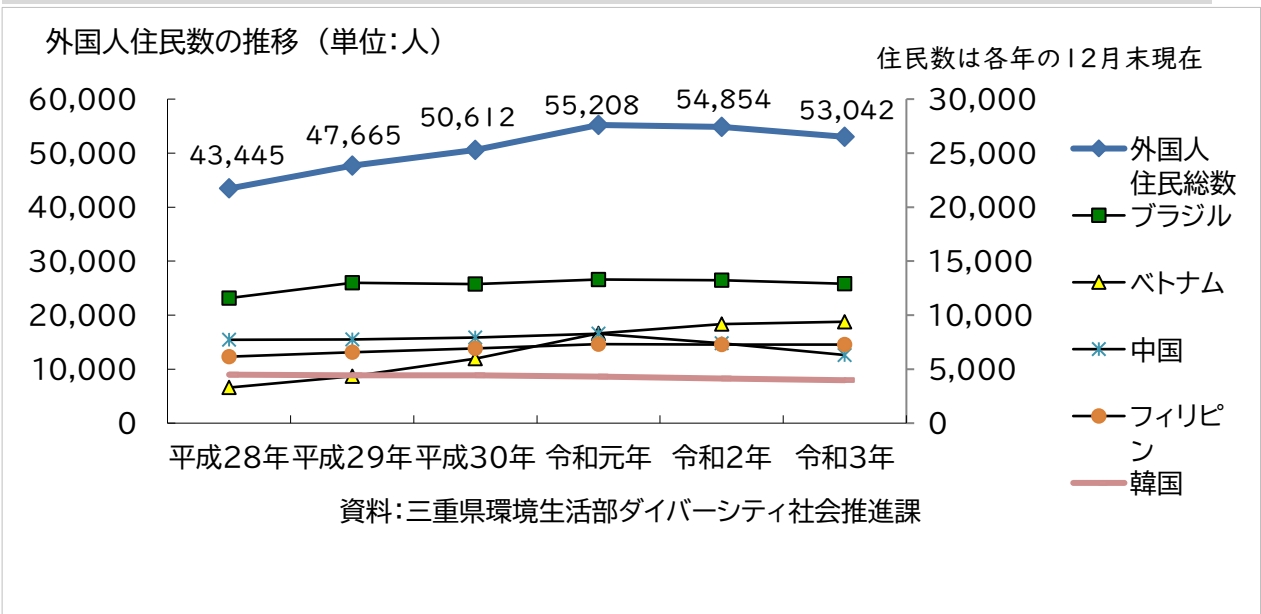
平成29（2017）年には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が、また、令和元（2019）年6月には、日本で暮らす外国人への日本語教育の充実を促す「日本語教育の推進に関する法律」がそれぞれ施行されました。令和2（2020）年6月に日本語教育の推進に関する法律に基づく基本方針が閣議決定され、日本語教育推進施策を策定・実施することについて、国や地方公共団体の責務とされましたが、令和3（2021）年5月に実施された「外国人の子供の就学状況等調査」では、不就学、又は不就学の可能性のある子どもは約1万人いることが判明しました。

平成31（2019）年4月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行され、在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」が創設されました。

法務省の人権擁護機関では、日本語を自由に話せない外国人のために、10言語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」及び10言語に対応した「外国語インターネット人権相

「相談受付窓口」を設置しています。また、全国の法務局・地方法務局に「外国人のための人権相談所」を開設し、人権相談に応ずるほか、外国人に対する偏見や差別の解消をめざして、人権啓発活動や調査救済活動に取り組んでいます。また、ヘイトスピーチに係る人権啓発活動とともに、ヘイトスピーチによる被害等の人権に関する問題の相談窓口の周知広報に取り組んでいます。

2 県内の状況



- 津地方法務局が令和3（2021）年に新たに救済手続を開始した外国人に係る人権侵犯事件は2件でした。
- 令和3（2021）年12月末現在の三重県の外国人住民数は、53,042人（前年比1,812人、3.3%減）でした。外国人住民数は、平成26（2014）年から6年連続で増加していましたが、令和2（2020）年から2年連続で減少しています。また、県内総人口に占める外国人住民の比率は、2.97%になりました。本県の外国人住民数を国籍別にみると、ブラジルが12,897人で全体の24.3%を占め、以下ベトナム、フィリピン、中国、韓国と続いており、上位5か国で75%を占めています。なお、総務省の統計（令和3（2021）年1月1日現在）によると、総人口に占める外国人の割合が大きい都道府県で、三重県は全国第4位となっています。

3 県の主な取組状況（令和3（2021）年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

（1）多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進

- ① 多文化共生への環境づくり
- ② 国際理解教育及び国際理解等に関する啓発の推進

③ 外国人住民に関する歴史や現状等についての学習・啓発の推進

- ・ 「三重県日本語教育推進計画～生活者としての外国人の日本語習得に向けて～」に基づき、地域日本語教育の事業全体を監理する総括コーディネーターを中心に、有識者等から構成する総合調整会議で日本語教育施策を協議するとともに、人材育成に取り組みました。多様な主体と連携を図りながら、地域の日本語教育に係る課題の解決に向けた取組を行う必要があります。〔情報や学習機会の提供事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
 - ・ 東海4県1市が連携して開催する「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」普及セミナーを、三重県で開催しました。日本で働く外国人は今後も増加すると予想されることから、外国人労働者の適正雇用について企業関係者等に働きかけていく必要があります。〔多文化共生がもつ力の活用事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
 - ・ 多文化共生に関する教育・普及を推進するキーパーソンとなる学校職員等の人材育成を目的とした国際理解教育研修を実施しました。〔情報や学習機会の提供事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
 - ・ 「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨を説明するパンフレットを継続して配布するとともに、「県政だより みえ」11月号や、朝日・伊勢・産経・中日・毎日・読売の各新聞において周知を行いました。今後も、外国人差別を解消する取組を通じて、ヘイトスピーチは許されない行為であるという県民意識の醸成に努めていきます。〔「ヘイトスピーチ解消法」の啓発／環境生活部人権課〕
-

(2) 文化的背景の異なる住民と一緒に地域社会を築くための基盤となる安全で安心な生活の支援

- ① 外国人労働者の相談窓口の充実
 - ② 外国人住民に対する保健・医療・福祉等の環境整備
 - ③ 外国人住民への情報提供、相談窓口の充実
 - ④ 外国人住民の居住の安定確保に関する支援
 - ⑤ 外国人住民への防災に関する支援
 - ⑥ ヘイトスピーチのない社会の実現に向けた取組
-

- ・ 三重県労働相談室において、外国人住民から寄せられるさまざまな労働相談に対してアドバイスをを行うとともに、ポルトガル語・スペイン語通訳による電話相談に対応しました。引き続き、外国人住民向け労働相談の効果的な周知に努めていく必要があります。〔労働相談室運営事業（ポルトガル語・スペイン語通訳による相談等）／雇用経済部雇用対策課〕
- ・ 留学生等の外国人材の就職を支援するため、県内企業への就業体験や現地見学会等を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、オンラインを活用し

た県内企業との合同企業説明会を開催するとともに、キャリアカウンセラーによるオンライン就職相談会を行いました。また、外国人労働者が安心して働くことができるよう適正な労働環境を確保するため、事業者に対して労働関係法令の遵守等を周知するセミナーや個別相談会をWebにより実施するとともに、三重労働局と連携して経済団体に要請活動を行いました。引き続き、留学生等が県内企業へ就職できるよう、企業との出会いの場を提供するとともに、受入企業の体制整備の推進や、定住外国人求職者への支援が必要です。

〔地域活性化雇用創造プロジェクト運営事業／雇用経済部雇用対策課〕

- ・ 即戦力となる医療通訳者を育成する研修を5言語で開催しました。また、医療通訳の有用性を周知するため、医療従事者向け外国人患者対応セミナーを実施しました。医療通訳の必要性について、引き続き周知していく必要があります。〔安全で安心な生活への支援事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 外国人エイズ患者等の診療が円滑に行われるよう医療機関に通訳を派遣する体制を整えています。全国ではHIV感染者新規報告数、エイズ患者新規報告数ともに近年減少傾向にありますが、外国籍HIV感染者・エイズ患者は毎年一定数報告されていることから、診療を受けやすい体制を整備するため、今後も通訳派遣を継続していく必要があります。〔エイズ等対策事業／医療保健部感染症対策課〕
- ・ 外国人住民の生活全般にわたるさまざまな相談を一元的に受け付ける「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」の運営を行い、11言語で窓口及び電話による相談に応じるとともに、必要な情報を提供しました。また、新型コロナウイルス感染症に関する相談に対応するため、相談員の増員や日曜開設などサポート体制の拡充を図りました。〔情報や学習機会の提供事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 外国人住民が必要とする行政・生活情報や地域の課題や取組についての情報を、多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、ベトナム語、日本語）で提供しました。また、新型コロナウイルス感染症に関する情報について特集ページを設け提供しました。外国人住民が迅速に必要な情報を入手できるよう、提供言語の拡充、提供する行政・生活情報の内容のさらなる充実を図る必要があります。〔情報や学習機会の提供事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 必要な情報を外国人住民にもわかりやすい日本語で伝える「やさしい日本語」の普及を図るため、国際交流員による出前講座を行いました。〔情報や学習機会の提供事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 外国人入居者に共同生活ルールを理解してもらえるよう「県営住宅だより」の外国語版（ポルトガル語、スペイン語版）を配布しました。また、外国人入居者からの問い合わせ等に対して迅速な対応ができるよう、「通訳付き電話相談窓口（3者通話可能）」を1回線設けています。〔公営住宅管理事業／県土整備部住宅政策課〕
- ・ 大規模災害発生時に災害弱者の立場に置かれることが多い外国人住民が災害に関する基礎知識や共助の考えを学び、災害時要援護者から支援者になることをめざす「外国人防災リーダー研修」を開催するとともに、多文化共生関係者のための防災研修会を実施しました。外国人住民が災害時要援護者の立場から、地域社会を支える側へと活動の場を広げ

ることができるように取組を続けていく必要があります。〔安全で安心な生活への支援事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

- ・ 令和元（2019）年度に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」で、ヘイトスピーチを「表現の自由の範囲内のことであり、許されることだ」、「ヘイトスピーチをされる側に問題があり、仕方がないことだ」と回答した県民の割合が約25%であったことをふまえ、啓発冊子の中で、あらためて「ヘイトスピーチは許されない」ことを呼びかけました。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター〕

（3）外国人の権利擁護と社会参画の促進

- ① 外国人住民による行政への参画の促進
- ② 外国人児童生徒への教育支援
- ③ 学習内容・指導方法及び教材の開発・普及、研修の充実

-
- ・ 有識者、NPO、経済団体、外国人住民、市町等で構成する「三重県多文化共生推進会議」を開催して、多文化共生社会づくりに向けた取組の成果を検証しました。また、外国人住民等の意見を取組に反映させるため「三重県外国人住民会議」を開催しました。外国人住民が地域社会の一員として、地域づくりに参加・参画できる仕組みづくりが求められています。〔多文化共生がもつ力の活用事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
 - ・ 外国人児童生徒が、日本の学校生活に適応し、日本語で学ぶ力を身につけられるよう、県内7市において、「初期適応指導教室」を開設したり、外国人児童生徒及びその保護者に進路の情報を提供する進路ガイダンスを開催したりするとともに、各市町における「特別の教育課程」による日本語指導の取組を進める等、将来、社会で自立できる力を育成するための支援を行いました。また、外国人児童生徒の日本語習得状況に応じた学習支援により、安心して学びを継続できるよう、外国人児童生徒巡回相談員の学校への派遣による日本語指導等、指導体制の充実に努めました。〔多文化共生社会のための外国人児童生徒教育推進事業／教育委員会小中学校教育課〕
 - ・ 日本語指導が必要な外国人生徒等に関する学習状況等について、桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、伊賀市、松阪市の教育委員会と連携し、関係中学校から関係高等学校に情報を引き継ぎ、各高等学校における指導の充実に図りました。また、日本語指導が必要な外国人生徒が多数在籍する高等学校に、母語による学習支援や進路相談を行う外国人生徒支援専門員5名と、各校を巡回して生徒への日本語指導や担当教諭への助言を行う日本語指導アドバイザー1名を配置して各校への支援を行いました。〔社会的自立を目指す外国人生徒支援事業／教育委員会高校教育課〕
 - ・ 外国人生徒が日本の学校制度や働き方について理解を深め、将来の生活を見通して進路を選択できるよう、進学・就職セミナーを実施しました。また、日本語指導が必要な外国人生徒や支援が必要な生徒が多数在籍する県立高等学校に、就職実現コーディネーター5名を配置し、求人開拓や進路相談等を行いました。〔未来へつなぐキャリア教育推進事業

4 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 公益財団法人三重県国際交流財団では、外国につながる子どもの発達相談会や発達支援・検査に関する通訳研修会を開催しています。

(事例2) 新型コロナウイルス感染症の影響で、派遣切り等にあった外国人のための相談会を開いたNPOがあります。

(事例3) 外国人の日本語サークルの時間を利用し、防災の学習会を開いている団体があります。




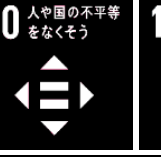

(2) 市町の取組事例

- 南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政及び国際交流協会により平成13(2001)年に設立された「外国人集住都市会議」では、外国人住民に係る施策や活動状況の情報交換や国、県及び関係機関への提言等を行っています。
- 外国人が集住する市町では、多国籍化する外国人住民への多言語対応として、タブレット端末を用いた「多言語通訳システム」や「電話通訳システム」を導入し、相談窓口の充実を図っています。
- 鈴鹿市では、国籍問わず、情報の格差が生じないように、市ホームページ内及びFacebookにおいて、外国人住民向けの情報ページ「Amigo Suzuka」を開設しています。「やさしい日本語」、「ポルトガル語」、「スペイン語」のページを設け、多言語により、外国人住民に受け取っていただきたい情報を中心に発信しています。
- 亀山市では、国籍による情報格差解消に向けて、外国語版の広報誌「かめやまニュース」を毎月発行しています。また、「やさしい日本語」、「ポルトガル語」、「英語」で生活に関わる情報を市ホームページ等で発信しています。

■ 今後の取組方向（令和4（2022）年度以降の取組方向）

- 令和4（2022）年度に実施する「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果を分析したうえで、外国人の権利擁護と、相互理解のための教育・啓発の推進に取り組む必要があります。
- 「三重県多文化共生社会づくり指針（第2期）」に基づいて、県内市町や他県等さまざまな主体と連携して、外国人住民等が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画する仕組みづくりなどに取り組めます。

- 「三重県日本語教育推進計画」に基づき、地域日本語教育の事業全体を監理する総括コーディネーターを中心に、有識者等から構成する総合調整会議で日本語教育施策を協議するとともに、各主体間の連携強化や、オンライン日本語教室のモデル事業に取り組みます。また、外国人住民の地域社会への参画を進めるため、必要な情報を多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、ベトナム語、日本語）で提供します。
- 「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」において、外国人住民からの生活相談に加え、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う生活不安に対し、きめ細かに対応する体制の充実に取り組むとともに、広域で解決すべき、医療通訳や災害発生時に外国人住民の支援等を行う人材の育成、消費者被害の防止等について、市町、企業やNPO等のさまざまな主体と連携して、外国人住民等の安全・安心な暮らしに向けた支援に引き続き取り組みます。
- 日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍する学校は、依然増加傾向にあり、広域化も進む中、多文化共生の視点に立った教育の充実を図り、外国人児童生徒が日本語で学ぶ力を身につけられるよう支援を行っていきます。また、就学の案内や教育相談への対応等の就学支援や進路選択の支援等の充実を図ります。
- 三重県労働相談室において、外国人住民から寄せられるさまざまな労働相談に対応するとともに、外国人住民向け労働相談の周知に努めます。
- 留学生等の外国人材の県内企業への円滑な就職を支援するため、留学生等を対象に一人ひとりの実情に応じた県内企業とのマッチング支援を行います。また、採用ノウハウの提供や労働関係法令の遵守に向けたセミナーを開催するなど、企業側の受入体制の整備促進を図るとともに、定住外国人向けに就労・定着支援セミナーの開催やインターンシップ（就労体験）を実施します。
- 全国人権同和行政促進協議会を通じ、国に対してヘイトスピーチの解消に向けた取組の充実強化を求めていくとともに、今後も、ヘイトスピーチは許されない行為であるという県民意識の醸成に努めます。

4 人権課題のための施策	主担当：医療保健部			
人権施策 407 患者等 (患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者 等)				
【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール(目標)】				
3 すべての人に健康と福祉を 	5 ジェンダー平等を実現しよう 	8 働きがいも経済成長も 	10 人や国の不平等をなくそう 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 
【人権施策基本方針におけるめざす姿】				
<p>医療現場において、患者の権利が尊重された患者本位の医療が行われています。県民が病気について正しく理解し、患者(元患者)の人権が尊重されています。患者(元患者)への支援体制が整備され、患者(元患者)が安心した生活を送っています。</p>				

I 国内外の状況

法務省や厚生労働省では、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者等の方々が、誤った知識や偏見等から人権が侵害されることのないよう、都道府県や関係団体等と連携し、啓発活動等を行っています。

内閣府が平成30(2018)年1月に実施した「HIV感染症・エイズに関する世論調査」では、エイズに対する印象を聞いたところ、「死に至る病である」を挙げた人の割合が52.1%と最も高く、「原因不明で治療法がない」が33.6%で続き、「不治の特別な病だとは思っていない」は15.7%にとどまるなど、正しい知識と理解が十分に広がっていないとみられる結果となりました。厚生労働省は、12月1日の世界エイズデーに向け、公益財団法人エイズ予防財団やエイズ関連NGO等の関係団体と協力し、普及啓発イベントを実施しています。また、ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、ハンセン病元患者の名誉回復を図るための啓発事業も実施しています。

令和元(2019)年6月、熊本地裁は、ハンセン病元患者家族が、元患者に対する国の隔離政策により家族も差別を受けたとして、国に対して元患者家族への賠償を命じる判決を言い渡し、これを受けて政府は令和元(2019)年7月、この判決に対して控訴をしないという閣議決定を行いました。また、令和2(2020)年2月、熊本地裁はハンセン病を理由とする「特別法廷」は憲法が保障する「法の下での平等」に違反し、患者の人格権を侵害したとして違憲の判断をしました。

令和元(2019)年11月、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立するとともに、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の改正が行われました。これにより、元患者家族を対象とした新たな補償の措置が講じられることとなり、また、元患者やその家族の境遇をふまえた人権啓発、人権教育等の普及活動等の強化が図られています。

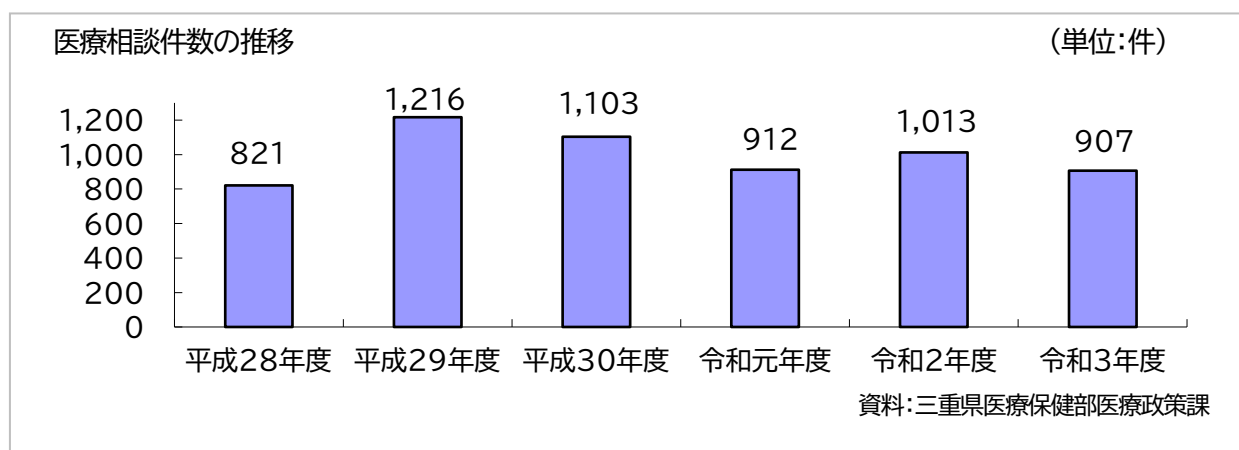
また、「四日市公害」をはじめとする公害・環境問題と人権との関わりにおいても、

その歴史的経緯や公害等の経験に学ぶ啓発等が行われています。

令和2（2020）年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、新型コロナウイルス感染症に係る人権問題が発生しました。政府は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、感染者・濃厚接触者、医療関係者その他の対策に携わった方々やその家族に対して誤解や偏見によって差別を行うことがないように呼びかけるなどの取組を実施しています。令和3（2021）年2月13日には「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、患者やその家族、医療従事者等への偏見や差別を防止するための規定が設けられました。また、本県も含め全国各地で、患者や家族、医療従事者等に対する差別を禁止する条項を盛り込んだ条例が施行されました。

法務省の人権擁護機関では、ホームページや公式SNSを活用し、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別・偏見は許されないものであり、このような行為を行わないよう繰り返し呼びかけるとともに、人権相談窓口の周知を行っています。

2 県内の状況



- 津地方法務局が令和3年（2021）に新たに救済手続を開始した医療関係の人権侵犯事件は5件でした。
- 医療に関する県民からの相談に対応するため、医療相談の専門員を配置し、患者・家族と医療機関との信頼関係の構築を支援しています。県民の医療に対する関心の高まり、医療相談窓口の周知が進んだことなどから、近年の相談件数は高い水準で推移しており、令和3（2021）年度の相談件数は907件となりました。
- 県人権センターに寄せられている新型コロナウイルス感染症に関する相談は、令和3年度は138件で、そのうちワクチン接種に関するものは60件でした。具体的には、職場でのワクチン接種の強要や、介護施設等において、ワクチン接種をしていないことでしばらく施設を利用できなかったなどの差別的取り扱いを受けたといったものでした。

3 県の主な取組状況（令和3（2021）年度の取組実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

（1）患者本位の医療体制づくりの推進

- ① インフォームド・コンセントの推進
- ② 医療機能の分科・連携の推進と県民による医療機関選択の支援
- ③ 医療従事者への啓発の推進

- ・ 医療安全関係研修に医療相談員等が積極的に参加することにより相談窓口の対応力向上を図るとともに、県内医療関係団体とも連携し、迅速かつ的確な医療安全相談対応に努めました。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い増加した、新型コロナウイルス感染症に関する相談についても、的確な対応に努めました。〔医療安全支援事業／医療保健部医療政策課〕
- ・ 三重県がん相談支援センターにおいて、がん患者及びその家族等の悩みや不安等の相談に応じるとともに、県内のがん診療連携拠点病院をはじめとした医療機関や患者会等との連携を進めました。また、社会保険労務士によるがん患者の就労相談を実施するとともに、県内各地の労働基準監督署が主催するさまざまな研修会等に出向き、事業者等に対してがん患者の就労支援に関する説明を行うなど、仕事とがん治療の両立を支援する体制の充実に努めました。引き続き、がん患者のみならず、広く県民に周知していくとともに、がん診療に係る医療機関の情報等の提供体制を充実させる必要があります。〔がん患者支援事業／医療保健部医療政策課〕
- ・ 救急医療情報システムの充実に努めるため、システムに参加する医療機関の増加に努めました。新規開業した医療機関にシステム参加の働きかけを行った結果、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、参加辞退する医療機関が増えた令和2年度に比べ、増加しました。引き続き、関係機関と連携して、医療機関への参加促進を図る必要があります。〔救急医療体制推進・医療情報提供充実事業／医療保健部医療政策課〕

（2）病気に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

- ① HIV感染症・エイズに対する正しい知識の普及・啓発活動の推進
- ② ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進
- ③ 難病に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

- ・ 「HIV検査普及週間」（6月1日～7日）及び「世界エイズデー」（12月1日）等に、パネル展、街頭キャンペーンの実施や、ホームページ、広報誌等によって、県民に対し正しい知識の普及、啓発を行い、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図るよう取り組みました。新規HIV感染者・エイズ患者の報告は、近年10件程度で推移していることから、引き続き普及啓発活動を行っ

ていく必要があります。〔エイズ等対策事業／医療保健部感染症対策課〕

- ・ ハンセン病問題に対する正しい理解の普及啓発事業について、新型コロナウイルス感染症の影響から、従来のように不特定多数の県民等を集めることを前提とした啓発活動が困難となる中、県内テレビ局と連携・協働し、ハンセン病問題、特に家族訴訟問題にスポットを当てたオンラインセミナーを実施しました。さらに、オンラインセミナー実施後、当日の内容を再編した動画をYouTubeにて配信しました。今後、入所者の高齢化が進み、各事業等への参加も年々厳しくなる状況であることから、入所者等の要望を的確に捉えながら取組を進めること、また、引き続きハンセン病問題を風化させない正しい理解の普及啓発活動を検討していくことが必要です。〔ハンセン病に対する理解の推進／医療保健部医療政策課〕
- ・ 三重県難病相談支援センターにおいて、各患者会との協力のもと、難病患者を対象とした学習会及び交流会を開催しました。また、難病診療連携拠点病院等と連携し、難病患者の支援に携わる医療従事者及び介護従事者を対象とした難病研修会を開催し、難病への理解を深めました。引き続き、難病に対する正しい知識の普及・啓発に努めていく必要があります。〔難病相談・支援センター事業、難病在宅支援事業／医療保健部健康推進課〕

(3) 医療・生活支援体制の充実

- ① 医療相談体制の充実
- ② HIV検査体制・エイズ相談及び患者への医療・社会生活支援の充実
- ③ ハンセン病元患者のための療養生活の支援
- ④ 難病患者への医療・生活支援

-
- ・ 医療安全関係研修に医療相談員等が積極的に参加することにより相談窓口の対応力向上を図るとともに、県内医療関係団体とも連携し、迅速かつ的確な医療安全相談対応に努めました。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い増加した、新型コロナウイルス感染症に関する相談についても、的確な対応に努めました。〔医療安全支援事業／医療保健部医療政策課〕
 - ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、不安や心身の不調を感じている県民や医療従事者の方からの電話相談に対応しました。〔こころの健康センター管理運営事業／医療保健部健康推進課〕
 - ・ 県内各保健所（四日市市保健所を含む）において、HIV感染の心配のある方に無料・匿名の検査・相談を実施しました。新規HIV感染者・エイズ患者報告数に占めるエイズ患者の割合（いきなりエイズ）を減少させるべく、HIV感染の早期発見につながるよう普及啓発活動の継続と検査体制の強化が必要です。〔エイズ等対策事業／医療保健部感染症対策課〕
 - ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、療養所に暮らす県出身の元患者への訪問を中止せざるを得ませんでした。代替措置として、県出身の元患者への県内製品の送付

事業を実施しました。また、療養所退所者等に対する相談窓口の設置や療養所入所者家族に対しての生活援護を行いました。今後も引き続き療養所入所者等の高齢化に伴うニーズの変化をふまえた支援が必要となっています。〔ハンセン病元患者への生活支援事業／医療保健部医療政策課〕

- ・ 三重県難病相談支援センターにおいて、在宅難病患者等に対して各種相談、就労支援等を実施するとともに、患者会の活動を促進するなど、難病患者及びその家族の療養上、日常生活上の悩みや不安解消に努めました。引き続き、地域の医療機関、市町と連携しながら、難病患者等の療養上の不安解消を図り、適切な難病在宅支援を行っていく必要があります。〔難病相談・支援センター事業／医療保健部健康推進課〕

4 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

- （事例1）薬物依存の経験がある人に「生きるためのコミュニティ」を作って支援するNPO法人があります。一人ひとりが自己表現できる活動を充実させています。
- （事例2）難病や患者数が少ない疾患の啓発イベント「Rare Disease Day 2021 in 三重」が、当事者団体の主催により、桑名市で開催されました。
- （事例3）新型コロナウイルスに感染された人や医療従事者・エッセンシャルワーカーの人が、地域・家庭・職場（学校）で「ただいま」「おかえり」と受け入れられる雰囲気をつくり、暮らしやすい社会をめざす愛媛県発の市民運動「シトラスリボンプロジェクト」に取り組んだ学校があります。

(2) 市町の取組事例

- 桑名市では、「STOP！！コロナ差別」のポスター（チラシ）を作成し、市施設に掲示した他、ホームページにも掲載しました。また、啓発ティッシュの窓口設置、公用車への「STOP！！コロナ差別」マグネットシートの貼付、商業施設への注意喚起のアナウンス協力依頼等、様々な手段により市民に注意を喚起しました。
- 鈴鹿市では、鈴鹿市神戸小学校の児童会が鈴鹿厚生病院に手紙を送り、新型コロナウイルス感染症に係る対応等に携わる医療スタッフにエールを届けました。
- 尾鷲市は、全戸に配布しているエリアワンセグ放送にて、新型コロナウイルス感染症に感染した方への誹謗中傷を防止する市長からのメッセージを定期的に発信しました。
- 亀山市は、新型コロナウイルスに感染された方等を温かく迎える地域・社会づくりを目指す「シトラスリボンプロジェクト」に賛同し、市職員や市民団体によるシトラスリボンの作成、窓口への設置、市職員のシトラスリボンの着用、市ホームペ

ージやケーブルテレビによる啓発等、偏見・差別の防止に取り組みました。

- 鳥羽市は、「STOP!コロナ差別」を啓発するため、標語を入れたのぼり旗を市内商業施設において掲出したほか、標語入りクリアファイルを作成し、市内小・中学校児童及び生徒へ配布しました。
- 志摩市は、新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害を防ぐため、「なくそう！コロナ差別！！」を呼びかけたリーフレットを作成し、各種団体や市民に対し呼びかけを行いました。

■ 今後の取組方向（令和4（2022）年度以降の取組方向）

- 令和4（2022）年度に実施する「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果を分析したうえで、病気に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進や患者本位の医療体制づくり、医療・生活支援体制の充実に取り組む必要があります。
- 難病対策については、関係機関との連携強化を図りながら、患者及びその家族の療養上の不安を解消するため、引き続き難病についての正しい知識の普及啓発を行うとともに、相談支援や情報提供を行い、患者の在宅療養生活を支援していきます。
- がん対策については、県内のがん診療連携拠点病院等を中心として、がん医療水準の向上をめざします。また、がん患者の立場に立った医療を推進するために、さまざまな機会をとらえた啓発活動を実施し、がん対策を総合的に推進していきます。
- エイズに関する正しい知識の普及啓発、相談、検査、医療体制の充実等の取組を進めていきます。また、さまざまな感染症等に対しても、不安や誤解を解消するため、正しい知識の普及啓発、的確な情報提供等に努めます。
- ハンセン病に対する地域における偏見・差別を解消するため、病気に対する正しい知識の普及・啓発活動を引き続き推進します。
- 令和2（2020）年12月に「三重県感染症対策条例」を制定し、自治体や医療関係者、県民等の果たすべき役割を明らかにするとともに、差別や偏見の根絶等の事項について定めました。今後は、県民、事業者、国、市町、関係機関等と連携協力して感染症対策の推進に努めます。
- 新型コロナウイルス感染症に関して、SNS等で憶測によるデマや誤った情報の拡散、個人や企業への誹謗中傷等が発生していることから、人権侵害等の防止に向け、啓発・教育をさまざまな主体と連携して進めます。

人権施策 408

犯罪被害者等

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】

犯罪被害者とその家族等が、自らが受けた精神的・身体的・経済的被害等のさまざまな負担を克服し、権利と利益を擁護されるための制度、社会環境が整っています。

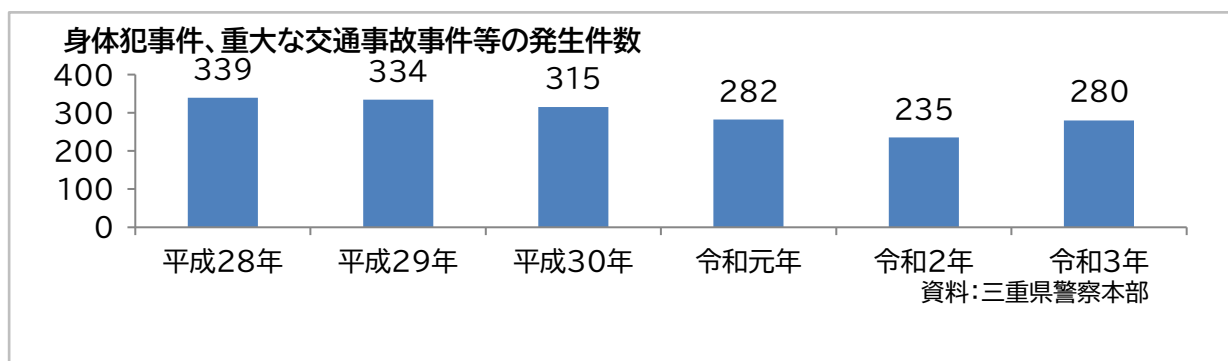
I 国内外の状況

犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細やかで充実した支援が必要です。

「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28（2016）年閣議決定）では、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実等が盛り込まれ、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境の整備等が掲げられています。これをふまえ、警察庁では、性犯罪被害者がより相談しやすくなるよう、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル番号「#8103（ハートさん）」を運用しています。

令和3（2021）年3月に閣議決定された「第4次犯罪被害者等基本計画」では、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制強化や、SNSを含むインターネットでの誹謗中傷に関する相談体制の充実が盛り込まれました。警察庁では、犯罪被害者等が置かれている状況などについて、国民の理解を深めるため、11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等についての広報啓発事業を実施しています。

2 県内の状況



- 津地方法務局が令和3(2021)年に新たに救済手続を開始した犯罪被害者等に係る人権侵犯事件は0件でした。
- 各警察署等に被害者支援要員を配置し、殺人、強姦性交などの身体犯事件や、交通死亡事故などの重大な交通事故事件の犯罪被害者等に対し、病院、事情聴取等への付添い、各種相談への対応などを行い、精神的な負担の軽減に努めています。

3 県の主な取組状況 (令和3(2021)年度の実績、成果と課題)

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るための総合的な施策の推進

- ① 関係機関相互や民間団体との連携推進
- ② 相談窓口の充実と広報の実施
- ③ 犯罪被害等の早期軽減
- ④ 総合的な支援体制の整備

- ・ 「三重県犯罪被害者等支援推進計画」(令和2(2020)年～令和5(2023)年)に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係機関・団体や有識者等からなる「三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会」を開催しました。〔「三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会」の開催/環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 犯罪被害者等に対する途切れることのない支援を実施するため、支援従事者を対象とした研修会を開催(参加者延べ88人)して支援従事者の対応力向上を図りました。〔犯罪被害者等支援従事者研修会の開催/環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 犯罪被害者等が被害後精神的に混乱した状況の中、必要な支援につなげられるよう、犯罪被害者等が望む支援や必要な支援を整理し、それらを必要な関係機関・団体等に伝えるためのツールとなる「犯罪被害にあわれた方のためのノート」を作成しました。〔犯罪被害者等の実情に応じた福祉サービス等の提供/環境生活部くらし・交通安全課〕

- ・ 市町をはじめとする関係機関・団体の連携強化を図るため、県内6ブロックにおいて、県、市町、関係機関・団体の参加による意見交換会を開催しました。〔ブロック別意見交換会の開催／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 令和3年3月に閣議決定された「第4次犯罪被害者等基本計画」等をふまえ、三重県警察における犯罪被害者等施策を計画的に推進するため、令和3年4月1日から令和8年3月31日までを計画期間とする「三重県警察犯罪被害者支援基本計画」を策定しました。〔三重県警察犯罪被害者支援基本計画の策定／警察本部警務課〕
- ・ 「三重県犯罪被害者支援連絡協議会」の会員に対し、各機関で推進する施策を記載した資料を配布するとともに、犯罪被害者等支援に関する情報交換等を行い、関係機関・団体との連携強化を図りました。〔三重県犯罪被害者支援連絡協議会の運営／警察本部警務課〕
- ・ 犯罪被害者等早期援助団体である公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターに対し、犯罪被害者等の同意を得た上で、支援に必要な情報を早期に提供するとともに、同センターで開催される研修会に職員を参加させるなど、連携強化を図りました。〔犯罪被害者等早期援助団体への情報提供、みえ犯罪被害者総合支援センターとの連携／警察本部警務課〕

(2) 犯罪被害者等の人権問題についての幅広い啓発活動の推進

- ① 幅広い啓発と情報提供
- ② 犯罪被害者等による講演等を取り入れた研修会の開催
- ③ 積極的な広報啓発活動の推進
- ④ 犯罪被害者等に対する理解の推進

-
- ・ 中学生及び高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」を15回(受講者約3,680人)開催しました。〔犯罪被害者支援にかかる広報啓発事業、命の大切さを学ぶ教室／警察本部警務課〕
 - ・ 犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、「犯罪被害を考える週間」を中心に「犯罪被害を考える集い」を開催(参加者約100人)するとともに、パネル展示等の広報啓発活動を積極的に実施しました。〔犯罪被害者支援にかかる広報啓発事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
 - ・ 医療従事者の犯罪被害者等への理解を促進するため、医療従事者向けの犯罪被害者等支援に関するパンフレットを作成し、県内の医療機関に配布しました。〔犯罪被害者支援にかかる広報啓発事業／環境生活部くらし・交通安全課〕

(3) 犯罪被害者等に対する精神的なケアをはじめとする支援

- ① 各種相談やカウンセリングによる精神的ケアによる支援
- ② 犯罪被害者への経済的支援
- ③ 犯罪被害者等の安全確保

④ 犯罪被害者等及びDV被害者への県営住宅入居の配慮

- ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援体制として、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を運営開設し、相談員による電話相談、メール相談、SNS相談、面接相談をはじめ、関係機関・団体等と連携した支援を行うことで被害者の負担軽減に努めています。令和3（2021）年度は、637件の相談がありました。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、「三重県犯罪被害者等見舞金」を活用し、犯罪被害者の遺族又は犯罪被害により重傷病を負い若しくは精神療養が必要となった犯罪被害者に対し、見舞金を給付しました。令和3（2021）年度は、11件の給付を行いました。〔三重県犯罪被害者等見舞金給付事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 犯罪被害者等の精神的ケアのため、部内カウンセラーによるカウンセリングを積極的に行いました。〔犯罪被害者等に対するカウンセリング／警察本部警務課〕
- ・ 診断書料・緊急避妊薬投薬料等を公費で負担したほか、犯罪被害給付制度による経済的支援を行いました。〔犯罪被害者支援にかかる公費負担事業、犯罪被害給付制度の運用／警察本部警務課〕
- ・ DV被害者からの相談を三重県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）等で受けるとともに、DV被害に遭った母子の一時保護を行いました。また、昼間に仕事等で相談できない人のための夜間の電話相談や、心的外傷を有する被害女性に対して心理相談や心理療法等を行い、心のケアに努めました。一時保護を行う女性には児童等を同伴するケースが多いため、児童指導員がDVを目撃した児童のケア等、児童の生活支援を行いました。特に乳幼児を同伴して保護された被害者の場合は、母親が子育てに自信を失い、同伴する子どもが心理的に不安定な状態にあることも多いため、児童指導員による子育て指導、子ども支援を引き続き行う必要があります。また、DV被害者の安心安全を確保するため、相談窓口の情報の周知にさらに取り組む必要があります。面前DV等にも対応するため、関係機関と連携し、児童に対する支援を行うとともに、保護女性に対する自立まで切れ目のない支援を迅速かつ的確に行う必要があります。〔女性相談事業／子ども・福祉部子育て支援課〕
- ・ 犯罪被害者等からの優先入居希望はありませんでしたが、引き続き、犯罪被害者等が県営住宅へ優先入居できる制度の周知に努める必要があります。〔公営住宅管理事業／県土整備部住宅政策課〕

4 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターは、相談対応、付添支援、各種啓発事業を実施するなど、犯罪被害者支援の中心的な役割を担っています。また、支援の中心となるボランティア支援員の養成講座および同継続研修会を開催し、相談機能の充実に努めています。

(事例2) 犯罪や非行をした人の就労を支援し、その改善、更生を援助するとともに、再犯、再非行を防止し、法秩序の維持に寄与することを目的として活動している団体があります。

(2) 市町の取組事例

- 県内全ての市町では、犯罪被害者等からの相談・問合せに対応して、関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しを行う窓口として「総合的対応窓口」を設置しています。
- 令和3（2021）年度末で、27市町において犯罪被害者等支援条例等（津市、四日市市、伊勢市、桑名市、鈴鹿市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、いなべ市、志摩市、伊賀市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町においては条例、松阪市、名張市、熊野市、御浜町においては要綱）が制定され、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組を推進しています。
- 鈴鹿市では、犯罪被害者とその家族、遺族の置かれている状況や、支援の必要性について理解を深めるため、犯罪被害者等支援講演会を実施しました。

■ 今後の取組方向（令和4（2022）年度以降の取組方向）

- 令和4（2022）年度に実施する「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果を分析したうえで、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、総合的かつ計画的に施策を推進するとともに、犯罪被害者等の人権問題について、偏見等による人権侵害等の新たな被害を受けることがないよう、幅広い啓発活動や、犯罪被害者等からのさまざまな相談に応じるため、相談窓口の設置やカウンセリング体制の整備に取り組む必要があります。
- 性犯罪・性暴力被害に遭われた方が安心して相談できるワンストップ窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営を通じて、相談員による電話相談、メール相談、SNS相談や面接相談、初期の医療的処置や心理相談、法律相談等を行い、相談者の心身の早期回復などが図られるよう、関係機関・団体と連携し、切れ目のない支援を行っていきます。
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活環境の変化やストレスなどに起因した性犯罪・性暴力相談の増加に対応するため、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の相談員を増員し、相談体制を強化します。
- 孤独・孤立な立場にある子どもの性被害に支援するため、「学校における性被害」に

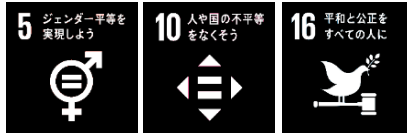
関する課題把握等を行い、支援マニュアルを作成・運用することで、学校と関係機関が連携しながら、性被害にあった子どもを支援する体制を整備します。

- 性犯罪・性暴力は重大な人権侵害であり、どのような状況でも許されないということ、インターネットやSNS等を用いて広報・啓発します。
- 地域で孤立し悩んでいる犯罪被害者等を支援するため、拠点施設である公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターにおいて、さまざまな制度や支援策について情報提供を行います。
- 警察本部では、被害者支援要員が事件発生直後から犯罪被害者等に付き添い必要な助言等を行うほか、公費負担制度や部内カウンセラーを適正に運用し、犯罪被害者の心情に寄り添った支援を推進していきます。また、関係機関・団体と連携し、途切れることのない支援を行います。
- 令和元（2019）年度に策定した「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」に基づき、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、DV防止の啓発と情報提供や被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を推進します。
- 犯罪被害者等支援施策を総合的、計画的に推進するため策定した「三重県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、関係機関・団体との相互連携強化や支援従事者を育成することにより、県内のどこに住んでいても犯罪被害者等の心情に寄り添った適切な支援が途切れることなく提供される総合的な支援体制の整備を図ります。
- 「三重県犯罪被害者等見舞金」を速やかに給付し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ります。
- 「犯罪被害を考える週間」を中心にイベントの開催、その他各種広報媒体を活用した効果的な啓発を実施し、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進します。
- 犯罪被害者等が県営住宅へ優先入居できる制度の周知を行います。
- 新型コロナウイルス感染症に起因する生活不安・ストレスにより、DVについても増加が懸念されることから、被害者等が速やかに相談し、適切な支援を受けられるよう、SNS相談等を活用した相談機能の拡充等を行います。

人権施策 409

インターネットによる人権侵害

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】

インターネット上での差別事象・人権侵害の監視と規制に関する体制が整備されています。

県民一人ひとりは、情報の収集・発信が簡易にできるインターネットの利便性や、発信者の匿名性や情報発信の簡易さが引き起こす人権侵害について理解を深め、人権感覚をもって、適切にインターネットを活用しています。

プロバイダ等は、日頃から人権に対する意識と見識を養い、個人情報保護やインターネット上での差別事象・人権侵害に対して積極的に対応し、そのための関係機関との連携が行われています。

I 国内外の状況

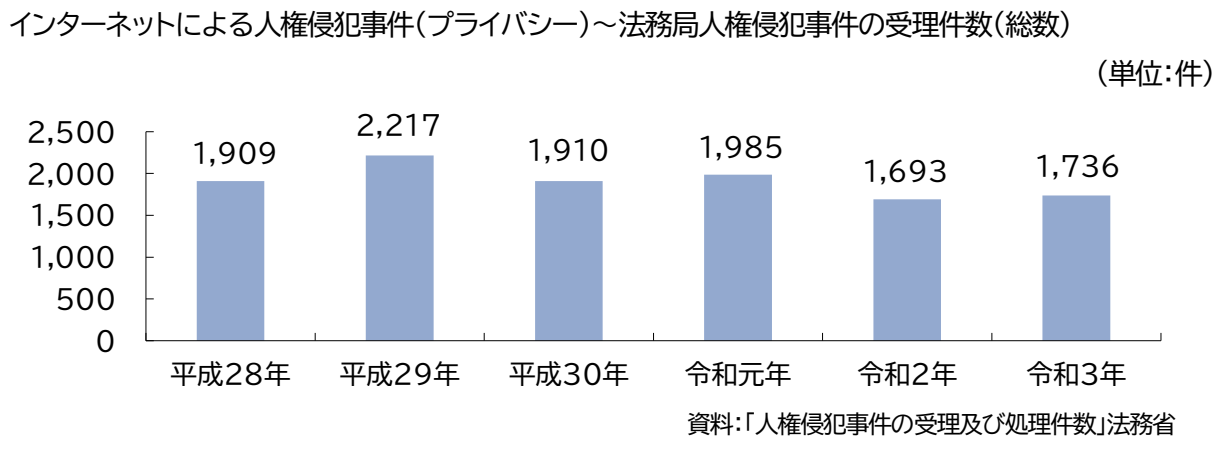
インターネット接続が普及する中、青少年が有害情報を閲覧するおそれが広がる一方、フィルタリング利用率が低迷していることから、フィルタリングの利用促進を図ることを目的として、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が、平成29（2017）年6月に改正され、平成30（2018）年2月に施行され、18歳未満の青少年利用者に対して有害情報のフィルタリング有効化措置を行うことが携帯電話事業者等に義務付けられました。令和3（2021）年6月に、子ども・若者育成支援推進本部は、法改正をふまえたフィルタリングの更なる利用促進や子どもの低年齢期からの保護者・家庭への支援、SNS等に起因するトラブル・いじめや被害の抑止対策を推進するため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次）」を策定しました。

いわゆるリベンジポルノ等による被害の発生・拡大防止のため、私的に撮影された性的画像を公表する行為や公表目的で提供する行為に対する罰則及び被害者に対する支援体制の整備等を内容とする「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が、平成26（2014）年11月に施行されています。

法務省は、平成31（2019）年3月に、人権侵犯性を認めるに至らない場合の取扱を定めた「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について」を通知しました。それによると、「インターネット上の人権侵害情報による人権侵犯事件に関する処理要領」（平成16（2004）年）における「不当な差別的言動」は、「特定の者」に対する差別的言動を削除要請等の対象としてきたものの、集団等が差別的言動の

対象とされている場合であっても、その集団等を構成する自然人の存在が認められ、かつ、その集団等に属する者が精神的苦痛等を受けるなど具体的被害が生じている（又はそのおそれがある）と認められるのであれば、救済を必要とする「特定の者」に対する差別的行動が行われていると評価すべきことになるとの見解を示しました。

2 県内の状況



- 令和3(2021)年中に津地方法務局において新たに救済手続きを開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は21件でした。
- インターネット掲示板上の差別的な書き込み等についてモニタリングを行い、差別表現の早期把握を行っています。また、人権侵害に関わる書き込みを発見した場合、県内に関わる事象はプロバイダやサイト管理者に対して削除要請を行うとともに、津地方法務局、他都府県にわたるものは全国人権同和行政促進協議会へ通報し、削除に向けた取組を行い、拡大防止に努めています。

3 県の主な取組状況 (令和3(2021)年度の実績、成果と課題)

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握と対応のための体制づくり

- ① インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握
- ② インターネット上での差別事象・人権侵害等への対応のための体制づくりに向けた取組

- ・ インターネット掲示板上の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心にモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。また、人権侵害に関わる書き込みを発見した場合は個別に削除要請を行うとともに、県内に関わる事象は津地方法務局、他府県にわたるものは全国人権同和行政促進協議会へ通

報し、削除に向けた取組を進めています。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕

- ・ インターネット人権ソーシャルウォッチャーの養成については、各市町行政や各市町教育委員会単位でのネットモニタリングの取組を進めるため、モニタリングし削除活動ができる人材を増やすことを目的とした「ネットモニタリングガイドブック」を制作、配布しました。インターネット上の差別的な書き込み等については、さまざまな主体によりモニタリング活動や相談対応が行われてきましたが、依然として発生しています。そのため、地域においてモニタリング活動やネットモラルに関する教育等が展開されるよう支援していく必要があります。〔インターネット人権モニター事業（ソーシャルウォッチャー）／環境生活部人権センター〕

（２）インターネット上での人権問題及び適正な利用に関する啓発と教育の推進

- ① インターネット上における人権尊重の意識を高める啓発の推進
- ② インターネットの正しい活用に向けた教育や啓発の推進

-
- ・ インターネット利用者に対して直接働きかけるターゲティング広告（LINE広告）（表示回数 8,971,432 回、クリック数 50,409 回）を通じて、差別的な書き込みの未然防止を図りました。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター〕
 - ・ 児童生徒がゲームやスマートフォンの計画的な使用等について話し合い、考えることで情報モラルを身につけ、インターネットの適切な利用ができるよう、児童生徒用の教材と教員用の指導書を作成し、ホームページに掲載しました。各学校でこれらの教材を活用されるよう、取組を促していきます。インターネット上の不適切な書き込みを検索するネットパトロールについては年 3 回（平日 15 日間を 3 回）、新型コロナウイルス感染症に係る不適切な書き込みの検索を平日の毎日実施しました。また、令和 2 年度に作成した、SNS などでの不適切な書き込み内容を投稿できるアプリ「ネットみえ～る」を引き続き運用しました。ネットパトロールでは令和 4 年 3 月末現在で 747 件の不適切な書き込みを検知しており、「ネットみえ～る」は令和 4 年 3 月末現在でダウンロード数 4,900 件、投稿数は 74 件（うち、子どもに関わる投稿は 13 件）でした。これらの書き込みや投稿には、学校や市町教育委員会と連携して対応しました。〔いじめ対策推進事業／教育委員会生徒指導課〕
 - ・ インターネットの適正な利用とメディアへの接し方等をテーマに教育・啓発・広報活動に取り組みました。今後とも、インターネットや SNS における人権侵害に対しては、メディアリテラシーの向上を図るための啓発・広報に取り組んでいくことが必要です。〔インターネット人権モニター事業・地域人権相談支援事業、人権啓発事業／環境生活部人権センター、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕
 - ・ 児童生徒のネットモラルを育成するための資料をホームページに掲載するとともに、インターネットを活用する際にも自他の人権を守るために教職員が理解しておくことや留意すべきことを記述した資料の活用を促進しました。〔人権教育広報・研究

4 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 総務省、文部科学省及び通信事業者等が連携し、保護者や学校の教職員、児童生徒を対象とするインターネットの安心・安全な利用に向けた啓発活動「e-ネットキャラバン」を実施しています。県内でも学校や保護者組織がこれを活用しており、令和3(2021)年度は39回の講座が開催されました。

(事例2) 小学校、中学校に出前授業を行い、インターネット、電子掲示板等による誹謗中傷、ネットオークションに関わるトラブル等、さまざまな問題を伝えている企業があります。

(事例3) インターネット掲示板の差別書き込みに対し、削除要請活動に取り組んでいる公益法人があります。この取組により、削除ルールを示している掲示板においては、掲示板管理者により削除された事例もあります。

(2) 市町の取組事例

- 桑名市、伊賀市、名張市、鈴鹿市では、インターネットのモニタリングを定期的に行っています。
- インターネット上の人権侵害に対応するため、伊賀市及び名張市と伊賀地域防災総合事務所が連携する「伊賀地区における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する連絡協議会」で、「伊賀地域インターネット差別表現書き込み分析調査研究事業」に取り組んでいます。

■ 今後の取組方向（令和4(2022)年度以降の取組方向）

- 令和4(2022)年度に実施する「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果を分析したうえで、インターネット上での差別事象や人権侵害、悪質な書き込み等を防ぐため、県民に幅広く啓発活動を推進するとともに、差別事象や人権侵害の監視・削除に関する体制づくりを進める必要があります。また、インターネットの特徴や適正な利用、モラル等についての啓発や教育を推進し、差別事象・人権侵害が起きない環境づくり等を行う必要があります。
- インターネット上に同和地区と称する地名を書き込むなど、差別を助長・拡散させる行為を防止するための取組を、引き続き全国人権同和行政促進協議会を通じて、国に対して要望していきます。

- 新型コロナウイルス感染症の患者等へのインターネット上の差別的な書き込み等に対するモニタリングについて、市町や関係機関に呼びかけ、幅広く頻回に実施するとともに、違法な書き込み等に対する削除要請等の早期対応を行います。また、インターネット上の人権侵害に対して、速やかに書き込み等を削除することを可能とする法的措置等を含めた実効性のある対策を早急に実施するよう国へ要望していきます。
- インターネット上の差別的な表現の書き込み等に対してモニタリングを実施し、早期発見・早期広がり防止、国等と連携した早期削除活動に努めます。また、市町行政へのモニタリングの推進を継続して進めます。これまでモニタリングを実施してきた中での人権侵害や差別の実態把握をもとに、未然防止のための県民向け啓発動画を作成し、活用します。
- ネットトラブルや新型コロナウイルス感染症によるいじめ・人権侵害から児童生徒を守るため、引き続き、不適切な書き込みを検索するネットパトロールを年間通して実施するとともに、不適切な書き込みを発見した場合に、その内容を投稿できるアプリ「ネットみえ〜る」を運用します。
- 高校生による小学生を対象とした「SNS・ネットの上手な使い方講座」や、三重県いじめ防止応援サポーター等の外部人材によるいじめ防止や情報モラルに係る出前授業を実施し、子どもたちのネットリテラシーの向上を図ります。
- 子どもがインターネットによる人権侵害の被害者にも加害者にもならないよう、人権学習指導資料等を活用し、ネットモラルやメディアリテラシー等に関する学習を促進します。
- ネット利用者に対して直接働きかけるターゲティング広告(L I N E 広告)を通じて、差別的な書き込みの未然防止を図ります。

人権施策 410

さまざまな人権課題

(アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、災害と人権、性的指向・性自認に関する人権(性的マイノリティの人びと)、貧困等に係る人権課題、ホームレス、北朝鮮当局による拉致問題等 等)

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール(目標)】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】

あらゆる偏見や差別意識が解消され、人権侵害が起こることのない、人権が尊重される社会が築かれ、県民一人ひとりが、互いに個性を認めあい、自立した生活を送っています。

I 国内外の状況

《アイヌの人びと》

平成9(1997)年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)が施行されました。また、平成19(2007)年には、国際連合において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、翌年、国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が行われました。

令和元(2019)年5月、従来の福祉政策や文化振興に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含む多岐にわたる施策を総合的に推進し、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。令和2(2020)年7月には、北海道白老町において、ウポポイ(民族共生象徴空間)がアイヌ文化復興・創造の拠点としてオープンしました。同年11月には、内閣府が「アイヌ政策に関する世論調査」を実施しました。

法務省の人権擁護機関では、アイヌの人々に対する偏見・差別をなくし、アイヌの人々に対する理解と認識を深めるよう、人権啓発活動や人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。

《刑を終えた人・保護観察中の人等》

平成29(2017)年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、「再犯防止推進計画」が策定され、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

法務省では、刑を終えて出所した人等に対する就労支援を重要課題の一つとして位置

付け、刑を終えて出所した人等を雇用してくれる協力雇用主を募集し、加えて、就労継続に必要な生活指導や助言等を行う協力雇用主に対して就労奨励金を支払うなど、再犯防止のための積極的な取組を行っています。また、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生について国民の理解・協力を促進し、犯罪や非行のない地域社会を築くため、地域住民の理解と参加を得て、「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」を実施し、刑を終えて出所した人に対する偏見・差別をなくし、これらの人の円滑な社会復帰を促すための啓発活動を全国各地で行っています。

内閣府が平成 30 (2018) 年 9 月に行った「再犯防止対策に関する世論調査」で、再犯防止のために、具体的にどのようなことが必要だと思うか聞いたところ、「刑事司法関係機関（刑務所、少年院、保護観察所等）による一人ひとりの問題性に応じた、きめ細かな指導や支援を充実する」が 54.6%、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」が 50.6%、「被害者の置かれた状況や心情を理解させる」が 41.3%などとなりました。

《災害と人権》

内閣府では、平成 29 (2017) 年 4 月に、「平成 28 年度 避難所における被災者支援に関する事例等報告書」を公表しました。どのような災害においても、ひとたび避難所が開設されれば、高齢者や障がい者、妊産婦、外国人等、さまざまな方々が生活を送る場となり、不自由な生活を強いられることがあります。同報告書では、避難所や福祉避難所だけでなく、車中泊等、避難所以外の避難も含めた避難所における被災者支援の実態や課題のほか、対応策として各地で進められている先進事例等も整理されています。地方自治体の担当職員にとって、災害時の避難所運営の一助となり、避難所での安全で安心な生活環境が保持されることにつながることを望まれています。

平成 28 (2016) 年の「熊本地震」、平成 29 (2017) 年の「平成 29 年九州北部豪雨」を受け、平成 30 (2018) 年 8 月には、「指定避難所等における良好な生活環境を確保するための推進策検討調査報告書」が、国において作成されました。

《性的指向・性自認に関する人権（性的マイノリティの人びと）》

平成 29 (2017) 年、「男女雇用機会均等法」に基づく改正セクハラ指針が施行され、被害者の性的指向・性自認にかかわらず、職場におけるセクハラがセクハラ指針の対象となることが明記されました。また、性的指向や性自認をからかいやいじめの対象とする言動もセクハラに当たり許されないことを明確化する人事院規則の運用通知が改正されました。「いじめ防止対策推進法」に基づく基本方針が改定され、LGBTへの対応が盛り込まれました。

令和元 (2019) 年 5 月に、WHO（世界保健機関）の総会において、新たな「国際疾病分類」が採択され、性同一性障害は、これまでの「精神及び行動の障害」から新たに「性保健健康関連の病態」に位置づけられました。

性的指向や性自認を理由とする偏見や差別を解消するため、令和2（2020）年6月に施行された、改正労働施策総合推進法に基づいて定められた、パワーハラスメント防止のための指針において、相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うこと等をパワーハラスメントに該当すると考えられる例として明記するなど、職場における性的指向・性自認に関する正しい理解を促進するための取組が進められています。

令和3（2021）年に法務局が新規に救済手続を開始した差別待遇に係る人権侵犯事件は、性的指向が2件、性自認が4件でした。

《貧困等にかかる人権課題》

平成26（2014）年に施行された、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としています。

また、同法の一部を改正する法律が令和元（2019）年9月に施行され、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策や子どもの貧困解消に向けた対策であることや、児童権利条約の精神に則り推進することなどが明記されました。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざし、子どもの貧困対策を総合的に推進するために、「子供の貧困対策に関する大綱」が平成26（2014）年8月に閣議決定され、それに基づいた取組が進められています。同大綱についても、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」により、令和元年11月に記載事項の拡充等がされました。

令和2（2020）年7月に厚生労働省が公表した「2019年 国民生活基礎調査」によると、中間的な所得の半分に満たない家庭で暮らす18歳未満の割合「子どもの貧困率」は、平成30（2018）年時点で13.5%でした。世帯類型別では、大人一人で子どもを育てる世帯の貧困率は48.1%でした。

《ホームレス》

国は、ホームレス自立支援施策として、平成14（2002）年に成立した「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、平成15（2003）年に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定し、ホームレスの自立支援施策を推進しています。平成30（2018）年7月にホームレスの実態に関する全国調査の結果を踏まえて策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動、人権相談等の取組により、ホームレスの人権の擁護を推進することが必要であること等が盛り込まれています。

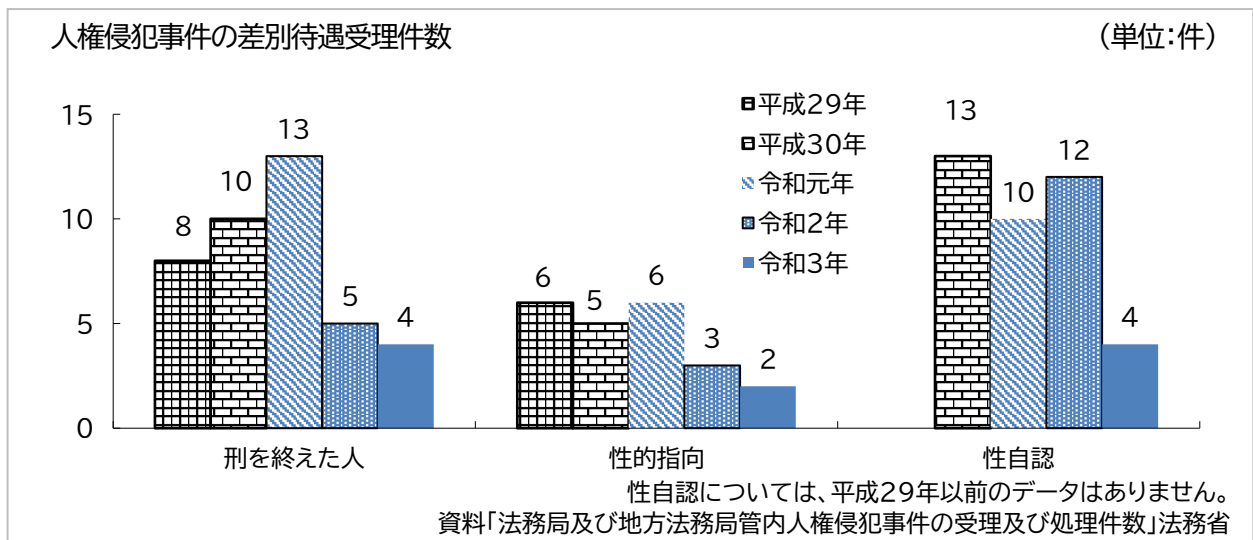
《北朝鮮当局による拉致問題等》

平成 25（2013）年、国は拉致問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するため、「拉致問題対策本部」を設置し、政府一体となった取組を推進しています。

平成 29（2017）年 4 月には、政府、拉致議連役員、各党拉致問題対策機関代表等による「政府・与野党拉致問題対策機関連絡協議会」を開催したほか、同年 11 月には、拉致問題の解決に資するあらゆる方策を検討するため、有識者の知見を政府の政策立案に活用する「拉致問題に関する有識者との懇談会」を開催しました。

令和 2（2020）年 12 月、政府主催国際シンポジウム～グローバルな課題としての拉致問題の解決に向けた国際連携～が開催されました。令和 3（2021）年 1 月には、拉致問題対策本部公式 Twitter アカウントが開設されました。

2 県内の状況



- 津地方法務局が令和 3（2021）年に新たに救済手続を開始した差別待遇は、刑を終えた人、性的指向、性自認いずれも 0 件でした。
- 松阪市は、令和元年 9 月にアイヌ施策推進地域計画認定市町に認定され、松浦武四郎記念館を中心に取組を進めています。
- 性の多様性についての理解が広がり、当事者が抱える課題が社会の中で共通認識となり、性のあり方にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができる社会づくりを地域社会全体で進めていくため、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」が令和 3 年 4 月 1 日に施行されました。また、地域で人生を共にしたい人と安心して暮らすことができる環境づくりに向け、「三重県パートナーシップ宣誓制度」を同年 9 月 1 日から開始しました。
- 単身世帯高齢者、一人親家庭、中高年の引きこもりなど、「孤独や孤立」の状態から生きづらさを抱える方が増え、制度の狭間に陥ることで必要な支援が行き届かず、地域の中で暮らしていくことが困難な状況にあります。誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしてい

けるよう、多世代間の交流や支え合いにより地域共生社会を実現するコミュニティ機能を確保し、地域福祉をより一層推進するため、令和2（2020）年3月に「三重県地域福祉支援計画」を策定しました。

- 令和3年7月から8月にかけて、県内で活動している民生委員・児童委員4,088人を対象に、ひきこもり*についてのアンケートを実施し、3,777人から回答を得ました。その結果、担当地区において、ひきこもり状態にある方が「いる」と回答したのは22.0%、「いない」と回答したのは78.0%でした。

*本アンケートでは、ひきこもりを重度の障がい（身体・知的・精神）、疾病、高齢等で外出できない者を除く方で、「社会的参加（仕事・学校・家庭以外の人との交流など）ができない状態が6か月以上続いていて、自宅にひきこもっている状態」「時々買い物などで外出することはあるが、それ以外の社会的参加ができない状態」と定義しています。

3 県の主な取組状況（令和3（2021）年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

（1）さまざまな人権課題の現状と課題認識のための取組の推進

- ① さまざまな人権課題の現状と課題認識のための取組
- ② 人権と密接に関わる社会問題への取組
- ③ 性の多様性を認め合う社会に向けた取組
- ④ 生活困窮者の自立を支える取組の推進

- ・ 人権に関する県民意識を把握するため、e-モニターによるアンケート調査を実施しました。今後も、人権に関する県民の意識について把握していく必要があります。
〔人権に関する県民意識の把握／環境生活部人権課〕
- ・ 県人権センターアトリウムを活用して、年間を通じて様々なテーマ（アイヌの人びと、災害と人権、性的指向・性自認に関する人権（性的マイノリティの人びと）、北朝鮮当局による拉致問題等）で各種パネル展を実施しました。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター〕
- ・ インターネット掲示板上の差別的な書き込みのモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めるとともに、関係機関への通報等により対応しました。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 平成28（2016）年に施行された「自殺対策基本法の一部を改正する法律」において、3月を「自殺対策強化月間」と位置づけ、国および地方公共団体は、自殺対策を集中的に展開するものと規定されています。これを受け、県においても、関係団体、民間団体等が連携し、啓発活動やこころの健康に関する講演会の開催等に取り組みました。また、三重県自殺対策推進センターを中心に、うつ病等こころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発や相談を実施するとともに、地域における人材育成や関係

機関・団体による自殺対策ネットワークの構築に取り組みました。今後も、地域の絆を生かした自殺対策を推進していく必要があります。〔地域自殺対策緊急強化事業／医療保健部健康推進課〕

- ・ 高齢又は障がい等を有する矯正施設の入所者等が、退所等した後に適切に福祉サービスを受けられるよう支援するため、「三重県地域生活定着支援センター」を設置し、受入施設等のあつせん、福祉サービス等に係る申請支援等の援助を行いました。〔地域生活定着支援事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ ひきこもりの方への支援として、専門相談の実施や家族教室や家族のつどいの開催、また、支援者への人材育成としてスキルアップ研修会や支援者ネットワーク会議の開催等に取り組みました。〔ひきこもり対策推進事業／医療保健部健康推進課〕
- ・ 民生委員・児童委員に対するひきこもりのアンケート調査や新たに設置した外部有識者を含めた検討委員会での議論をふまえ、ひきこもり支援に特化した新たな計画を策定しました。〔ひきこもり対策推進事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 性的指向・性自認に関する人権問題について、人権センターにおいてパネル展示を行うとともに、第1回県民人権講座（インターネット放送局で放送）でも取り上げ、理解を深めるための取組を進めました。〔人権啓発事業ほか／環境生活部人権センターほか〕
- ・ 生活困窮者の自立促進を図るため、福祉事務所設置自治体（県、14市、多気町）の生活困窮者を対象とした相談窓口（自立相談支援機関）において、生活困窮者の相談に応じ、相談者の個々の状況に応じた支援を行いました。〔生活困窮者自立支援事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 令和3年4月に施行した、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」にかかるリーフレットを作成し、県民への周知・啓発に取り組みました。
また、「三重県パートナーシップ宣誓制度」を令和3年9月から開始しました（宣誓件数：30件／令和4年3月末時点）。〔性の多様性を認め合う社会推進事業／ダイバーシティ社会推進課〕

（2）さまざまな人権課題に対する理解を深めるための教育・啓発活動の推進

① さまざまな人権課題の認識を深め、正しく理解を進める人権教育・啓発の取組

- ・ さまざまな人権問題への正しい理解を図るため、パネル展示やパンフレットの配布を行いました。〔人権啓発事業ほか／環境生活部人権センターほか〕
- ・ LGBT（注）をはじめとする性の多様性に関する理解促進を図るため、県民向けのトークイベントを実施するとともに、性の多様性に関する支援を考えるための「LGBT講座（2日間）」を実施しました。〔性の多様性を認め合う社会推進事業／環境生活部人権課、ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 人権問題に対する学習を推進するため、学習展開例を記述した人権学習指導資料や教科学習に関連づけて取り組む流れを示した教職員向け指導資料の活用講座を開催

しました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕

- ・ 教職員がさまざまな人権問題について理解を深めるための資料を作成し、公立学校に配付しています。〔指導資料作成事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 避難所運営に男女共同参画や障がい者、外国人等要配慮者の視点を取り入れられるよう、避難所単位の「避難所運営マニュアル」の作成支援に取り組みました。〔地域防災力向上支援事業費／防災対策部防災企画・地域支援課〕
- ・ 「外国人防災リーダー」を育成する研修や、外国人避難者の受入れを想定した避難所運営訓練などを実施しました。外国人住民が災害時要援護者の立場から、地域社会を支える側へと活動の場を広げることができる環境をつくる必要があります。〔安全で安心な生活への支援事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 政府拉致問題対策本部、三重県議会北朝鮮拉致問題解決促進議員連盟と共催にて「拉致問題を考える国民の集い in みえ」を開催し、北朝鮮による拉致被害者ご家族や三重県に関わりのある拉致の可能性を排除できない行方不明者のご家族の訴えを直接県民の皆さんに届ける機会を設けました。また、北朝鮮当局による拉致問題の解決を願う気持ちを込めたブルーリボンの着用やホームページでの情報発信、ポスターの県施設等への掲示のほか、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）」を中心にパネル展示、写真展開催、ラジオによる啓発等を行いました。〔北朝鮮による日本人拉致問題に係る啓発／戦略企画部戦略企画総務課〕
- ・ 北朝鮮当局による拉致問題等の理解を高めるための学習の実施を促進した結果、小学校41校、中学校12校、県立学校10校においてアニメ「めぐみ」が視聴されました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕

（3）人権侵害に対応するための取組の推進

① 人権侵害に対する適切な対応

- ・ 県人権センターにおいて、人権に関する相談機能の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら適切な対応に努めました。また、人権に関わる相談員の資質向上とさまざまな人権課題への相談機能を強化するため、相談員スキルアップ講座（10講座、405人参加）を開催しました。今後も、相談員等の資質向上を図る支援と他の相談機関との連携が必要です。〔人権相談事業・地域人権相談支援事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 人権侵害（差別事象）に関わる課題の解決のための取組が適切に行われるよう、「人権教育サポートガイドブック」に学校組織としての具体的な取組内容を示し、学校や市町等教育委員会の対応を支援しました。今後も、学校における人権侵害（差別事象）の発生や対応状況を把握するとともに、危機管理マニュアルに基づき課題解決に向けた支援や未然防止のための指導・助言を行います。〔人権教育活動推進事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ インターネット上にある三重県に関わる差別的な書き込みについてモニタリング

を行い、早期発見・早期広がり防止・早期削除活動を行うとともに、これら差別事象の実態把握を行いました。[インターネット人権モニター事業/環境生活部人権センター]

4 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」では、LGBT電話相談を毎月第3金曜日に13時から19時まで実施しました。

(事例2) 同性パートナーがいる社員にも結婚休暇等を付与することとした企業があります。

(事例3) 外国人や高齢者の生活を支援する団体に、無償で菓子等を配付した団体があります。

(2) 市町の取組事例

○ 松阪市では、松浦武四郎記念館の展示リニューアルに向けて、武四郎の蝦夷地調査や、アイヌ民族の交流を紹介する展示グラフィックが製作されました。また、令和3年7月に北海道白老町にある民族共生象徴空間（ウポポイ）で「松浦武四郎 in ウポポイ」を開催し、講演会やパネル展示、松阪もめんコースターへのアイヌ文様刺しゅう体験を行い、来場者にアイヌ民族と交流した松浦武四郎などについて紹介しました。

○ 鳥羽市は、性別に関わらず多様な働き方をしている職員を紹介し、性別の違いがあっても認め合い、自分らしく生きることの大切さを感じてもらうため、人権啓発動画「カラフル」を作成し、人権週間に併せて市行政チャンネルにて放送したほか、市ユーチューブでも動画配信を行いました。

○ 熊野市は、高齢者や障がいのある人など、特に配慮を要する要配慮者が避難できる場所とするため、福祉施設と協定を結び、福祉避難所運営マニュアルを策定しました。また、地域の実情や要配慮者、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営マニュアルを策定しています。

○ 紀宝町は、「広報きほう」の誌面上に人権啓発記事や人権メッセージ等掲載する人権コーナーを設け、3~4ヶ月毎に掲載を始めました。また、人権講演会の日程等を一枚にまとめたチラシを紀宝町・熊野市・御浜町合同で作成し、各戸に配布しました。

■ 今後の取組方向（令和4（2022）年度以降の取組方向）

- 令和4（2022）年度に実施する「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果や、「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、さまざまな人権課題の現状と課題認識に取り組むとともに、さまざまな人権課題を正しく理解するために教育及び啓発活動、相談体制の充実に取り組む必要があります。また、社会・経済状況の変化に伴って、人びとの意識も変化し、人権課題も多様化・複雑化していることから、引き続き、市町等への訪問活動や、県のe-モニター（電子アンケート）制度を活用するなどして、県民等の意識傾向や課題の把握に努めます。
- 「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を基に、性の多様性についての理解が広がり、当事者が抱える課題が社会の中で共通認識となり、性のあり方にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができる社会づくりを、地域社会全体で進めていきます。また、令和3（2021）年9月から開始した「三重県パートナーシップ宣誓制度」の周知及び利用先の拡充などに取り組めます。
- 令和元（2019）年施行の「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」をふまえ、アイヌの人々の文化や歴史的な経緯や差別の実態、多様性を尊重する生き方に学ぶ人権教育・啓発を、関係機関等と連携して進めます。
- 避難所開設訓練やHUG（避難所運営ゲーム）の実施について、市町とともに各地域における取組を引き続き進め、「避難所運営マニュアル」の作成を支援します。

注）LGBT 人の性愛がどういう対象に向かうのかを示す性的指向や性自認を限定的にさす言葉。性的指向としては、女性同性愛者（レズビアン、Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）があり、性自認については、身体と心の性が一致しないトランスジェンダー（Transgender）がある。その他、例えば、Q（クエスチョニング：自身の性自認や性的指向が定まっていない、もしくは意図的に定めていないセクシュアリティ）、X（エックスジェンダー：男性でも女性でもない性自認を持つ人）、A（アセクシュアル：他者に対して恋愛感情も性的欲求も抱かない人）など、LGBTという言葉だけでは包含できないほど多様な性のあり方が存在する。このため、それらをより包含する言葉として、性的指向・性自認という表記としている。